

しく先に立ちたる二人りの者は少しも臆する色なく口を揃へて拙者どもは只今紀尾井町に於て大久保參議を參朝の途中に待ち受けて殺害に及びたれば宜しく此旨を申通じ相當の處分を施されよと申述るに門前は參朝せらるゝ人々の馬車にて難沓大かたならざれば守卒は爰にて問答せば人の耳目をも驚かさんと六人の者を門内に引き入れ其筋へ上申して直に二分署へ報知せしかば警部は巡查數十人を率ゐて出張し六人を請取り腰繩を打ちて車に乗せ一人づゝ巡查を相乗りとし左右を護衛して警視本署へ拘致し第三課に引渡し糺問あるに此者どもは石川縣士族長連豪、同島田一郎、同杉村文一、同脇田功一、同杉本乙菊、島根縣士族淺井壽篤の六人にて一通の建白書を懷中せり中にも長は五所紋つきたる黒羽織を着し島田は無地の羽織にて共に年の頃は三十有餘と見ゆ其餘はまだ廿ち前後の少年にて四人のうち二人は血潮に染りたる袴を穿きたりと未だ糺問の次第は詳しく探訪し得ざれど或は云ふ長連豪は元と金澤藩にて三百石を取りし小普請にて島田は此頃まで代言人をなせしと或は云ふ此六人は昨年より薩摩に入り西南の役にも賊徒中に在りしが中ごろ脱し歸りて斯る非擧に及びしなりとも云へり借てまた 聖上にはこの變を聞き召されしより深く窺慮を惱ませ玉ひ富小路侍従を 勅使として内務卿の邸へつかはされ 兩皇后建宮よりもおのゝ御見舞の賜物あり續て侍醫を殘らず遣はせらる其の他皇族方よりの使者途中に相望み諸省の勅奏

任官も争ふて内務卿の邸へ赴かるゝ車馬東西に馳せ違ひ一時は上下ともにひしめき騒ぎて其混雜云ふべうもあらざりけり右に付き在京の石川縣令桐山純孝君も午後四時より警視局へ出頭せられ夜に入りても未だ退出せられずと云ひ内務卿の邸へは警視局より守衛として數名の巡查を派遣せしめられしと云ふ抑も公は維新の元勳として參議兼内務卿の重職に居り 天子の信任あらせらるる所朝野の倚賴する所なりしに一朝命を兇賊の刃下に隕さる豈國家の爲に悼惜せざるを得んや嗚呼（此變に付きて當時の景況を傳説する區々にして孰れを信じ孰れを疑ふべきか寔に取捨に苦しむ只探訪者が聞得て報道せし中に就き尤も信據すべきと思ふだけを折衷して斯くは登載したりされども道路恟々訛傳百出する時なれば或はこの説の事實に相違せるもまた保すべからず讀者乞ふ之を諒せられよ）

台湾征討の外交談判がなかく埒があかない。それで吾々共は毎日談判の結果を耳にして腹が立つて堪らぬ。全權辦理大臣の大久保利通の所に出掛けて「こんな具合では何時になつても結末はつきましますまい。いつそ談判破裂といふ事にして台湾を取つてしまつた方が可いではありませんか」等と言つて捻ぢ込んだものであるが、大久保は「萬國公法があるからそれに據らなければならぬ」

と言つて吾々の暴論を笑つて御座つた。併し私は腹の虫が納らぬので、一日、むきになつて大久保に詰め寄つて『此の台湾討伐といふものは、もと／＼征韓の議論が礎られて西郷ドン初め野に下つて貴方と手を分つてしまつた結果、其の不平を取鎮めようとして起きたといふ事も一つの理由だと承つて居る。今茲であやふやな態度をお取りになると、此の不平といふものは反つて一層烈しくなる。貴方は國許では奸物の巨頭と睨まれて居る。それを御存じないか』とまくし立てた。側にゐた海軍の兒玉中佐がそれは言ひ過ぎだと支へられたが、私は大久保の生温るい態度に憤慨してゐたので、遠慮會釋もなく詰問したのである。すると大久保は血相を變へ居つた、あの眼からポロ／＼涙を流して怒り居つた。兒玉は見かねて『もう止め／＼』と私の尻を突つた、私はそれでも遣り付けた。大久保は涙を湛へ乍ら辯解を續け居つたが、あの時こそは全く大久保の血相は憤慨の餘り一變して居つた。

今に於いて天津條約時代の久保の苦心を想察すると、仇や愚かな事ではなかつたと思はれる。吾々共は何も知らずに、大久保の態度が氣に入らぬというて食つて掛つた事は、親の心子知らずの類で誠に慚愧に堪へない。言ふ迄も無く大久保は吾々薩摩人の大先輩である。大西郷と共に吾共の師と仰ぐ可き大人物である。併し何うも薩摩の者に好かれずして世を終つた。短い間では

あるが、私の接觸してゐた當時の事實を基礎として考へると、大久保は謹直嚴正、稀に見る輔弼の臣であつたと言ひ得る。兩雄並び立たずの譬もあるが、一時に西郷、大久保の兩者を失つた事は吾々共の遺憾は言ふ迄も無く、日本帝國の一大損失であつた。(陸軍中將比志島義輝氏談)

四、自我の強かつた江藤新平

國を思ふ人こそ知らぬ丈夫が

心盡しの袖の涙を

明治七年四月十三日、四十歳の働き盛りを此の一首を辭世として、自分の作つた法律により斬刑に處せられた江藤新平氏は、非常に自我の強い而も性急な人であつた。江藤氏は一旦自分が言ひ出した事は如何なる場合にも押し通さうとし、腕力に訴へて迄も他人と争ひ、無理にも自分の意見を行はうとされたもので、時機の到來を待つとか、他人の意見を容れやうなどいふ事は微塵も無かつた方である。江藤氏が司法卿に任ぜられて間もなくの事であるから、明治四五年頃と記憶してゐるが、各府縣に裁判所を設置しようとする主張し、政府に於いても司法權の獨立の上から之れを承認し、大藏省に經費支出方を命ぜられてあつたが、大藏省では財源が無いといふので、此の要求を刎ねつ

け結局司法省と大蔵省と此の經費問題で非常な確執を生じた際なども、江藤氏は非常な權幕で大蔵當局と争つたものである。太政大臣の三條公は好人物ではあつたが決斷力の乏しい人で、兩省の確執を裁斷する事が出来ず、岩倉右府並びに大蔵卿大久保利通公は洋行不在中だつたので、此の問題はなか／＼解決せず、而も財政經濟の事に精通せぬ太政官の方からは、閣議を尊重して經費支出の實行を迫られるので、大蔵大輔の井上侯等は大いに憤慨して、『大蔵省の意見を尊重せず江藤の言分を無理に通させようとするならば辭職してしまふ』等といきまいたものである。こんな關係から江藤氏と井上侯とは犬猿も當ならざる間柄であつたが、私なども大蔵當局として江藤氏に虐められたので、江藤氏に對しては餘り良い感情を持つて居らなかつた。大西郷や木戸公等は頗る仁愛に富んだ方であつたが、江藤氏は之れと正反對で寧ろ殘忍に過ぐる性格の持主であつた。江藤氏は人に接すれば先づ何よりも先に其人の邪惡な點を看破するに努め、人の長所を見る事などは後廻しにせられたやうである。否、極端に申せば人の長所は殆んど顧なかつたと云つてもよい位であつた。此の性格が災ひをなして後年身を過るに到つたものだと思はれる。兎角人間といふものは如何に學問があつても、之れを統ぶるに禮を以てしなければ、遂には道にも背き、終りを完うし得ざる人になりがちである。江藤氏は實に何でもよく物事を知つて居る博覽強記の方で、此點に就いては私な



江藤新平

ども大いに敬服して居つたものであるが、江藤氏は經世學者であつて、禮の事などには一向頓着なく、如何に他人に迷惑を及ぼさうがそんな事には一切構はず、矢鱈に自分の無理を通さうとし、それが爲めには好んで埋窟を捏ね廻し、是が非でも自我を通さうとされた。而して他人の意見に耳を藉さずして何事も獨斷專行、若し自分の意見に従はぬ者がある時には、之れを倒さずんば止まずといふ氣質の人であつた。又江藤氏は常に韓非子を愛讀して韓非子に私淑し、純然たる刑名學者になつてしまひ、目的の爲めには手段を選まぬといふ流義の人であつたから、遂には其の私淑した韓非子に過られて邪道に入つたものと見られる。大西郷と共に征韓論を主張し、其議が行はれざるに業を煮やし、參議を辭して郷國佐賀に歸り、不平士族共に擁せられて島義勇氏等と心を合はせ、舊佐賀城に據つて兵を擧げ、遂に賊名を蒙る様になつたのである。あの佐賀の亂なども初めから起す積りではなかつたらうが、目的の爲めには手段を選まぬといふ主義であつた爲め、つい何時の間にか知らず／＼邪道に踏み込みあんな事になつたのであらうと思ふ。佐賀の亂を起して敗北するや、鹿

兒島に奔つて大西郷に救ひを求めたが聽かれず、遂に高知縣に於いて捕はれ、賊名を負うて自分の制定した刑法に依り刑せられるに至つたのであるが、江藤氏の如き傑出した人物に、斯くの如き大なる缺點のあつた事は、誠に惜むべきであつたと思ふ。吾々は江藤氏の一生を通じて世に處する上に於いて少からざる教訓を暗示されて居る事と信するのである。

明治年間に起つた各藩の謀叛の中で、最も同情に堪へぬのは佐賀の事件であつた。殊に首魁の江藤新平が、あの悲惨な末路を見ては、實に酸鼻の極みである。此前にも幾多の謀叛はあつたけれど、皆事實にならずして、芽生の中に擧取られてしまつた。獨り佐賀の叛亂だけは、鎮台の兵を繰出して半月餘りの戦争をするだけにやられたのであるから、それだけに政府者が江藤に對する處置も酷かつたのである。が、併し江藤を梟首の刑に行うたのは、些と大久保の遺過もあつたやうに思はれる。同じ死刑の中でも其の輕きに從つて處分したならば、或ひは大久保に對して殘忍な人であるといふやうな感じを持つ者も少なかつたらうが、何しろ江藤の首が梟木の上に曝されて居るのを寫眞に撮つて、各役所へ送つたといふ一時に徴しても、大久保が此事件に對して少しも假借する所もなくやり付けた。其心の中には何程にか、江藤を憎んで居たかといふことの想像

も付く譯だ。江藤は果して謀叛する氣であつたか何うか、頗る疑問とすべき點が多く、著者の如きも彼の時の謀叛は、江藤の精神でないといふことを、深く信する一人である。唯一時の勢に驅られ、乾分の情義に絆されて、不知不識其渦中に捲込まれてしまつて、彼のやうな末路になつたのだから、一層同情の念が起つて来る。若し當時の政府に、侃々諤々の議を唱へて、大久保に反抗し得る者があつたならば、或は江藤の死は免れることが出来たかも知れない。然るに當時の在官者は、皆大久保の前に叩頭跪拜する連中ばかりで、一人起つて江藤の爲めに、其の冤を訴へて呉れる者がなかつたのは甚だ遺憾の至りである。(伊藤編遊氏著、明治裏面史)

五、副島種臣と激論を闘はす

副島種臣伯なども江藤氏と稍く似た性格があつたもので、見識もあり學問もあり又立派な品格の人でもあつたが、決して他人の意見を參酌するといふやうな心持は無かつた、何でも自分の思つた通りに行ふ性質であつた。併し副島伯は元來が忠良の人物であつたから、江藤氏の如く邪道にも踏み入らずよく終りを完うする事が出来たが、晩年に及んで存外振はなかつたのは自我を通さうとする性格が災ひをなしたのであると思ふ。副島伯に就いて思ひ出さるゝのは台湾征討の一件である。

丁度明治五年の十一月頃であつたか、當時の外務卿副島種臣伯から、台湾征討の事に就いて政府へ建議せられた。陸海軍の軍人等は、其の職務上から頻りに之れが實行を希望し、政府に對して此の建議の行はれるやうに盛んに強要したものであるから、政府でも稍々意を動かすやうになつた。併し此の問題は頗る重大であつて、單に太政官の意嚮にのみ依つて決す可きで無いといふので、太政大臣であつた三條公は各省の代表者を其邸に招かれて、台湾征討の可否に就いて諮問された。大藏省からは當然井上大輔が出席せらる可き所であつたが、井上公は母堂が亡くなられた爲め服喪中であつたので、私が大藏省を代表して其の會議に列席したのであつた。

副島外務卿は台湾征討の必要である事を滔々として説明し、一つには之れに依つて民心を外に向はしめて内政改革を促進せしめ、他面に於いては國威を海外に輝かし、殊に傍若無人なる隣國支那に我が國威の程を知らしめなければならぬといふ議論であつた。之れに對して陸海軍側は勿論賛成したが、私は大局から觀て台湾征討の不利である事を信じて居つたので痛切に其の反對を唱へ、果ては三條太政大臣の前で副島伯と私とは大議論を戦はし、遂には激昂の餘り副島伯は腕力に訴へかねまじき有様であつた。併し私は自分の説を正論であると信じて居るので、飽迄も反對説を固執して數時間に亘つて互ひに討論した。私の論旨は

「今日の日本は王政維新となつて其名は誠に美しいが、政務の實際を顧れば漸く廢藩置縣の大事業が一段落を告げたばかりであつて、而も整理の實が少しも擧つて居らぬから國家は疲弊し人民は窮乏に苦しみ、且つ政府の大方針が悉く確定してゐるといふ譯でも無いから、其の歸趨に迷つてゐる有様である。然るに此際外國に兵を出して干戈を交へんとするは實に危険千萬である。軍事の事に就いては深く知らぬが、台湾征伐の師を出したならば我國の勝利は疑ひないであらう。だが假令勝利を得るにもせよ、之れが爲めに國內の商工業は一層衰頹を來たし、加ふるに巨額の軍費支出を要するから國民は重税に苦しまなければならぬ。されば戰爭には勝つたとしてもそれは單に海外に我國の盛名を得るに過ぎぬのであつて、得る處は國民の疲弊を來たすと云ふ一事のみである。今日の場合には海外に虚名を得るよりも國內の充實を來たし、國家の基礎を大盤石にする事が最も急務である。台湾征伐の御意見も御尤も至極の事であつて、敢て無用の軍であるとは申さぬが、今日は其の時機で無いから宜しく平和的手段に依つて解決す可きである。」

といふにあつた。此の會議の席上に於いては、可否何れとも決せず散會したのであるが、其後政府に於いて慎重審議した結果、幸ひに私の意見が用ゐられて、台湾征討の事は無期延期となつたのである。

私は明治七年の台湾征討に従軍した。それは台湾の蠻人が漂流した琉球人を故なく虐殺したので問罪の爲め兵を發したのである。西郷従道が台湾蕃地事務都督を命ぜられて長崎を出發した。外國公使團から故障が出て閣議では中止と決定したが、西郷都督はそんな事には頓着せずぐんぐんやつつけてしまった。其の結果、北京に於いて柳原駐支公使と支那政府との外交談判となつた。所がノリクラーリとして容易に決定しない。然かも支那に於いては『貴國は出兵の事に關しては我國に何も言うて參らぬ。然るに直ちに兵を台湾に出すが如きは萬國公法に背き、我が國權を犯すものである』と日本に喰つて掛かる始末である。併し之れは支那側の詭辯であつて、日本からは副島全權大使が出掛けて談判をして居る。然るに支那では其際『台湾は蠻地で我國の領分ではない。貴國の民が殺されやうと生かされやうと、そんな事は知つた事でない。まして償金などとは言語道斷の事である』と刎ね付けたのである。支那側の腹を割つて見れば、日本が台湾に兵を出した所が、生蕃に叩き付けられて動きが取れなくなるだらうと高を括つて居つたのだ。然るに皇軍は忽ち蠻地を征伐したので、支那側では大狼狽に狼狽し出したのである。當時の吾々共は只戰つて死ぬ事が本望としてあつた。従つて外交談判が始まつて戦ひを中止した事が残念だと思ふ

てゐた位で、支那政府の暴慢無禮に對しては、腸が煮え繰り返るやうであつた。併し外交上の事は軍人の吾々共が容喙すべき範圍でないので、止むを得ず黙つて引込んで居つたが、内實は談判の不調を希ひ再戦の曉は台湾を引つたくつて來ようとする待あぐんでゐたものである。(比志島義雄氏談)

— 西郷を遣韓大使とする事に閣議で内定した折柄、副島外務卿が清國から歸つて來て、三條へ書面を送つた。其の内容は『此の談判に就て、朝鮮國へ使節となる者は、拙者を差置いて外に其の人はない筈である。苟も外務省所管の問題に就て、外務卿たるべき者が其任に當らないで、他の人が派遣せらるゝといふのは、甚だ其意を得ぬ。依つて至急閣議を開いて、此事を決して貰ひたい』といふのであつたから三條も意外の申出に驚いたが、直に閣議を開くことも一理はあるから、無理に押へ付くることは出來ないで、閉口して居た。之を板垣が聞いて直に西郷を訪ね、『實は副島が歸朝して、遣韓大使には自分が之に任すべき筈であるといふて、三條へ厳しく言ひ込んだといふことであるが、何うも此説に對しては我々も強ひて反對は出來ないのであるから、足下が朝鮮へ出掛けようと思はるゝならば、先づ以て副島と示談をするのが肝要である。早速副島を訪ねて、懇談を遂げて見たら何うちや。其前に我輩から一應副島に相談はして置くが、兎に

角、足下が副島を訪ねて、禮を以て話をすれば、副島はあゝいふ正直な人物であるから、必ず足下に其任を譲るに違ひない。足下と副島の間さへ圓滿に行けば、外に異存を言ふ者はなからう』と注意を與へた。西郷は此忠告を聽いて『宜しい、さういふ譯ならば、明日にも早速副島を訪ねて、懇談をすることにしよう。併し足下も十分御盡力を願ひたい』『確に御引受致した。是より歸途に副島を訪ねることに致さう』『何うぞ御願ひ申す』

是から板垣は、副島の邸へやつて来て、段々と懇談を遂げたけれど、副島は容易に之を譲らうとしなかつた。併し幾分か感情は融和したやうに見受けられたから、板垣は此旨を西郷の方へ報告して置いた。翌朝は西郷が自ら副島を訪ね、『貴下の言はれることは、至極道理ではあるが、併し、己ごんは此事を以て、自分の生命と心得て居る程に氣乗のして居るのであるから、何ぞ無理でもあらうが、此際は己ごんに譲つて此役目を果させて貰ひたい』と西郷程の人が、膝を屈めての話であつたから、副島は自分の正直に引比べて、西郷の此態度には甚く感心して、快く承知した。『さういふ譯ならば足下に譲りましょう』と兩者の間の解決は付いたから、西郷は七月十六日の晩に三條を訪ねて十七日に閣議を開き、此事を決定したのである。(明治黨面史)

一七、政治を斷念實業に専心

一、銀行業者となるまで

私が官を辭したのは前にも述べた如く明治六年五月であるが、井上侯と共に挂冠はしたものの、決して井上侯の如く政府と衝突した爲めに官を辭したのではなく、平素の持論を實行する爲めに、井上侯の野に下らるゝのを機會に私も共に野に下つたのである。それ迄とても私は辭職を決意した事は一再に止まらず、大隈侯、伊藤公、井上侯まで辭意を申述べた事があるが、其の都度引止められてついゝ此年まで役人生活を續けて來たのである。井上侯が辭職さるゝ際にも、君だけは止まつて大藏省の事務を見るやうにされたいと勸められ、三條太政大臣や岩倉右大臣からも、人を通じて大藏省の實權を握つて居る大官が連袂して辭職されては政府で困るから、井上の辭職は止むを得ないとするも濫澤だけは是非残つて貰ひたいといふ話もあつたが、私も情に於いては忍びなかつたけれども、若し此儘踏み止まつては遂に抜き差しならぬやうになり、加ふるに若しより以上に重用されるやうな事になつては、結局辭職する機會を失する虞れがあるので、政府に對しては些か不人

情の嫌ひが無いでもなかつたが、意を決して辭職し、再三の勸誘にも辭意を翻さなかつたのである。而して其の志す所は我國商工業界の進歩發達に微力を盡さうといふにあつた。

私が野に下つた明治六年頃の實業界といふものは實に萎靡不振を極めたもので、今日では殆んど想像もせられぬ程のものであつた。殊に官尊民卑の風が甚だしく、秀才は悉く官途に就くを以て終生の目的とし、書生連中も悉く官途を志し、従つて實業の事などを口にする者もなく、口を開けば天下國家を論じ政治を談する有様であつた。さう云ふ譯で勿論實業教育などといふ事はあらう筈もなく、四民平等の大御代となりながら、商工業者は依然として素町人と蔑まれ、官員さんなどには絶對に頭が上らなかつたものである。私は此の實情を見て常々之れではならぬと思つてゐた。人間に階級があつてはならぬ、役人であらうと町人であらうと、互ひに人格を尊重し合はなければならぬ。殊に國を強くするには國を富まさねばならぬ、國を富ますには商工業を發達せしめねばならぬから、微力ながらも私が商工業に従事して國家の隆盛に力を盡さうと考へたのである。而も私は政治家としては適材でないかも知れぬが、商工業の方面に關しては多少自信もあつたので、敢て私の長所とは申さぬけれども、兎も角自分の力を十分に發揮し得る方面に向ふのが、人間の本分を盡す所以だと考へたのも、私の實業界に身を投ずるに到つた一つの理由である。

却説、商工業の發達を期するには從來の如き個人經營では時勢に適合しない、どうしても小資本を合して大資本となす合本組織即ち會社法に據らなければならぬと考へ、専ら此の方面に力を注ぐ事とした。此の合本法に就いては、私のフランス留學中に彼の國の實際を見聞して、何うしても斯うあらねばならぬものと考へて居つたので、現に私が歸朝して官途に就く前、静岡に商法會所を興して合本組織の魁をした様な次第であつた。されば合本組織は私の年來の主張であつた譯である。處で愈々會社を經營する事になれば、先づ第一に必要なのは其局に當る人である。明治初年頃、政府に於いても合本法を奨励し、爲替會社とか開拓會社とかいふ様なものを興さしめ、政府が親しく肝煎をして面倒を見たけれども、何れも其の經營宜しきを得ず殆んど悉く失敗に終つたが、それは要するに經營者に其人を得なかつた爲めである。私は商工業に經驗はないけれども、此の方面に於いては當時の民間の人々よりも可能性に富んで居ると考へて居つたし、やつてやれない事はないといふ自信もあつた。之れと同時に商工業者の品位を高める事が必要であること考へ、自ら率先して論語の教訓を服膺し自ら範を示すと同時に民間實業家の品位を高めようとして考へたのである。論語は二千四百年以前の古い教訓であるが、吾々の處世上最も尊む可き實踐道德であり、又實業家の金科玉條となすべき教訓も澤山にある。例へば「富と貴きは是れ人の欲する所なれども、其道を以てせざる

れば是れを得るも居らず、貧と賤しきとは是れ人の憎む所なれども、其道を以てせざれば是れを得るも去らず』の如き其の一例であつて、實業家の如何にして世に處す可きかを明確に説き教へられて居る。それで私は實業界に身を投ずるに當つて、論語の教へに従つて商工業に従事し、知行合一主義を實行する決心である事を斷言した様な次第であつた。

何しろ其の當時にあつては、商工業に従事するものには文字の素養ある者は至つて少く、越後屋だとか大丸だとかいふ大きな老舗に於いてすら、多少文字の知識ある者を四角な文字を知つて居るからと稱して、何となく之れを危険視する有様であつたから、他は推して知る可しであつて、儲ける爲めには不當の馳引をする事さへ耻ぢなかつた程である。斯ういふ時節に正義に基いて商工業を經營しようとする事であるから、世間では『濫澤はあんな事を言つてゐるが、實際其業に従へば、そんな事など出来るものでない』などと陰口を言つた者もあるさうであるが、私は誠心誠意より斯く決心したのであつて、其後五十年間に亘る實業家としての私の行動を振り返つて見ても、最初の決心を食言せずに行つて來た積りである。此點だけは自ら些か慰むるに足る點であると思つて居る。

野に下つた井上侯は一時先修會社を起して貿易などに従事されてゐたが、間もなく官界に逆戻り

して公使となつたり、大臣となつたりされたが、私は政治を斷念して一身を實業界に委ねたのであるから、其後屢々政府要路の大官に推薦された事があつたけれども固辭して受けなかつた。明治三十五年の如きは、井上侯に伊藤、山縣両公から組閣の内意を傳へられ、私に對して是非大藏大臣になつて呉れと懇懇されたが、私は斷乎として之れを受けなかつた。すると井上侯は濫澤が大藏大臣を引受けて呉れぬなら、内閣を組織する事は御免蒙ると言つて受けられなかつたので、伊藤博文公から私は義理責めに會ひ、辭退する言葉に窮して第一銀行の重役から、『濫澤に今頭取を止められては困る。濫澤頭取は義理人情に動いて、銀行の者さへ承知ならば大藏大臣になつてもよいと申されたいさうであるが、それでは銀行が立ち行かなくなるから、悪しからず御有願ひたい』と斷つて貰つたやうな事もあつた。後年三井合名の大立物となつた益田孝男も、吾々と一緒に大藏省を辭職し井上侯の先修會社に居つた人で、其後三井物産に轉じ實業界の進歩發達に盡されたが、大藏省時代からの知己であるから氣心もよく知つて居り、屢々提携して事を共にしたが、益田男も亦政界に志を絶つて終始實業界の爲めに貢献された一人である。文名噴々たりし福地櫻痴居士なども曾ては吾と共到大藏省に働いた事があり、其後野に下つてからも操觚界並びに實業方面に相當活動されたものである。

私の祖父永田甚七は三井の理事をして居つたが、第一銀行設立の際に三井を代表して同行の専務取締役になつた。其の關係から子爵家とはお近しい御交際を願つて居るが、祖父から次ぎのやうな子爵の逸話を聞いて居る。

澁澤子爵が民間に下られたのは明治六年であるが、その當時三野村利左衛門氏が三井の總理事をやつて居つた。澁澤子爵が民間に下られたのを聞いて子爵を訪問し、「現今民間には貴下位の人物は無い。私も三井を隠退する考へで居るから其の後任に貴下を推薦したいと思ふ。それで今日は御内諾を得ようと思つて出掛けて来た次第である」と申された。三野村氏の氣持では大三井の總理事であるから、澁澤子爵も喜んで承諾される事と思つたらしいが、子爵は一議に及ばず言下に斷られたので、三野村氏も頗る意外に感じたさうである。澁澤子の氣持からすれば、たかゞ三井の大番頭位が何んだ。素町人のくせに生意氣な事をぬかすといふやうな意氣があり／＼と見えてゐたさうだ。澁澤子爵と云へば今日は玲瓏玉の如き人であるが、其の少青年時代には非常に霸氣に富み、且つ随分圭角の多い人であつたさうだ。私は今日の一般世人が元氣と霸氣に缺けてゐるのを常に遺憾に思つて居る一人であるが、澁澤子爵の少青年時代の事をよく翫味したならば、そ

こに大いに得るところがあるだらうと思ふ。(永田甚之助氏談)

二、第一國立銀行の創立

年來の希望が漸く達せられて、愈々實業界に身を投ずる事となつたが、私は豫てから日本の實業界を振興せしむるには、大動脈の働きをなすべき中樞機關の整備を急務とし、常に之れを唱道して居つた。而して此の動脈の働きをなすべきものは即ち金融機關であつて、先づ以て此の方面の發達を計らなければ、他の一般商工業の發達を期する事は出來ない。私が第一に銀行と云ふものに手を染めたのも、此の意味を實現せんとしたに外ならなかつたのである。尤も日本最初の銀行たる第一國立銀行は、私のまだ在官中に計畫せられ、私が野に下つてから間もなく開業免許を得たものであるが、私は在官中であつたにも拘らず、此の銀行創立に關しては非常に密接な關係を有つてをたつたのである。

抑々我國に於ける國立銀行條例の公布されたのは明治五年十一月であるが、之れより先き大藏小輔伊藤博文一行が明治三年に渡米して、銀行制度、公債制度、兌換制度其他の取調べを爲して歸朝したが、明治四年其の報告に基いて我國にも銀行條例を制定する事となり、當時大藏省の改正係主

任であつた私が専ら銀行條例起草の事務を擔當し、日本の國情に適合せる制度の草案作製に没頭したものである。此の銀行條例を制定するに就いては大藏省内に於いても、伊藤小輔の調査に基き、米國々立銀行法に準據して取捨選擇するが可からうといふ説に對し、先きに英國に留學して彼地の銀行制度を一通り心得て居つた吉田清成などは、寧ろ英國の銀行制度が我國には適切であるといふ事を主張し、此の根本問題に就いてはなかく議論が一致せず、一時は大いに行き悩んだものである。結局米國々立銀行法を根據とし、之れに幾分か英國の制度を加味して制定する事となり、漸く成案を得て閣議を通過し、之れを公布したのは前にも申す如く明治五年十一月であつたのである。極くつまらぬ事ではあるが、ナショナル・バンクといふ原名を適切に翻譯する事が出来ず大いに困却した結果、當時名ある學者の所へ相談に出掛けたりしたもので、其時の案では「金行」とか「銀舖」とか其他種々の案もあつたが、何れも面白くないといふので結局「銀行」にしようといふ事になつたのであつた。今日から考へれば全く馬鹿氣な話であるが、全然新しい制度を採用實施するのであるから、當時に於いてはこんな事にまで想像以上の苦心をしたものである。

私は國立銀行條例の起草を爲しつゝある一方に於いて、是非とも模範的の國立銀行を設立して他に範を示さなければならぬと考へ、銀行條例の草案は脱稿しなかつたけれども、大體の骨組みだけは自分の頭の中に出来上つて居つたので、明治政府の爲替方をして居つた三井組、小野組其他の富豪に對して國立銀行の設立を慫慂した。處が一般の富豪は銀行といふものは一体何ういふ仕事をするものかも分らず、殆んど此の勸誘に應ずる者が無かつたけれども、三井組、小野組は私の勧めに従つて率先して發起人たる事を承諾し、三井、小野兩組の代表者が發起人となつて明治五年六月第一國立銀行の創立を大藏省紙幣寮に願ひし、未だ銀行條例公布以前であつたけれども、同年八月十五日に創立の許可を得たので直ちに株主の募集に着手したのである。

明治五年十一月二十二日の東京日々新聞に、初めて此の株主募集廣告を出したのであるが、左に之れを示すこととする。

今般左ノ五名ノ發起人共東京海運橋兜町ニ於テ第一國立銀行ヲ創立シ三百萬圓ヲ以テ資本金トシ横濱大阪神戸等へ支店ヲ置キ博ク事行ハント欲ス四方有志ノ諸君此ノ社ニ入ラント欲セハ壬申十一月廿日ヨリ新曆四月一日迄東京本店發起人共へ株數願書差シ出シ玉フヘシ資本金ハ金資中既ニ二萬株即チ二百萬圓ヲ三井組小野組ヨリ入社セリ壹萬株即チ壹百萬圓は諸君ノ請求ニ應シ分割スヘシ諸君冀クハ協心同力シテ共ニ洪益ヲ謀ランコトヲ

發起人	三井 八郎右衛門
同	小野 善 助
同	三井 三郎 助
同	小野 善右衛門
同	三野村 利左衛門

愈々株主募集に従事して、東京、大阪、横濱其他の富豪に對して勸誘をしたけれども、銀行事業の性質を知らぬものであるから進んで株式の申込みをする者が非常に少く、其の申込者は僅かに四十名足らずで、金額にして四十四萬八百圓(四千八百株)に過ぎなかつた。而も其の多くは三井組が小野組に關係ある者が進まぬ乍らも止むを得ず申込みをなしたといふ様な有様で、之れだけ纏めるにさへ非常に骨が折れたものである。それでも幸に三井、小野兩組が各々百萬圓づつを出資する事になつて居つたのであるから、株式の申込は豫定數に達せず、差し當つて滿株にする事は困難であつたので、止むを得ず資本金を二百四十四萬八百圓として、第一國立銀行を創立する事となり、明治六年七月二十日に開業免狀を得て、八月一日から日本橋兜町一番地に本店を置いて開業するに

到つた。之れが我國に於ける國立銀行の嚆矢である。處で銀行の運用に就いては何ういふ制度を採つたかといふに、三井、小野兩組とも百萬圓づつの出資であるから、其の權衡を取る爲めに、頭取も支配人も兩組から一人づつ出るといふ有様で、其他の幹部は勿論行員の殆んど全部が、三井、小野兩組から入つて仕事を始める事となつたのである。

斯ういふ様な順序で第一國立銀行は愈々創立開業の運びとなり、從來三井組、小野組、島田組等が取扱つて居つた新政府の爲替方の事務は全部銀行に移す事となつたが、何分にも銀行といふものは初めての事であり、頭取、支配人を初めとして何れも銀行の實務に暗く、運用の方法に通曉して居る者無く、恰も梶の無い舟にも等しいものであつた。加ふるに兩財閥の聯立内閣とも稱すべき組織であつたから、彼等ばかりでは勢力争ひや利害問題の衝突から内輪破れをする虞れがあるし、此點は杞憂に過ぎぬとしても運用の方法を過つて意外の蹉跌を來たさぬとも限らぬ。若し其様な事があつては漸く芽を出したばかりの銀行業の發達を阻碍する結果となり、少なからぬ悪影響を及ぼす事となるので、此點に關しては識者の間にも大分心配する者があつた。私も實は産婆役を勤めて第一銀行の初聲を擧げる迄に漕ぎつけたのであるが、經營の點に關しては果してうまくやつて行く事が出来るか何うか窺かに心配してゐたものである。折も折とて同銀行の開業に先立つて、私は井上

大藏大輔と共に野に下り、一身を實業界に投ずる事となつたので、銀行當事者は渡りに舟とばかり私に頭取就任を慫慂したが、私は辭職はしたけれども猶ほ御用滞在の命を受けて居つたので、一應は辭退したのである。併し此の銀行の創立に關しては初めから關係して居つた事ではあり、今後の經營に關しても私としては責任を感じて居つたのであるから、總監役といふ名儀で頭取の實務を見、銀行經營の一切の責任を負ふ事となつたのである。銀行條例は米國のナショナル・バンクの制度を土台として、私が立案し制定したものであり、銀行の業務に關しては他の人々よりもよく心得て居つた積りではあつたが、第一世間が銀行の業務を理解せぬのみならず、肝腎の行員さへも本當の意味で銀行の仕事を解する者が少なかつたから、先づ行員から指導して行かねばならぬといふ有様で、其の苦心は實に並一通りではなかつた。それで私が總監役となるや、第一國立銀行内に銀行事務講習所の様なものを設け、當時横濱の東洋銀行の行員であつたサンドといふ英國人を講師に聘し、銀行行政を初め簿記法の如き些細な事に迄亘つて、銀行諸般の業務を行員に練習せしむる事としたのである。現在第一銀行頭取たる佐々木勇之助氏なども其時の傳習生の一人であつた。

——今でこそ銀行業務の大要は大袈裟に云へば兒童走卒も心得てゐるが、明治初年伊藤博文卿が

米國からナショナル・バンク・システムを有つて來て初めて國立銀行條例を布いた時、銀行業務と其の機能を辨へぬ世間では、設立株式募集に應ずる者が殆んど無かつたといふのも一つの昔語りである。濫澤翁が野に下つて銀行業務に携はつた當時、我が幼稚な經濟界は銀行との取引に就いては何も知つてゐなかつた。そこで翁は雜誌類に廣告するやら、新聞に談を載せるやらして、小切手の應用方法や、手形取引の實際に就いて宣傳大いに努めたといふ話である。今から見れば何うしても嘘としか思はれない。(財界ロマンス)

——銀行制度の制定に際し、米國の制度模倣に就ては廟議二派に岐れ、一方は政府紙幣の銷却に最良の方法として鵜呑みに賛成するものと、他方は此の制度こそ却つて紙幣の増發となり、紙幣銷却の目的を達し難いばかりか、或は中途にして蹉跌する様な危険があるとするものがあつた。そこで新たに銀行を起さんとするには、金貨兌換のゴールド・バンク(金券銀行)による外ないといふので、一時議論紛然たるものがあつたが、新知識の伊藤大藏小輔が此間に斡旋し、遂に紙幣銀行と金券銀行とを折衷した制を立て、ナショナル・バンクを文字つた國立銀行條例並に國立銀行成規が明治五年十一月公布せられたのである。新制度の要領をかいつまんで申すと、銀行から資本

金(法定五萬圓以上)の六割に相當する政府紙幣を上納せしめ、政府はそれに替へて金札引換公債證書(六分利附)を渡し、銀行は再び此の證書を政府へ抵當に差出して同額の銀行紙幣を下付せられて發行するが、銀行は資本金四割の準備金をもつて紙幣の金貨兌換をする定めであつた。繰り返していふが、政府は此の新銀行制度に、一は不換紙幣の銷却、他は一般金融の疏通といふ、極めて都合のよい一石二鳥の効果を期待したのである。時の政府は此の特權ある銀行設立の出願多かるべきを見越したもので、豫め銀行紙幣一千五百萬圓の思惑製造をやり、スツカリ用意を整へてサア／＼お客さんイラハイ／＼とやつたのだが、これはまた何のことだ、新條例によつて國立銀行の開業したのは僅かに東京第一、横濱第二、新潟第四、大阪第五(大阪第三は設立見合せ)の四行で、其の銀行紙幣下付高も百四十二萬圓に止まり、政府の計畫はアテ事とフンドシ、まよまよと向ふから外れてしまつた。斯く不首尾に終つたのは金貨兌換がスツカリたつた爲めである。即ち明治五六年頃までは金紙に開きを見なかつたのが、七年に入つては政府の不換紙幣濫發の流毒漸く市場に現はれ、輸入増進につれて正貨流出亦甚だしく、八年の六月には政府紙幣は金貨一千圓につき十七八圓の打歩を生ずるに到つた。國立銀行は其の爲めに銀行紙幣を發行すれば従つて取付に會ひ、横濱第二國立銀行の如きは、トウ／＼一枚の紙幣すら發行する事が出来なかつた

それのみならず七年の暮には、豪商小野組並びに島田組が破産する。財界混亂、一時銀行の營業も危ふくなるといふ大騒ぎ、そこで營業中の國立銀行四軒は、袂を連らねて當局に陳情また陳情。これは何時の世にも同じ事で、當座は糊張りのゴマ化しながら、種々と銀行の立場を有利に展開せしむるために、明治九年に銀行條例を改正するに至つたのである。(東京日々新聞)

三、意外の大打撃と其後の變遷

第一銀行は日本橋兜町に本店を置き、横濱、京都、大阪、神戸に支店を設け、大いに模範を示す積りで仕事を初めたが、創業時代の事であつて一般世間が銀行の利用法を熟知せぬ爲めに、並々ならぬ苦心を要したものであるが、更に一面に於いては先きの杞憂が事實となつて現はれ、三井組と小野組との間が兎角シツクリ意氣が合はぬ様になつた。兩派對立の關係にあるので、此點に就いては初めから餘程心配してゐたのであるが、銀行の經營に就いては利害を共にして居るけれども、一步銀行を離れると三井組、小野組は互ひに對立して居つたのであるから、さうした空氣が銀行内に迄及んで來る様になつた。三井側の人々は濫澤は小野組に對してばかり便宜を與へて居るなど云つて不平を唱へ、小野組では又濫澤は三井の方に偏して小野組には冷淡であるなどといふ苦情を陳

べる始末で、其中に立つて巧みに調停し纏めて行くといふ事は一通りならざる骨折であつた。そこへ翌明治十七年七月には、三井組と共に第一国立銀行の大株主たる小野組が破綻を現はして、財界に少なからぬ恐慌を來たすに到つた。元來、三井組は其の經營が割合に保守的であつたに反し、小野組は非常に進取的であつて、實力以上に事業を擴張して華々しく營業して居つたが、兎角資金が不足がちなので銀行からも百三十萬圓内外の貸出をしてあつて、其の小野組が閉店する事となつたのであるから、銀行としても非常な大打撃を蒙るに到つたのである。此の善後策に就いては一步を過れば銀行が潰れるばかりでなく、日本の銀行といふものは今後當分の間は芽を吹き出す事が出来なくなつてしまふ。單に濫澤が失敗するだけの事なら別に苦しくもないけれども、銀行業を挫折せしめて漸く勃興せんとする氣運を覆へすのは、我國實業界の發達の上から見て實に重大問題である。それで私は最善の努力を盡して善後策に没頭したが、幸にも小野組の代表者が私の誠意と立場に同情され、田所町にあつた爲替方の小野善右衛門並びに瀬戸物町にあつた貿易方の總支配人先代古河市兵衛の兩氏が、進んで私の交渉に應じ、殊に古河市兵衛氏の如きは大決心を以て在庫品を貸金の擔保に入れるやうに取り計はれたので、結局其の擔保品を處分し且つ銀行に對する百萬圓の出資金を以て決濟する事とし、銀行の方は資本金百萬圓を減資して建て直しを行ふ事となつた。幸ひに整

理の結果は銀行としては三四萬圓の損失で事が濟んだが、之れも畢竟、小野、古河兩氏の誠意の致す處である。

創立勿く意外な蹉跌に遭遇して、私は非常に苦しい立場となつたが、又此の試練は私に尊い經驗を與へて呉れた。それで其後は貸付金の方法を改め且つ大藏省に陳情して預金規則に改正を加へるやうにし、同時に行員の淘汰を斷行して舊來の情弊を一掃し、營業の面目を更新して鋭意創痍の回復に努めたのである。斯くて明治八年八月の株主總會の決議に基き、名實共に第一国立銀行頭取となつたが、猶は幾多の變遷を経て明治二十九年国立銀行の期限が満期となり、引續いて株式會社第一銀行を創立したのであるが、それが今日も現存して居る第一銀行の前身なのである。

此の銀行の經營に就いては、私は創業當時から餘程積極的の考へを有つて居つた。敢て銀行の利益を無視するといふ譯ではないけれども、銀行自身の利益よりも寧ろ日本全體の經濟の事を先きに考へるといふ態度であつた。即ち日本の實業を振興せしむる爲めに、銀行を全國的に活用せしめるやうにしなければならぬと信じたからである。第一国立銀行が明治十一年頃から奥羽各地方に支店出張所等を設置したなども、單に利益の點からすれば不得策ではあつたけれども、最も文明の遅れて居る奥羽地方に銀行の機能を知らしめて、其の開發を計らなければならぬといふ意見から、此

の方面に手を延ばしたのである。又明治十一年以來、朝鮮に支店を設置したのも、日韓通商上の發達を助長しようといふ目的に外ならなかつたのであつた。第一銀行としては利益といふ點からばかり見れば、是等は確かに不得策であつたには違ひないが、私は目的が前に述べる如く他にあつたので、銀行内部では反對の意見を有つて居る者もあつたが、多少の犠牲は覺悟の上で自分の意見を實行したのである。第一國立銀行の創立に續いて、横濱に第二國立銀行、新潟に第四國立銀行、大阪に第五國立銀行（先に大阪第三國立銀行設立の計畫があつたが、之れは中途挫折して實現しなかつた）が設立せられ、第一國立銀行を手本として業務を行つたが、最初は何れも經營が意の如くならなかつたやうである。併し漸次銀行の機能が世間に知られ、之れを利用する者が増加するに従つて、各地に國立銀行が設立せられるやうになり、明治十二三年頃には國立銀行の数が百五十餘を算するといふ程に銀行事業が勃興し、今日とは比較にならぬけれども、我國金融界の上に一新時代を劃するやうになつたのである。

——明治五年の頃、海運橋に爲替座三井組あり、官金取扱御用を承つて居たが、別にこれと同時に、日本橋は本兩替町に、舊幕時代から維新へかけての爲替方會所なるものあり、これは三井組と昔

の十人組、即ち小野組と島田組とがやつてゐたものだ。此中の三井組と小野組は銀行設置の必要を認めて、兩名の名義で銀行創立の願書を提出したところ、政府もその利便を思つて第一國立銀行の創立許可の指令を與へた。本来ならばこれがいはゆる第一銀行たるべき運命を持つてゐたのだが、當時の三井組のやり方と小野組の仕事とは、行き方が大分ちがつてゐた爲めか、指令はうけても其の計畫は進行しなかつた。そのうち政府は爲替方なるものを廢止すると申渡したので、三井組、小野組は大にあわて、明治五年には小野、三井組合銀行なるものを創立した。これがそも／＼わが國における銀行名の最初である。其翌年第一國立銀行が創立され、海運橋の爲替座三井組の建物を買入れて本店とし、三井八郎右衛門、小野善右衛門の兩者を頭取とし、澁澤榮一を總監役に戴いて開業した。之れが我國に於ける株式組織の銀行の濫觴である。（東京日々新聞）

——財界のお太陽様たる青淵老人が財界に於ける發祥地は何と云つても第一銀行である。而して此の第一銀行は其名の示す如く日本に於ける第一番の老舗であるが、之れと同時に第一銀行は明治十一年頃既に朝鮮に支店を出し、朝鮮政府の委託を受けて税關事務を取扱ひ、朝鮮銀行が生れる迄は事實に於いて朝鮮の中央銀行の實質を備へ、朝鮮に於ける金融界の實權を握つて居つた。

第一銀行は朝鮮に於いて紙幣を發行し、其の紙幣面には武内宿彌の代りにお惠比壽様の從兄見たいな青洲老人の寫眞を印刷してあつたので、朝鮮人は甚だ畏れ多い話だが、朝鮮王のお顔は知らなくとも、青洲老人の顔はチャンと見覚えてゐたさうだ。又朝鮮の幣制を整理したのは全く第一銀行の多年の努力に依つたもので、其の功績の大部分は澁澤翁に歸すべきである。(雄辯)

四、古河市兵衛の男泣き

小野組の破産は第一國立銀行の運命を決する大問題であつた。其の整理の方法如何によつては、銀行は或ひは破綻しなければならなかつたのである。従つて澁澤子爵は其の善後策に就き非常に苦心せられたが、當時の事情は雑誌『現代』に如實に描き出されて居るから、其の一部を左に摘録する事とした。(編者)

小野組の元方たる小野家は京都の富豪で、維新前は幕府の御爲替方十人組の一人であつた。王政復古後も其の關係からして三井、島田の二家と共に新政府の爲替方を拜命して、巨額の國庫金を無利子無期限で勝手に運用して暴富を収めたのであつたが、明治六年から政府の爲替方に對する方針が急變して、疾風迅雷殆んど耳を掩ふに暇ないほどに嚴酷な命令が踵を接して發せられた。

明治七年二月には「各府縣爲替方設置手續及爲替規則」が修正せられて爲替方は毎年取扱金額の概算三分の一に相當する擔保を供託しなければならぬ事となつた。此の一事が既に爲替方に取つては、致命傷の第一矢であつたのだ。次いで同年十月二十二日には、供託金額を預り金と同額に引き上げられ、同月二十四日には追加擔保の提供期限を同年十二月十五日限りと嚴達された。明治初年以來、金の生る木を有つてゐるやうに有頂天になつてゐた爲替方も、冷水一斗、すつかり萎れ切つて了はざるを得なかつた。處が、政府の態度は何うしたものか小野組に對しては特に酷薄を極めた。三井に於ける井上馨のやうな、官界に勢望のあつた大走狗が無かつた事なども其の一要因であつたらうが、その年の十一月、大藏省は突如各府縣に向つて、小野組に預け入れてある官金を一時に取立つべしとの嚴命を打電しようとした。恁んな極端な手段に出る事は無理を通り越して亂暴に近い。小野組が破産を免れ得ないの言ふ迄もないことだ。

其頃澁澤榮一は既に官界を退いて、第一銀行の總監役として業務を兼督してゐた。その澁澤に向つて前大藏卿だつた井上馨から、小野組に對する政府の決意を窺かに通知して來た。井上がどうして政府のさうした秘密を澁澤に洩らしたかと云ふに、第一銀行は小野、三井兩組の提携の下に成立したものであるから、小野組が瓦解する場合には延いて第一銀行も破綻を免れない關係にあ

るからだ。井上の眞意は兎も角として總監役たる澁澤は自己の責任上、第一銀行を其の渦中から救ひ出さねばならぬ。で、直ちに小野組の幹部小野善右衛門、行岡庄兵衛の二人と密かに會見して、銀行の立場を説明すると共に整理の方法を懇談する所があつた。が、小野組に對する貸出金百三十七萬圓の内、七十五萬圓は古河市兵衛の名義になつてゐる。豫じめ古河の了解を求めて置かなければ何んな結果を招くか判つたもので無かつた。そこで澁澤はその翌る夜柳橋の舛田屋に古河市兵衛を招き、下婢に遠慮するやう命じてその姿が襖の蔭に消えたのを見届けると、悲痛そのものゝやうな調子で、「……洵に何うも、飛んでもない事になつて了つたぢやないか……」と云つて、市兵衛の膳の上の空になつてゐた猪口へ、銚子の酒を注いでやつた。「全く困りました。どうしたらよいか、前途の見當も何んにも附きさうにもありません」と答へた市兵衛の顔は、見るからに蒼ざめ切つてはゐるが、煩悶や苦惱の影はもう見えなかつた。すつかり覺悟を定めて了つてゐるらしい。

『さうだらうとも。……が、前途の事は前途で、お互ひに力を盡せ合つて來た仲だから、又何んとか相談も出來やうと思ふが、困つたのは當面の問題だ。君も聞いたらうが昨日小野君と行岡君とに來て貰つて、小野組本店の方だけは第一銀行の株を擔保に入れて貰ふ事に相談を纏めたが、絲

店の方は何うしたら可いだらう。此方は全く君に對する信用から融通して來たんだが、積り積つて今は七十萬圓近くになつてゐる。主家没落と云ふ心配の最中を、自分勝手ばかり云ふやうで氣の毒だが、僕も斯うして民間に下つて日本に初めて銀行と云ふものを拵らへては見たものゝ、未だ銀行としての成績を擧げる所まで行つてゐない上に、世間に對しても銀行なるものを充分理解させる事が出來ないと云ふ今日、小野組の蹉跌に殉じて此の新事業を失敗に歸せしむると云ふのは、澁澤の榮辱は固より問題ではないが、日本の經濟界の發展を阻止すると云ふ、最も恐るべき結果を招くと云ふ事になるのが、如何にも残念で堪らぬのぢや。此の事情を君もよく酌んで呉れて、何とか銀行の立ち行くやうに骨を折つて呉れ給へ。』

澁澤が情理を盡して永々しく説く間、市兵衛は恰度親の意見を謹聴してゐる息子のやうに、兩手を膝へ支いて凝つと俯向いてゐた。その謹嚴さは飄逸味豊かな彼の平生と比べて、涙ぐましいま

でのものであつた。應て澁澤の話が一通り終ると、顔を上げて凝つと澁澤を見詰めた市兵衛の兩眼は、涙を宿して輝いてゐた。

『判つてゐます、よく判つてゐます。……何も彼も覺悟してゐるのです。男は覺悟が大事です。之れを見て下さい。』

と言葉少なく懐ろから一枚の紙を取り出した。澁澤は黙つて夫れに目を通した。絲店に所属する財産の中から選り出した米穀、岩鉏、公債、株券、院内阿仁兩嶺山の五點を個條書にしたものであつて、その一ツ／＼に所在、數量、銘柄、評價等を親切に説明してあつた。市兵衛は澁澤の讀み終るのを待ち兼ねたやうにして、

「何うです、お判りでしたか。……それだけの物を貴下の方へ差出せば、決して御損耗を掛ける事はありません。花は櫻、人は武士、商人だつて投げ出す時が一番肝腎です。私は骨が粉になつても、汚ない事や女々しい事はしません。私も男です。貴下の恩義は忘れやしません。貴下に御迷惑を掛ける位なら生きてオメ／＼此所へは來ません。」

と、男の意氣を叫ぶ其の言々句々は、何んとも云へぬ悲壯の調を帯びて、華やかな旗亭の座敷を廢寺の書院のやうに陰惨な氣に充たして了つた。

「判つたッ。君は實に見上げた男だ。それほどまでとは今の今まで思はなかつた。澁澤は全く敬服した。」

と言ひながら、澁澤は何時の間にか、市兵衛の膝頭近く廻り寄つてゐた。市兵衛はたゞ淋しく微笑んで、冷えた猪口の酒を一ト息に呷つた。感激の念に驅られた澁澤は、どうしても市兵衛

の前途を顧慮してやらねば氣が濟まなくなつた。それで語を次いで、

「銀行の方は君の信義で無事に片付く事になつたが、一體主家没落後、君自身の身の振り方は何うする心算だ。何うせ獨立して何か遣らなければなるまいが、其時には僕に必ず相談して呉れ、及ばすながら力にならう。」

「私は、小野組の跡始末が濟むまでは、斷じて自分の事は考へない決心です。」

と市兵衛は斯う答へた。澁澤は何時の間にか市兵衛の手を強く握つてゐた。

「うッ、うッ、むッ、豪いッ。……僕はもう何も云はん。が、古河君、考へて見ると君は實に氣の毒なんだ。折角此所まで叩き上げてもう一ト息と云ふ所で何にも彼も木葉微塵。主家は倒れる。君は裸になる。何んと慰めたら可いか僕にも言葉が無い。けれども君、僕は君を識つてゐる。君も僕を識つてゐて呉れる事と思ふ。男と男とが識り合つたのだ。何んな事があつても、決して落膽するんぢや無いぞ。自棄を起しちや不可ないぞ。僕が……僕がゐるのを忘れて呉れるなよ。」

澁澤が赤眼を披瀝して語るのを聞きながら市兵衛は、たゞ力一杯澁澤の手を握り返して男泣きに泣いてゐた。

一八、銀行の經營運用機關

一、銀行條例の改正建議

明治五年に制定された國立銀行條例に従つて、第一國立銀行其他二三の國立銀行が創立せられるに到つた事情は前に述べた通りであるが、さて實際に經營の衝に當つて見ると、條例は實地の運用に不便を感ずる點が少くない。それで吾々は實際の經驗に基き更に短所缺點を詳細に研究調査して大藏當局に對し銀行條例の改正を建議陳情したが、大藏當局も亦吾々の意見を採用し、明治九年に國立銀行條例が改正せられた。此の條例の改正が行はるゝや、銀行の經營運用上に餘程適切なものとなつたので、それ以後國立銀行並びに私立銀行の創立が漸く増加し、全國に亘り百數十を以て算するに到つたのである。斯く多數に同業者が増加したので、私は東京に於ける同業者が相集まつて親睦を計ると共に、營業の得失を研究したり其他種々の事務上の打合せなどを爲す爲めに、明治十年に一つの會を組織して擇善會と名づけ、第一國立銀行内に其の事務所を置いた。擇善會の意味は、論語の「擇んで善に居らずんば安んぞ知るを得ん」といふ語句に基いたものであつて、組織した會

の趣旨も亦そこに存したのである。擇善會の例會は毎月一回第一國立銀行内に開き營業上種々の打合せをしたり、海外に於ける實際の事情を翻譯して會員に頒つたり、或ひは銀行紙幣交換の方法を研究したり、不換紙幣の整理に就いて調査を進めるなど、銀行業務の進歩改善を促す上に少なからず得る所があつた。

明治十一年に我國に於いて初めて起業公債を募集する事となつて、第一國立銀行及び三井銀行に其の募集事務取扱を命ぜられた際の如きも、私は擇善會の會合の席上に於いて起業公債の國民福利の基となる理由を説明し、會員たる各銀行が協同して之れを引受ける様にす可きであると勸誘した結果、加盟銀行も之れに賛成して各々其の資力に應じ應募し、其の結果全國各地の應募額を合し募集額の二倍に達する盛況を呈する事が出来た。是れなども擇善會の加盟銀行が中心となつて募債に應じた爲めである。又擇善會で毎月一回「擇善會録事」を發行し全國銀行業者と常に氣脈を通じて、各地の業務の實況を掲載し、且つ斯業發達上參考資料となる様な事項を掲げ、之れを広く同業者に頒布したが、なか／＼効果があつたので其の翌年に「理財新報」と改題して、同業者以外にも頒布する事とした。其後更に之れを広く一般に購讀せしめて、理財の事を一般國民に知らしめようといふ議が起り、明治十二年理財新報を廢刊して「東京經濟雜誌」に擇善會の録事を掲載する事にした。

明治十三年に擇善會が解散して、新たに東京銀行集會所を組織すると同時に、一時録事刊行の事は中絶してをつたが、明治十八年頃に至つて、『銀行通信録』を發行する事となつた。今日最も完備せる經濟上の月報として世間に重きを置かるゝ銀行通信録は、詰まり擇善會録事に其の源を發して居る譯である。

猶其の當時にあつては手形取引の便法が一般民間に知られて居らず、之れを利用する者が甚だ少かつたので、擇善會組織以來手形取引の獎勵に就いて、或ひは其の支拂保證の方法を協定するとか或ひは手形の方式を作つて銀行の得意先に配るとか、直接商業手形取引の有利である事を勸説するなどなか／＼骨を折つたものである。併し其の當時に於いてはなか／＼手形取引の便利を悟る者が少く、依然として現金取引の舊慣を墨守する者が多かつたので、吾々の豫期するやうな成績は擧らなかつた。斯くの如く擇善會は銀行業務を中心として、日本商工業の進歩を計り、併せて國民の經濟思想を發達せしむる上に相當貢獻したのであるが、其後東京に於ける擇善會の頗る有意義なる事を悟つて、大阪、九州、四國及び中國等に漸次各國立銀行團體が組織せらるゝ様になり、大いに同業者共同の便を進めるやうになつた。此の擇善會は後年に於ける東京銀行集會所の濫觴となつたのである。

——明治十年擇善會創立以來先生は常に手形取引の便利を唱道したるも、當時商家は皆現金取引の方法を墨守し、小切手の使用法すら猶之を知るもの甚だ稀にして、商業手形取引の如きは容易に行はるべき望みなかりしかば、先生は先づ小切手を安全に流通せしめ以て、漸次手形取引の端を開かんことを期し、經濟學者田口卯吉に命じ手形の方書を作り、之を銀行得意先に配り、又明治十一年八月擇善會に於て其仕拂保證の方法を協定し、爾來商業上手形取引の有益なることを勸誘したること一再ならずしも、現金取引に慣れたる商家は猶其利を悟るもの少なかりき。

明治十五年に至り手形條例の公布あり、商取引上大に手形を保護するの法備はり、從て銀行者の勸誘により手形取引を試みんとする者住々之あるに至りしを以て、先生は銀行集會所同盟の有志者に協議して、同集會所内に手形取引所を設け、商業手形賣買の便を開き、尋で均融會社を起し倉庫會社貨物預證券により大に商業手形割引の途を開き、又東京府下の重立ちたる商業者を招集して、經濟學者田尻稻次郎を聘し、共に手形取引の便且利なる所以より其取扱上の順序方法を論し、其割引料の如きも勉めて低廉にすべき旨を説き、大に其獎勵に盡力せり。是に於て漸く其利を悟り、商家中之を試むる者あるに至りしも、暫くにして又舊態に復し、再び現金取引の狀となり

しが、爾來經濟界の發達に従ひ、其取引次第に頻繁に赴き、自然現金取引の迂遠を許さざるの勢となり、大に手形取引の發達を見るに至り、從て明治二十年十二月東京銀行集會所有志の申合に依り、東京手形交換所を設立したり。是れ今日東京交換所の起原なり。(青淵先生六十年史)

二、東京銀行集會所成る

擇善會が斯くの如き相當の活動をして居るに對し、其の當時別に銀行懇親會なるものが組織され、此の二團體が並立の姿を呈して居つたものであるが、それでは甚だ面白くないと云ふので、明治十三年の夏頃兩團體が合併して一つの會を組織する事となり、協議の結果擇善會及び銀行懇親會は之れを解散して、新たに東京銀行集會所を組織し擇善會の事務は全部銀行集會所に引繼いだ。私は其の委員長に推されたのであるが、當時に於ける銀行集會所は從來の擇善會とは大いに其の趣きを異にし、規約の如きも頗る簡單なものであり、毎月の例會なども單に一杯飲んで献酬の間に營業上の談話をする位のもので、云はゞ同業者の懇親會に過ぎないやうな觀があつた。折角兩團體を解散して一つに纏め會員も増加したのに、こんな風では情ないと思つたのであるが、其後銀行の數も漸次増加し、地方に本店を有する銀行で東京に支店を設置するものも多くなり、從つて銀行の業務も餘

程進歩して來たので、銀行集會所も單に懇親會程度の團體では濟まされぬ様になつて來た。私ばかりでなく他の同業者中にも是非此の集會所を有意義なものとして、斯業の發展に資する様にしなければならぬと唱へる人も出て來たので、明治十五年に規約に大改正を加へて、再び擇善會當時の如き意義ある内容を備ふるやうになつた。今日の銀行集會所は此に於いて全く鞏固なる基礎を築くに到つた譯である。私は明治二十九年まで引續き委員長の任に就き、其後規約改正の結果會長に推されて、自分の力で出来るだけの事は盡した積りであるが、銀行集會所の經營せる諸事業中手形交換所の開設、商業興信所の創立、「銀行興信録」の發行等は特記するに値ひす可く、其他起業公債、軍事公債等を初め諸公債の募集、銀行紙幣交換の整理、不換紙幣に對する善後策、國立銀行紙幣銷却策等に就き如何に我國經濟界に寄與したかは、私の内心私かに喜んでゐる次第である。

——東京銀行集會所は明治十三年八月第一國立銀行外三十一行の同盟に依り同業の親睦を敦くし營業上の利害得失を商議する爲め設立せるものなり。是より先き明治九年國立銀行條例の改正あるや、國立銀行の創立漸く増加せるを以て、青淵先生は同業者を會同して互に其親睦を厚くし、併せて營業上の利害得失を商議するの必要を首唱し、頗る勸誘する所あり。明治十一年一會を組

織し同業者和協親誼を保ち、互に長短得失を詢り相待て公益を進め、擇んで善に従ひ斯業の旺盛を圖るの趣旨に因り名けて擇善會と云ふ。同年七月二日東京日本橋區兜町第一國立銀行本店に於て其第一會を開き、爾後毎月一回會合したり。是れ實に我國銀行集會所の起原なり。當時銀行の業務は猶創始に屬し、百事未だ整頓せず、先生は擇善會の會同を利用し、同業間に斯業に關する新知識を注入することに勉め、海外に於ける著書論文にして苟も我に裨益あるものに遇へば、輒ち譯者を督して譯述せしめ、之を會員に説示して其攻究の資に供する等頗る後進を啓發する所あり。又先生の首唱盡力に由り、此會同を利用して起業公債の募集に際して十分應募の効果を奏し、或は手形取引の方法を奨励して金融疏通の途を開き、或は敗裂銀行紙幣交換の方法を立案して其取扱を劃一にし、或は不換紙幣の整理を主張して兌換開始の機運を促がしたるが如き、實際に銀行業務の進歩を促がし財政經濟上に裨益を與へたること一にして足らず。擇善會の名聲大に揚り全國各地の同業者をして同業會同の必要なる所以を悟らしむるに至れり。然るに當時擇善會の外別に銀行懇親會なるものありて、二團體併立の姿を呈したるを以て衆議之れを一にせんことを望み、遂に明治十三年八月二日第三十三回の集會に於て、一旦解散して更に一會を組織することに決し、茲に東京銀行集會所の組織成れり。先生は推されて其創立委員長となり盡力する所あり、

八月三十一日擇善會の事務は擧げて之を東京銀行集會所に引繼たり。(中略)而して銀行集會所の經營せる事業中、手形交換所の開設、銀行通信録の發行、商業興信所の創立、國立銀行紙幣合同銷却の方法等の如きは最も重要なものにして、是皆先生の創意に基き或は其斡旋に頼りたるものなり。(青淵先生六十年史)

三、手形交換所及び興信所の設立

銀行業務の發達するに伴ひ、手形交換所の必要である事は當然の事であつて、私は擇善會の組織以來、之れが設立を唱道して屢々加盟銀行に相談したけれども、當時の實業家は何れも現金取引の舊習を墨守して、手形取引の効用を知るものが殆んど無かつたので、他の同業者も時期尙早を唱へて實現するに到らなかつた。私は之れではならぬと思ひ屢々取引先の實業家を招いて、手形取引の便利な理由や其の取引の順序方法等を説いて勸誘したけれども、容易に其の普及を見るに到らなかつた。擇善會を解散して銀行集會所が設立されてからも相變らず商業手形の利用に就いて勸説を怠らなかつたのであるが、經濟界が發達するに従つて商業取引も次第に頻繁となり、流石に現金取引主義を取つて動かなかつた人々も其の不利を悟り、明治二十年頃に到つて漸次手形取引が行はるゝ

やうになつた。此の傾向が漸次顯著となつて來たので銀行集會所の加盟銀行に手形交換所の設立を相談した處、十數銀行の同意があつたので、此の賛成銀行が申合せて手形交換所を創立する運びとなつた。音頭取である關係上私が其の創立委員長に推されたので、紐育の手形交換所の規定を參酌し、之れに基いて其年の暮に交換所設立の完成を見て、東京銀行集會所内に其の事務所を置いた。之れが今日の東京手形交換所の第一聲を擧げたところである。處が其の組織が稍々不完全であつた爲めに、實地に運用する上に於いて面白くない節もあつたので、明治二十四年の春に一旦之れを廢止し、改めて第一銀行其他十數行が申合せをして、規定に根本的改正を加へ、組織方法を一新して交換事務を開始する事となつた。此の改正に依つて交換所の機能を十分發揮する事が出来るやうになり、一般金融社會に有益なる機關たる事が知悉せらるゝやうになつたので、其後加入を申込み銀行が續々現はれ、明治三十年頃には組合銀行の數は日本銀行を初めとして三十餘行に及び、代理交換を委託する組合外の市内銀行本支店を合せて約百二十行を算するに到り、完全に手形交換の機能を發揮するに到つた。

手形交換所の機能が發揮されるにつけても、取引先の信用調査其他銀行關係業務に就いて、調査機關を設くる必要を見るに到つたので、私は手形交換所の組合銀行に諮つて興信所の設立を相談し

た。それは明治二十五年頃の事である。當時にあつては私の説に賛成する者もあつたが、又時期尙早を唱へる者もあり、他方に於いては興信所の事業を擔當するに最も適當な人物を得る事が出来なかつた等の關係もあつて、これが設立の運びには到らなかつたが、明治二十七八年戦役の後、諸般の事業が遽に勃興して、商工業界は愈々多事なるに到つたので、大いに興信所の必要を感ずるに到つた。そこで東京銀行集會所組合の有志、並びに日本銀行、横濱正金銀行等の協議に基き、組合銀行中の重だつた人々を發起人として興信所設立計畫を進め、二十九年の七八月頃興信所の設立を見るに到つた。之れが即ち東京興信所であつて、我國に於ける興信所の嚆矢をなすものである。

——青淵老人の一代記は其儘明治財界發達史を語つて居る。先づ金融方面では第一國立銀行を創立して我國銀行業の開祖となり、同時に老人が將來の發展の足場としたのであるが、明治十年頃同業相和する目的の下に擇善會なるものを設け、兜町第一銀行内に毎月一回相會する事とした。今日の東京銀行集會所ある始めだ。之が明治十三年になつて始めて正式に東京銀行集會所となり其の創立委員長となり、明治二十九年二月迄常に委員長に押立てられ、其後規約の改正に依つて會長に推され、引續き其の牛耳を握つて居つた。更に明治二十五年頃から青淵老は興信所設立

の要を力説し、時期尙早論を排して集會所加盟銀行や、日銀、正金等の賛成を得て明治二十九年三月に愈々成立の運びとなつた。即ち青淵老は今日の東京興信所の産みの親となつてゐる譯である。(財づる物語)

四、不換紙幣の整理問題

東京銀行集會所の加盟銀行が中心となり、不換紙幣の整理に盡力した事は忘れてならぬ功績の一つである。其の顛末の概略を述べると、明治十年以降、不換紙幣の價格が下落して物價が著しく騰貴し、貿易は逆調を呈して正貨が頻りに海外に流出した。之れが爲め金利の騰貴が甚だしく明治十三年に到りては殆んど其極に達したので、識者の間に之れが救済策に就いて種々論議された。私は特に此の問題に就いて心配し、明治十三年六月十四日に京濱間の銀行業者の集會の席上に於いて、之れが救済に關する一の具體案を提示し、此の方法を政府に建議せんことを發議したのである。當日會同した同業者は私の説明を聞いて、『銀行にとつては既得の權利を自ら進んで失ふ事となるのであるが、之れによつて兌換制度を確立する事が出来るならば、國家百年の大計の爲めに忍んで其説に従ふ事とせませう』と同意した。併し事は極めて重大問題であるから、更に慎重に研究した上、

同月の二十一日更に會同して確定議とする事となり、其日は散會したのである。當時の大藏卿大隈侯は之れに反對の意見を有せられ、吾々銀行業者間に此事あるを聞知するや、極力之れが妨害を試みられたのである。之れが爲めに一旦同意した銀行中で脱退を申込む者も出で、協議が容易に一致するに到らず、七月九日の會同に於いては遂に此の建議は中止せざるを得なくなつた。處が翌十四年大隈侯が野に下り、松方正義公が大藏卿の椅子を襲はるゝに到るや、公は敢然として不換紙幣の整理に手を染めらるゝ様になつたが、其の整理方案は大體に於いて私の先年提議した案と一致したものであつた。當時、官民有力者の間には松方公の財政々策に反對する者が頗る多く、盛んに議論を聞はしたが、私は第一線に立つて松方公の政策遂行支持論を主張し同業銀行者を説き伏せるのに骨を折つた。斯くて政府に於いても斷乎として紙幣銷却の決心を固め、明治十九年一月より政府紙幣の兌換を開始し、明治二十三年を以て紙幣整理處分を完結するに到つたのである。

——明治元年太政官札發行以來、紙幣の處分は明治政府の一大難問となれり。青淵先生は明治二年より六年に至る在官中最も其處分に苦慮せり。此間に於ける紙幣價格引上の方法、贖札處分、濫札交換、爲替會社處分、國立銀行條例及び金札引換公債證書條例制定、紙幣製造の改良、國庫準

備金積立、大藏省兌換證券の發行等は先生の考案に出でたるもの多し。明治十一年以後紙幣價格の大に下落せるや、先生頗る之を憂へ、紙幣の整理は國家經濟及び財政上最大の急務と爲し、大に之を論じたり。十三年六月十四日、京濱間銀行者の集會に於て、先生は紙幣整理の處分方に就て、政府に建議せんとの動議を提出せり。其處分方案の要領左の如し。

一、國立銀行紙幣發行高ノ二割、即チ凡八百萬圓ヲ上納銷却スルコト

一、國立銀行紙幣準備金ヲ上納シテ金札引換公債證書ノ利子ヲ受クルコト

右ハ國立銀行自ラ進テ特權ヲ殺キ國家ニ報スルモノナルヲ以テ、政府モ亦左ノ處分ノ決行ヲ望

ム

一、今後四年間ニ紙幣五千萬圓ヲ銷却スルコト

一、四年以後七年間毎年正貨五百萬圓ヲ積立紙幣兌換ノ準備トスルコト

此の紙幣整理處分案の動議は、其後數回協議の末にて、到底銀行の特權を減殺するは、株主との相談困難なりとの論にて中止となれり。當時政府の財務當局者たる大隈重信は、紙幣は過多なるにあらず、其價格は下落せるにあらずとの論を主持せしを以て、頗る先生の議論と衝突し、之れが爲め明治初年以來久く國家の經濟及び財政上の經綸を共にしたる二人の間は、一時疎遠となる

に至れり。明治十四年十月、松方正義の大隈に代りて大藏卿となるや政府の紙幣處分に對する政策全く一變せり。松方の採用せる整理方案は大體に於て先生の方案と趣旨を一にせり。當時松方の財政策に反對せるもの多き中に於て、先生は之を賛成したるを以て、松方は深く先生の卓見を稱せり。(青淵先生六十年史)

一九、商工業發達の機關

一、東京營繕會議所

私が民間に下つた當時東京會議所といふものがあつた。此の東京會議所は以前東京營繕會議所と稱せられたもので、今日で申せば財團法人の様な組織となつて居り、道路、橋梁の修繕、養育院事務、共同墓地事務、瓦斯燈及び街燈事務、商法講習所事務等を管理經營して居つた。之れは云はゞ舊幕時代の江戸町會所の後身とも云ふ可きものであつて、寛政年間松平定信が老中時代に、一種の共同蓄積制度を設けて、之れを町會所に保管せしめて居つたのである。明治五年に町會所が廢止された結果、其の共有財産は一旦東京府廳の管理する所となつたが、元來之れは東京市民の共有財産であつて、政府の所有に歸す可き物でないといふ趣旨から、營繕會議所を設立して其の共有財産を引渡し、其の事業として市中の道路、橋梁等を營繕する事となつたもので、其後必要に應じて養育院、共同墓地其他の事業をも經營、管理する様になつたものである。私は明治七年に共有金の取締を囑託され且つ營繕會議所の委員に任命されたが、實際其の仕事に携はつて見ると、從來の規定では

不備の點が頗る多いので、他の委員とも協議して其の改正方法を案出し、之れを東京府知事に建議したのである。幸ひに之れが採用せられて、明治九年の初めに規則が改正され、其の結果會頭、副會頭、録事、各業務の課長を置く事となり、私は其の會頭兼業務課頭取に選舉された。併し會議所の事業は非常に廣汎に亘つて居るし、到底從來の共有金のみを以てしては將來長く繼續する事が出来ないのみならず、更に府廳の事業と會議所の事業とが相背馳する様な事が往々あり勝ちなので、之れでは市民の利益を増進することは出来ないと考へて、會議所關係者の會議に諮つた上で、東京會議所の事業は全部之れを府廳に引渡し、且つ管理にかゝる共有金は府廳に於いて管理するやうにし、會議所に於いては單に其の收支の決議に與る様にした方が、時勢に適應したやり方であり且つ市民の眞の利益を圖る所以であるといふ事に意見が纏つて、直ちに其事を府知事に稟申した。當局も正當な申出である爲め此の建議を採用する事となつたので、明治九年の四五月頃、事業の一切と財産とを府廳に引渡し、其後は單に收支の議決をなすと同時に府知事の諮問機關の様な役目をする事となつた。處が其年の暮近くになつて區町村總代人選舉法が定められ、其の規則に基いて東京府が總代人を選舉する事となつたので、勢ひ東京會議所は之れと相牴觸する事となつて來たから、存続の必要がなくなり、協議の結果翌明治十年に解散してしまつたのである。

——明治五年三月を以て町會所を廢したるに由り、寛政三年より始まりたる東京市民の共有貯蓄原資金は八十三年間自治主辨の壽を保ちたる末に、市民の手を離れ一旦東京府廳の手に歸する事とはなりにき。然れども此の金額は原來東京市民の共有財産にして政府の管理支辨すべきものには非ざるを以て、當時の大藏大輔井上馨は東京府知事大久保一翁と共に、市民にして信用ある豪富數名を招集し、之に説諭して更に東京營繕會議所を設立し、是に交付するに彼の七分金餘贏金額と舊町會所管理の地所とを以てし、専ら東京市中の道路橋梁を營繕するに此の金額を支拂ふべき旨を命じたり。於是乎彼豪富等は其説諭に従ひ、明治五年五月を以て今の日本橋區坂本町に東京營繕所を設立して會議を開き、委員を選擧し事務を分擔し、即ち府廳より下付したる金六拾七萬白三圓拾壹錢九厘と及び數十箇所の地所とを請取り、之を將て營繕資本に充て往々其事務に着手したりき。同年十月露西亞皇太子來朝の事あり此の期に先ち東京府知事は此の國賓を歡迎するに際し、府下に數萬の乞丐を徘徊せしむるは東京の美觀に非ざるを以て、彼共有金を以て之が處理を爲さしめんと欲し、又營繕會議所の委員全體は此の共有金を將て専ら道路橋梁の一部にのみ支辨し、他の公益事業を顧みざるは市民の志に非ざるを以て、更に其歩を進め府下一般の爲に公議す

るの場となし、以て漸次東京府民會の階梯たらしめんと冀ひ、即ち同年九月二十七日を以て會職規則を議定し之を府廳に稟請したるに、府廳は速に其稟請を聽納し且つ垂示するに議事の條目を以てしたり。是に依て此の時よりして改めて東京會議所と改稱し、頭取並に係員を選擧し、一方に於ては業務を掌どり一方に於ては議事を爲すの體裁をなせり。東京は同年十月十四日を以て會議所をして乞丐の處置を議せしむ。此乞丐は既に府廳が狩集めたる所なれば事頗る急務を要するに付き、先づ本郷舊加州邸の空牢に入れ、尋で淺草溜（溜は幕府の時牢檻に屬したるものにして蓋し病囚多く此に置れたり云ふ）に移し、翌年二月上野に養育院を假設して此に移し、都て共有金を以て其費に充てたりき（是今の東京市養育院の濫觴なり）。是より先き明治四年東京府知事由利公正は瓦斯燈を府下に設置せしめんと望み、共有金中より其代價を拂ひ之を購求したるに、瓦斯器械は翌明治五年七月に到着したれども、知事は已に更迭したるに付き府廳は之を會議所に交付し、併せて芝濱松町の地所を貸與し、其の建設點火の事を共有金を以て行はしめたりき（是今の東京瓦斯會社の起原なり）。同時に街燈の利害に關し松本某は礦油燈の利を説き、西村某は現華燈の益を唱へ、各々會議所に向て其街燈に採用あらんことを望みたり。府廳も亦優劣を判するに苦しみ、然らば此の二燈をして瓦斯と共に三燈鼎立して各々五百基づつを建設せしめ、其利害

優劣を實地に試験せしむべし』と命じて其實施に及ばしめたり。而して其費用は共有金を以て支辨したりき。次に東京府知事は明治七年四月を以て府下共同墓地を定め、澁谷羽根澤神葬地、青山百人町續神葬地、青山同、染井同、雜司ヶ谷旭出町、谷中天王寺、小塚原火葬地（現今淺草總泉寺に替る）、深川三十三間堂、亀戸出村羅漢寺九箇所の墓地を開拓し、都て其事業を管理せしめたり。其費用は漸次買渡代價を以て之を回收すると雖も一時共有金を以て支辨したりき。是今の東京共同墓地の起原なり。次に東京府知事は明治六年十月前米國駐劄辨理公使森有禮と協議し、商法講習所を新に木挽町に開設し、米國より教師を聘備することを約したるに由り、府廳は其後明治八年森有禮が公務を帯びて清國に赴くに當り、商法講習所の事務を全く會議所の管理に移し、都て共有金を以て其費用を支辨せしめたりき（是今の高等商業學校の濫觴なり）。（青淵先生六十年史）

二、東京商法會議所時代

東京會議所が無くなつた代りに、總代會議と云ふものが招集せらるゝ事となつた譯であるが、之れは從來の會議所とは自ら性質を異にし、共有金の議決などは此の會議に付するとしても、一般商工業の利害に關係ある事柄に對しては、其の利害得失を諮問する事が出来ない。從來の東京會議

所の議員は何れも東京府下に於ける名士紳商であつたから、従つて世間でも之れを重く見て居り、府知事も商工業に關する事は總て會議所に諮問し、會議所は民間の實狀に基いて意見を開陳して居つたので、府知事の爲めには最も必要なる顧問の役目をして居つたのである。それが今度解散されたのであるから、府としても少からず不便を感じた様であるが、吾々實業家としてもお互ひの聯絡を圖り、商工業の發展に資する上に於いて、有力なる團體の無いのは實に心細い次第であつた。東京會議所の存立して居つた間は左程まで深くも感じなかつたが、愈々解散になつて見ると痛切に商工業の發展並びに利益の擁護に努めて居るから、我國にも其の制度を採用し略々同様の團體を組織しなければならぬと考へるに到つた。時の工部卿は伊藤博文公、大藏卿は大隈重信侯であつたが、何れも私が在官當時から引續き親交のある方ではあるし而も相當進んだ考へを持つて居られたから、此事を相談した處が、兩氏とも非常に賛成されて、進んで其の團體組織に盡力せらるゝ事となつた。一實業家の私が唱道しただけでは、之れが實現はなか／＼困難であつたらうが、工部卿、大藏卿等が先きに立つて誘導される事となつたのであるから、私の希望は意外に早く進行し、其年（明治十年）の暮に東京商法會議所設立認可を府知事まで請願する運びとなり、翌年三月に許可せられ、而も

木挽町に商法會議所を新築して無償で之れを交付され、年千圓の保護金をも下付される事となつたのである。そこで吾々同志は市内に於ける有力實業家に會員として加入するやう勸誘した處が、御上の御聲がかりがあつたのも與つて力あつたと見え、直ちに數十名の加入者を得るに到つた。それで商法會議所内には内國貿易、外國貿易及び運輸船舶の三部を置き、其後工業並びに農業の二部を加へ、會員中から委員を選擧して之れを分擔し、大いに會議所の實を擧ぐるに努めた。私は推されて其の會頭になつたが、副會頭には益田孝、福地源一郎の兩氏が選舉され、各部の委員も當時の民間實業界に於ける一流の人々のみであつたから、頗る有力な商工團體となり、他方に於いては政府當局の商工業方面に關する有力な諮問機關たるの實績を擧ぐるに到つた。今日の東京商法會議所の濫觴は、遠く昔に遡れば江戸町會所に發したと見られぬでもないが、本當の意味に於ける商業會議所の起りは、此の東京商法會議所を以て創始と見るのが至當であらう。

東京商法會議所は其後幸ひに順調の發達を遂げ、東京全市の爲めには最も必要な機關の一つとなつた。尤も商法會議所の創立に際しては、吾々發起人は歐米諸國の商業會議所に倣つて、凡そ商工業に關する利害得失の調査、審議及び答申、建議等は申す迄もなく、各業者間に紛議等の起つた際は調停の役をも勤めようといふ氣組であつたのであるが、なか／＼其點迄には力が及ばず、又調査、

統計の如きも、總ての機關が完備して居らなかつた爲めに、絶対に正確を期するといふ點に迄は到らなかつた。發達せる今日の實狀からすれば、事業の内容等も頗る貧弱であつた誹り免れぬであらうが、當時の實際から見れば此の程度のもでも、前に述べたが如く重要な機關の一つとして相當活動したものである。

斯くの如くして折角順調の發達を遂げて來た商法會議所は、明治十四年に農商工諮問會規則が發布せられた結果、中途にして挫折するの餘儀なき窮境に陥つた。此の規則に依れば新たに諮問會を設立しなければならぬ譯であつて、商法會議所の存続は此の規則に牴觸する事となる。其上に此の諮問會規則の公布後間もなく、政府からの補助金も廢止せらるゝことゝなつたので、之れが爲め商法會議所は僅に其名を存するのみで、殆んど中止閉鎖の状態となり、全く有名無實のものとなつてしまつた。折角發達しつゝある商法會議所が挫折したのであるから、私に取つては遺憾此上もなかつたのである。各會員中にも私と同様に心配する人が多く、何うかして商法會議所を此儘存続させたいと思ひ、諮問會規則の改正を建議したが、一旦は遂に徒勞に歸した。併し飽迄も初志を貫徹しなければならぬといふので、吾々同志は熱心に此の運動を繼續し、遂に要路の大官を動かして、吾々の年來の素志を達する事が出來た、即ち明治十五年の五月に、先きの農商工諮問會規則は廢止さ

る、事となり、同時に各地方の便宜に従つて勸業諮問會並びに勸業委員を設置する事を得る旨布告されたのである。吾々商法會議所の役員及び委員は早速此の二つに基き會議所の組織を變更し、新たに東京府下十五區聯合商工會を設立する事となり、萬事が總て都合好く進み、其年(明治十六年)の十月東京商工會が設立さるゝに到つたので、之れと同時に從來の東京商法會議所を解散し、從來の會議所で取扱つて來た總てを東京商工會に引繼いで、名稱は變つたけれども實質に於いては一旦有名無實となつた商法會議所が復活するに到つたのである。

三、再度更生して基礎定まる

東京商工會の組織に就いては、當時の東京府知事芳川顯正氏が非常に盡力せられた。或ひは東京市の重だつた諸會社の代表者及び各組合の總代を一堂に集めて勸誘し、或ひは商工會の組織内容に就いて適切なる案を示され、又は今後諸種の便宜を與ふる事を明言せられるなど、非常に親切に商工會の組織を援助されたのである。而も其の發會式の當日の如きは特に大藏卿松方正義、農商務卿西郷從道、警視總監樺山資紀、東京府知事芳川顯正の諸氏を初めとして、政府の大官も多數臨席せられ民間團體の發會式として當時に於いて空前と稱せられた程の盛典であつた。斯くて東京商工

會は幸先好い産聲を擧げたのであるが、内部の組織も以前の會議所時代のものに改善を加へ、會員には各商工組合より其の大小に應じて一人乃至數人の代表人を選出し、又重だちたる會社に於いては是亦其の規模に依つて適當の人員を代表者として選出する事とし、是等の人々を會員とする事とした。之れは一般投票に依つて選舉するといふ事にしては、其の資格を定めるだけでも非常に面倒であるし、且つ其の面倒を忍んで之れを行ふとしても、却つて適當の人物を得る事が難しい處れがあつたので、會員の選出法を此様に改めたのである。又其の經費も以前は各會員が負擔したのであるが、此度の改正規約に於いては、會員は總て各會社及び各組合の代表者であるから、此の意味に於いて選出會員の人員に應じて、之れを選出した會社及び組合が其の經費を負擔する事とした。而して其の事業としては諸官衙の諮問に應ずる事、常に諸般の調査を行うて十分の材料を備へ、何時にても商工業界の事情を明かにするやうに出来る事及び常に商業の景況、工業の景況、金融の景況、運輸の景況等を報告して、經濟界の動きを示すと同時に斯業の發展に資せんとするにあつた。

東京商工會は明治十六年から明治二十三年迄持續した。其間に於いて商工會自身も相當活動したが、時勢は刻々に進んで東京商工會の如き組織を以てしては、漸次時勢の要求に應ずる事が出来ないうやうになつた。何うしても歐米諸國に於ける商業會議所と同一の機能を有し、同様の地位を築き

上げるやうにしなければならぬ様になつて來たのである。此の空氣は次第に濃厚となり、全国各地の商工會に於いても其の必要を痛感する程になつたが、農商務當局に於いても亦此の實狀を認め、明治二十二年に商業會議所條例の起草をなし、之れを東京商工會初め全国各地の商工會代表者に内示して其の意見を求むるに到り、條項の各條に就いては相當異論もあつたが、大體の骨子に就いては何れも大賛成であつたので、農商務當局は更に之れに修正を加へ閣議に提出し、明治二十三年の九月に愈々商業會議所條例が發布された。そこで吾々有志は直ちに商業會議所の設立準備に着手し、同年十月設立認可を得て商工會の一切を繼承し、今日の商業會議所の基礎をなすに到つたのである。各地の商工會も亦之れに倣つて商業會議所を起し、漸次發達して今日に於いては全国各地の大都市には殆んど商業會議所の設立せられて居らぬ土地は無い程になつたのであるが、其の今日に至る迄には時勢の進歩に促されたことは勿論であるけれども、事の成るは成るの日に成るに非ずして、其の緣因は遠く昔に端を發して居るのである。回顧すれば東京商業會議所の如きも、其の前身時代である商法會議所は一旦廢止の餘儀無き運命に陥つた事もあり、商工會時代に於いても豫期の如き成果を收むるに頗る困難を感じた事もある。更に商業會議所條例が公布されて現行法の如く改正されてからも、種々の障害に遭遇して大いに苦心した事も少くなかつた。東京商業會議所の創立に當つ

ては私が會頭に選舉され、益田孝男が副會頭となられ、中野武營氏其他の人々も役員として大いに盡力されたが、往時を振返つて見れば總てが夢の様に思はれる。

——現今中央財界の野良息子として餘り評判の良くない東京商業會議所も、元を尋ねると祖先傳來れつきとした系統のもとに生まれた立派な總本家の家柄である。抑々の御先祖は江戸町會所と稱し、徳川様時代に江戸諸營業者集會し、各營業の便益を計り、初め寛政年間幕府老中松平越中守定信が江戸市中の冗費を節約して之れを蓄積する方法を設け、剩餘金の一分を町内に積み、二分を地主に還付し、残る七分を町會所に蓄積して、恐慌救恤に備へて居つたが、後には御上から下賜金も出て、世間では此の蓄積金の事を七分金と云つたものださうな。此の江戸町會所が明治五年には東京營繕會議所となり、更に東京會議所と改名された。其の會頭が今の澁澤子爵、副會頭が福地源一郎といふ顔觸れで、會議所の仕事は修路・瓦斯、鑛油、現華燈、商法講習所、更に墓地の始末から、養育院の世話にまで及んだ。澁澤子が官を下つて財界に立つたのも此の時に始まり、財界の世話役は當時から病みつきたつた。營繕會議所は明治十一年一旦解散したが、翌年三月内務卿伊藤博文、大藏卿大隈重信等の肝煎りで東京商法會議所に生れ變り、會頭は澁澤

子、副會頭は益田孝、福地櫻痴の二氏で、猶ほ内國商業事務委員、外國貿易事務委員、運輸及び船舶事務委員等も定められ、政府事業の延長の形となり、内務省から保護金を下付され、東京府から議事堂を新築して會議所に下付するといふ有様で、御上の御聲掛りだけに當時の會議所は今帝國議會位の權勢振りであつた。所が明治十六年芳川顯正氏の東京府知事時代、商法會議所は東京商工會に生れ變り、會頭に澁澤子、副會頭に益田男が選ばれたが、明治二十三年に至つて商業會議所條例の發布を見るに至り、其の翌年一月、現在の東京商業會議所が設立認可されたのである。當時の會議所條例に依ると、『商業の發達を計り若くは其の衰頹を防ぐに必要な方案を議定する事』が其の目的であつて、而も實際に於いて實業界の第一人たる澁澤青淵翁が會頭であり、其後中野武營君が之れを相續したが、其頃迄は帝都商工業代表たるの權威を落さなかつたものだ。それに比べると近頃の商業會議所は、甚だ權威が無くなり、會頭は會頭でも澁澤、中野時代に比べると其の權威に於いてお月様とスツボン位の相違どころではない。(東京日々新聞)

二〇、東京商科大学の由來

一、官尊民卑の因

明治初年の我國の教育制度といふものは寔にお話にならぬ位微々たるものであつた。明治六年に學制が公布せられ、全國に小學校が出来る事となつたけれども、之れとても寺小屋式のものに毛の生えた程度のもので、况んや實業教育などといふ事は全く顧られぬ有様であつた。曾に實業教育が顧られぬばかりでなく、商人には學問が不要だといふので、相當の學問ある者は反つて嫌はれた程のものである。今日の狀態から考へると全く今昔の感に堪へない。

甚だ古臭い話ではあるが、私共の少青年時代に受けた教育は、悉く漢籍に依る支那の學問であつた。舊幕時代には一般に漢籍が教育の全部の如く信せられて居つたから、江戸は勿論、地方に於いても教育のある人と云へば漢籍の出来る人で、先づ四書五經に依つて修身、齊家、治國、平天下の四大眼目を學び、之れに依つて世に立たねばならないとされたもので、主君に仕へるにしても、社會並びに朋友に接するに就いても、地方政治に携はる上に於いても、結局の目的は天下を平かにする

といふ處にあつた。従つて今日とは違ふけれども、兎に角政治方面に關する教育は幾分か發達して居つた。併し科學的教育、例へば物理とか化學とかは學ぼうにも其道が無く、又そんな事に就いて考へる人も殆んど無かつた有様である。尤も醫學とか又は天文、地理、歴史等は多少あつたが、之れとても勿論漢學で何れも治國平天下の流れを汲むものであつた。又人間としての教育に就いては所謂六藝たる禮、乘、射、御、書、數を學ぶ可きものとされて居つたに過ぎない。されば當時四民の上に立つ政治的教育方面はあつたけれども、農、工、商等に從事する者の教育といふものは殆んど皆無であつて、僅に『塵劫記』といふ書に依つて算術の初步を學ぶとか『商賣往來』に依り商賣の道を知る程度に過ぎなかつた。加ふるに支配階級である武士は、生産殖利の事に就いては自身では少しも心配せず、單に他人の作つた物を徵收すればよいといふ觀念を有つて居つた。之れが封建時代に於ける大體の制度であつたのである。私共は斯様な幕府時代に成長したのであるから、勿論實業教育などは受けなかつた。而も私は攘夷論者の一人であつたから、所謂食はす嫌ひで、外國の事情などは餘り重んぜなかつたが、醫術の事だけは西洋の方が進んで居るから、毛唐人の方が偉いと思つて居つた。其後一橋家に仕へるやうになつてから、實際の經驗に従ひ軍隊の事も亦西洋式にせねばならぬと深く考へる様になつた。處が圖らずも民部公子の御供をしてフランスに留學する事と

なり、歐洲各國を親しく視察して見ると、世界の有様は吾々の想像したこと、全然違つて居り、工業の如きは日本に居つた頃私の夢想だもしなかつた程に進んで居り、學理も頗る緻密に研究されて居り、殊にフランスやイギリス、イタリー等で機械工場や兵器工場を見て、其の進歩の著しいのに驚いてしまつた。實際私は是等の事は殆んど知らなかつたから、見る物聞く物驚嘆の種ならざるはなかつたのである。中にも鐵に關する工業の發展振りには殊に感心し、其の必要の觀念を強く惹き起したのであつた。之れと同時に日本に於ける商業の力が眞に乏しいといふ事を切實に痛感して、日本の國を富まし國勢を盛んならしめるには、政治の事も勿論必要ではあるが、先づ以て西洋の進歩せる制度文物を我國に輸入して、商業を盛んならしめなければならぬと考へたのである。フランスに在る時、幕府が倒れた爲めに、豫定の學問を修業する事が出來ずに歸國したのであるが、兎も角此の實地見聞に依つて、歸朝の上は商業界に一身を投じて、國を富ませ實業家の地位を引上げようといふ固い信念を抱くやうになつた。歸朝後一時大藏省に出仕したが、明治六年に斷然辭職したのは云はゞ佛國留學中の素志を行はんとするが爲めであつて、私は之れに依つて年來の希望に向つて第一歩を踏み出す事となつたのである。

私は斯ういふ様な信念を以て實業界に身を投じたものゝ、一般世間では私の説に共鳴する者は至

つて少かつた。一般商工業者は單に金さへ儲ければよいといふ域を出でないで、實業教育などを顧る者は殆んど無いし、識者の間にも進んで商業教育の必要を説く者などは見當らなかつた。併し私は歐洲に於ける實地の見聞から、何うしても商業教育が進まなければならぬと考へ、新しい商業教育の必要を痛感し、商業には商業地理もあれば商業史もあり、廣い意味から科學も、法政經濟も心得て居らなければ、今後世に立つには到底外國人と肩を並べて行く事が出来ないと考へて、竊に焦慮しつゝあつたのである。併しながら世間一般の空氣は依然として封建時代と異らず、學問を修むる者は悉く官吏を目的とし、政府の役人になる事を無上の光榮として居る有様なので、私自身が商人の地位の向上などを考へても、なか／＼力が及ばなかつた。それに就いて其の當時の一般の氣風を察知するに足る適切な一つの挿話がある。

官海を辭してから間もない事で、丁度私が東京會議所の會頭として東京瓦斯局の事業經營を委囑されて居つた時の事であるが、當時瓦斯局の技師をして居つたベルデンといふ佛國人を日本技師と取換へようと思ひ、此の方面の技術の出来る人を物色し、高松豊吉博士の周旋で帝國大學應用化學科出身の某工學士を採用する事となり本人も勿論應諾した。然るに其後に到つて其の工學士が私を訪問し、『今後瓦斯局の經營は何うなりますか』といふ質問をしたので、私は『將來は民間の事業と

して經營する筈である』と答へた處、『左様ですか、それでは折角入所の御約束を致しましたが、私の希望と反しますから辭退致します』と言ひ出した。私は不審に思ひながら其の理由を聽いて見ると、某工學士の云ふには、『私の學問したのは名譽を得たいからであります。民業には名譽がありません、従つて民業に従事するといふ事は私の學問をした趣旨に反するから、遺憾ながら御斷り致す次第であります』と答へた。實に意外な事を聞くものであると思つたから、私は私が引續き大藏省に居れば雖ては大藏卿にもなれる地位にあつたが、國を富まし國勢を伸張する爲めに進んで實業界に身を投じたのであつて、官吏となつて名譽を得るよりも寧ろ此の方面に盡すのが、國家に貢獻する所以である事などを懇々と話して其の辭意を翻へさせようとしたが、其男は何うしても私の言ふ事を聞かない。『貴方は左様云ふお考へであるかも知れませんが、私達はさうは思ひませぬ。貴方は變り者であるから其道を進まれるが宜しいでせうが、さう云ふお考へをもつて私共を律せられては困ります』といふ答へであつた。之れは單に此人のみが斯かる考へを有つて居つたばかりで無く、當時は一般に斯様な考へを有つて居る者が大多數で、従つて商工業者は非常に蔑視されて居つたのである。官海よりも寧ろ民間に幾多の人材を輩出して居る現今の状態と比べて、實に雲泥の相違がある事を此の一例に依つても十分推察される事と思ふ。

一、 商法講習所の設立と廢校決議

實業教育を振興せしめて實業家の知見を高め、其の地位を向上し、之れに依つて我國の商工業を發達せしめなければならぬといふ考へを抱いて居つた事は、大體前に述べた如くである。丁度明治七年頃、當時米國にあつた森有禮氏から、時の東京府知事大久保一翁氏に宛て、米國に於ける實業教育の盛んである事は實に想像以上であるが、日本にも是非同様のビジネス・スクールを建てたいと思ふから、何分の助力をお願ひ致したいと頼んで来た。處で大久保知事も大分進んだ考へを有つて居つて、森氏の企ては至極結構な事であるから是非實現させたいものであると思ふが、何分にも東京府には資金が無いので府として援助する道が見出せない。そこで大久保知事は一日私を訪問して相談されるには、舊幕時代に白河樂翁が江戸の人達に節儉を勤めて蓄積した金が共有金といふ名義で残つて居り、貴方が其の共有金を保管して居られるが、之れを利用してビジネス・スクールの設立するのを援助してはどうかと話し込まれた。其の共有金といふのは江戸町會所の時代に積立てたもので、それを東京會議所に於いて引継ぎ保管して居り、私が其の會頭として保管の任にあつたので斯ういふ相談に興つたのである。私は豫て實業教育の必要を感じて居り、何うかして秩序の

る實業教育を施したいと考へて居つた際なので、直ちに同意して關係者の會議を開き、其の計畫に賛成する必要がある理由を陳べた處が、幸ひ他の役員も同意されたので、學校の費用は一萬圓位入用であるといふ事であつたから、取敢ず共有金の中から八千圓ばかりを出して助力する事とした。そこで大久保氏も非常に喜んだが、殊にビジネス・スクールを設立する事を提議した森有禮氏は、意外にスル／＼と補助費が出たので、自身でも一萬圓ばかり工面して、翌年の夏頃に京橋の尾張町に商法講習所といふ小さい學校を開き、商業教育に經驗あるホイットニーといふ米國人の教師を雇うて授業を開始し、約一年ばかり經營したのである。此の商法講習所は學校といふよりも寧ろ家塾といつた方が適切である様な小規模の物で、生徒も三十人足らずの小人數であつたが、之れが兎も角も我國に於ける商業教育専修の學校が出来る最初であつたのである。

處が森有禮氏は間もなく特命全權公使に任せられ支那に赴く事となつたので、學校の世話をする事が出来なくなつた。それで廢校するのは惜しいし、誰か跡を引受けて經營する人はないかと私に相談を持ち掛けられたが、官立とする事は最も望む處であるけれども、當時にあつては全然其の望みが無いし、經費の關係から府立學校とする事も不可能であつたので、一時東京會議所が管理して經營する事となし、私が管理の責任者となつた。然るに明治九年に到つて東京府廳が管理する事と

なり、其年の五月京橋の木挽町に校舎を新築し、新たに矢野二郎氏が所長に任ぜられて、一層内容を改善して經營する事となつた。此の經營に就いては大體は府廳でやるけれども、直接の世話は矢張り東京會議所でする事となつたので、私自身は教育には縁の遠い方であるから、秩序立つた教育上の意見は無かつたけれども、極く大難把な考へだけは有つて居つたので、なるべく其の意見を實現するやうに骨を折つた。此様に於いて我國の商業教育は漸く芽を吹き、追々は相當の實績を擧げ得るだらうと期待して居つた處、明治十二年の春になつて商法講習所は殆んど挫折せんとする大きな傷手を負つた。それは東京府會に商法講習所の經費として五千圓計りを要求したに對し、府會議員の知識が淺薄であつて實業教育の何者たるかを解せざる者が多かつたのと、且つ一般世人も教育の必要、就中商業教育の必要を熟知する者が無かつた爲めに、府會に於いて此の經費に大削減を加へ約半額の二千五百圓を支出する事に修正したのである。豫算を半減されては商法講習所の維持は勿論不可能だから、此儘に放置しては廢校の餘儀無きに到るは當然の歸結である。折角伸びかゝつたのを嫩葉の中に摘み取るやうな事があつてはならぬと考へ、私は各方面の有志を説いて寄付金を集め經費を補充して漸く維持する事が出来たのである。此様に商法講習所は非常に虐待せられたけれども、辛うじて其後一二年は維持する事が出来た。併しながら明治十四年頃、商業教育に理解の無

い府會議員は、遂に商法講習所は不必要である云ふので僅か一二票の差を以てではあつたが、商法講習所の經費を否決し、廢校の決議をなすに到つた。明治十二年の時は經費を半減されたのであるが、此度は廢校の決議をしたのであるから、殆んど手の着けやうがなかつた。それで私は何うしても之れを生かさなければならぬと考へ、東奔西走して商法講習所存続の必要を説き、要路の大官にも會つて意見を開陳し、農商務省に對しては補助金下付の建議をなし、あらゆる方法を構じて講習所を存続せしむる事に力を注いだのである。吾々が農商務卿に提出した建議の全文を左に掲げることゝする。

謹テ按スルニ商法講習ノ事ハ商業擴張ノ基礎ニシテ、其學校ノ緊要ナル猶農學校ノ耕耘ノ道ニ於ケル工學校ノ製作業ニ於ケルカ如シ。本邦開港以來内外ノ商業漸ク開進シ、方今ニ迄ンテハ其ノ商勢全ク昔時ト一變セントスルノ氣運ニ際セリ。然リ而シテ其商估タル者間々或ハ大ニ其體面ヲ革メタルモノナキニ非スト雖モ、孰々全般ノ實況ヲ通觀スルニ尙舊套ニ因依スル者多ク其規模未タ以テ今日ノ時勢ニ適セリト云フヘカラス。是他ナシ我國古來商業講習ノ如キハ只家庭ノ口授ニ委スル者多クシテ亦眞正ノ商法學校アリテ之カ眞理ヲ闡揚シ、之カ方法ヲ修習スルコトナキニ職由スルナリ。

惟ミルニ我政府ハ夙ニ工部大學校ヲ工部省中ニ設ケラレ、又農學校ヲ駒場ニ置カレ、今又將ニ職工學校ヲ文部省中ニ新設セラレントスト。其農工ノ業ヲ訓導督勵セラル、ヤ實ニ厚シト謂フヘシ。然リト云フトモ獨リ商法學校ニ至リテハ未タ措テ顧ミラレサルモノ、如キハ本會カ常ニ遺憾トスル所ナリ。

夫レ農工商ハ富國ノ原素ニシテ其偏廢スヘカラサルハ固ヨリ論ヲ待タス。若シ之ニ反シテ彼此軒輊スルアラハ假令農業工藝ハ共ニ進歩シテ殖産ノ道ヲ得ル事アルモ、販鬻ノ途其宜ヲ得サルカ爲メ或ハ却テ他ノ二者ヲ妨害スルニ至ルハ之ヲ古今ノ商業歴史ニ徴シテ彰著ナルモノアリ。

曩ニ我政府カ農商務省ヲ設置セラレタル趣旨蓋シ亦此ニ外ナラスシテ、農工商ノ三者互ニ相聯歩シテ共ニ開進スルヲ期圖セラルニ在ラン。果シテ然ラハ商法學校ヲ設クルノ今日ニ急務ナルハ決シテ他ノ二校ニ讓ラサルヲ信スルナリ。是本會カ茲ニ其建設ヲ要望スル所以ナリ。

今ヤ本會カ商法學校ノ建設ヲ欲スル事前條ニ述フルカ如シ。而シテ其學制ニ於テモ亦聊カ其見ル所ナクンハ非サルナリ。蓋シ商法ノ學タル其教則高尚ニ過ル時ハ却テ實地ニ適セサルノ弊アリ。若シ卑近ニ失スル時ハ又其秩序宜ヲ得ル能ハス。是ヲ以テ今日ニ適應スルノ制タラン事ヲ切望スルナリ。固ヨリ閣下ノ明鑑能ク其衷ヲ折セラルヘント雖モ敢テ茲ニ本會カ曩キニ東京府知事ヨリ

東京商法講習所教則改良ノ事ヲ委託セラレタルニ當リ、調査シテ之ニ復命シタル教則一編ヲ呈呈ス。是聊カ滄海ニ一滴ヲ添フルノ微意ナリ。伏シテ思フ、閣下幸ニ本議ヲ採擇セラル、ヲ得ハ國家ノ慶蓋シ焉ニ過ルモノナカラン。頓首謹言

東京商法會議所會頭

明治十四年七月十五日

農商務卿河野敏鎌殿

澁澤榮一

幸ひに農商務當局も吾々の誠意を諒とし、約一萬圓計りの補助金を農商務省より賦與されることゝなつたので、辛うじて講習所の授業を繼續することが出来たのであつた。

三、官立移管と初代校長矢野二郎氏

農商務省からの補助金に依つて商法講習所の命は一時取り止める事が出来たけれども、こんな事では此後安心して維持經營して行く事が出来ない。府立として存続する事が出来なければ、是非とも官立として其の基礎を確立しなければならぬと考へ、此事に就いて識者の意見をも質し、政府要

路の大官を問うて自分の存意を陳べた處が、政府としても商業教育の必要は認めて居るけれども、從來經營し來たつた府に於いて必要無しと認め、遂に廢校の決議までした學校を直ちに官立として政府が直轄するといふ譯には行かぬが、若し民間に於いて何うしても此の學校を繼續する必要がある事を具體的に示すやうな方法を構じたならば、政府に於いても大いに考慮する餘地があらうといふ様な話であつた。如何にも尤もの事ではあるし、學校存続の必要は言ふ迄も無い事であるから、私音が音頭取りとなつて東京市内の富豪有志を説き廻つて、學校の基本金寄付方を勧誘し、東京府知事も亦陰に陽に基金募集に就いて盡力されたので其の成績は意外に良好で、三萬圓近くの寄付金を纏める事が出來たのである。吾々は之れに力を得て、政府方面に對しても直轄學校とするやうに運動したが、宮内省に於いても特に此の基金に對して五百圓を下賜されるといふ特別の思召しもあり、民間有志の熱心の程も基金募集の結果に依つて證據立てられた譯なので、政府當局も大いに意を動かして明治十七年の春に農商務省の直轄として經營する事となり、名稱も從來の商法講習所を廢して、東京商業學校と改稱した。

然るに非常に都合の良い事には、明治十八年に到つて内閣官制が改正となり、我國に初めて現制度の如き内閣組織が實施さるゝに當つて最初の創立者である森有禮氏が文部大臣となつたので、以

前の緣故からしても亦從來の森氏の持説からしても、學校を其儘にして置く事は出來ぬといふので、其後間もなく文部省の所管に移し、神田一橋外に新校舍を建設し、經費の如きも大いに増加して諸般の改善充實に努め、茲に全く面目を一新するに到つた。高等商業學校と改稱したのは文部省の直轄となつてから一二年後の事であつて、之れが現在の東京商科大学の前身である。即ち今日の東京商科大学といふものは、明治八年に森有禮氏が商法講習所を創立したのが其の濫觴であつて、其後一時東京會議所が經營して個人經營から法人の經營に移り、更に一旦東京府廳の經營する處となつた。斯くて明治十四年に到つて一旦廢校の運命に陥つたのを政府の補助金と民間有志の盡力に依つて其の命脈を繋ぎ、明治十七年になつて一時農商務省の直轄學校たるに到つたが、更に其の翌年文部省の管轄に移り、他の大學とは別途の官立學校として相當の施設をなすやうになつて其の基礎が定まつた譯である。後年商科大学に昇格したのは時勢の然らしむる處であつて、當然過ぎる程當然の事であらねばならぬ。

商法講習所の産聲を擧げた時は森有禮氏の經營する處であつたが、明治九年府の經營に移つて以來矢野二郎氏が所長に就任し、官立となつてからも引續き校長として同校に勤続し、明治二十六年の春に辭職する迄前後十八年間同校の經營發展に對して非常に盡力され、殊に中途廢校せられんと

した際の如きは殆んど寢食を忘れて東奔西走された。東京商科大学が今日の盛大を來たすに到つたに就いては、矢野二郎氏の力が興つて大なる事を忘れてはならぬと思ふ。

——久しく東京高等商業學校の校長をした矢野二郎といふ人は、一寸端睨す可からざる所があるかに見え、或る一部の人々からは薄氣味悪くも思はれもしたが、決して腹の中の分らなかつた人ではない。只少し常人と變つた奇行に富んだ所のあつた人で、他人が泣いてゐる所へ行つて茶化して見たり、ブリ／＼怒つてゐる場所へ行つてグラ／＼笑つて見たり、笑つてゐる所へ行つて怒つて見たりしたものであつたから、何となく腹の底の分らぬ人であるかの様に見られたに過ぎぬのである。併し本當の意味に於ける常識の發達した人であつて、胸中に藏する所は造次にも顛沛にも一に商業教育に依つて國家の振興を計らんとする所にあつたのだ。之れが爲め適材を適所に置く事に意を用ゐねばならぬからとて、始終此事を口にして居つたものである。私は矢野氏と性格が全然違つて居つたが、之等の意見に就いては頗る一致して居つたから、矢野氏は随分多くの人が衝突して其間に扞格を生ずる様になつたにも拘らず、私だけは同氏の死ぬ迄初めと變らぬ交際をして暮した。矢野氏は一面に於いて親切が過ぎて反つて五月蠅がられる傾向がなかつたで

も無いが、人物の鑑識の明にかけては實に非凡で神に入れるが如きものがあつた。單に自分の手にかけて薰陶した東京高等商業學校生徒の人物を見る明が非凡であつたのみならず、老若男女を問はずどんな人でも一度矢野氏の眼に觸るれば、忽ちに其の價值、技能、長所、短所等を看破されてしまつたものである。而も亦適材を適所に配する事に妙を得て居つたから、斯くして矢野氏に見付け出された人物は、皆な其所を得て思ふ存分に各自の技倆を發揮したのである。矢野氏は奇行に富んだ人ではあつたが、此點から觀察すれば常識のよく發達した人であつたと言はねばならぬ。(實驗論語處世談)

——矢野二郎は幕末の騎兵指揮官で、維新前までは横濱の練兵場で小隊訓練をして居たが、ある時、兵隊を率ひて出て、『小隊——イ……』と號令をかけ始め、急にその後が出なくなつた苦し紛れに、『……元の所へ旨く入れッ』と怒鳴つたので、兵隊はクス／＼笑ひながら天幕の中へ歸つてしまつた。後から油汗をタラ／＼垂して入つて來た指揮官の二郎の負け惜しみが怖ろしい。『どうだ、今のは。今日は之れで休むと云ふ暗號だが、旨いだらう』そこに居た五六人がブツと噴飯して、『それでなくとも腹を抱へて歸つた者が大勢あります』と冷かに言うて退散したさうだが、之

れが今も横濱の一つ話として傳へられてゐる。(名流奇談)

四、大學昇格運動の回顧

東京高等商業學校は、前申す様な波瀾に富んだ經歷を経て、或時は潰滅せんとして漸く維持し、或時は一旦絶命の宣告をさへ與へられて起死回生の春に會し、漸く官立學校となつて其の基礎定まるに到つたのである。爾來各地に商業學校が設立せられ、現今は官公私立の商業學校が屈指に違ない程となり、商業教育の異常の發達進歩を見るやうになつたのは、誠に喜ばしき次第と云はなければならぬ。

さて高等商業學校は官立となつて其の基礎が定まり、私も大いに安心をしたのであるが、其後に到つて帝國大學には法文理工農等の各種の學部があるにも拘らず獨り商業の部門が無いから、當然之れを設置するの必要があると考へ、又是非とも出来なければならぬ筈のものであると考へるやうになつた。而してそれには東京高等商業學校を大學に昇格するのが最も捷徑であり、且つ至當であると思つて各方面の人々にも此事を主張した。此の私の主張に對しては非常に多數の賛成者があつたが、中には高等商業學校に力を盡した人々で強硬に反對する人もあつた。益田孝男などは最も有

力な反對論者で

「商人は威張つてはならぬのに、學問を尊重して高尚な學理を授けると、徒らに氣位が高くなる弊がある。商業教育を普及せしめる事は結構であるが、現在以上に高尚な學問をさせる事は益々此の傾向を助長するに違ひない。商人には虚名などは無くとも可いから、殊更に商科大學などを設ける必要は無いではないか。」

と云ふ意見であつた。併し私は之れと全然正反對の意見を持つて居つたのである。即ち

「實業家には見識が必要である。舜も人なり吾も人なり、といふ考へがあつてこそ實業界は發達して行くのである。蹂躪られても輕蔑されても利益を得さへすれば可いといふ態度では、今後世界の檯舞台に立つて大いに競争して行くやうな事は出来るものでは無い。」

と云ふ意見だつたのである。更に私は

「實業家も負けぬ氣の強い、忍耐力も奮發力もあるやうでなければならぬ。正當の理由が無いのに、實業家だからと云つて他に一步を譲るやうな心掛けでは困る。經濟、理財の事は決して卑下す可き性質のものでない。一國の政治に就いても財政經濟が其の根本であつて、且つ國民が財政經濟に就いて理解する處が無ければ、其の財政を整へる事すら出来なくなる。又理財なくては一

國の兵備も行へぬ譯である。大分古い例ではあるが、彼の大隈秀吉が小田原征伐をやつた時、大軍が押し寄せるので關東地方の米の値段が高くなければ可いかと心配して居つた。然るに徳川家康は早くも米價騰貴を察知して、關西から大量の米を移送して來たので、却つて米價が低下したと云ふ事である。之れは敢て徳川家康が經濟の學問をしたと云ふではないが、詰り斯かる點にまで明かであつたが爲めに行ひ得たのである。今日は其の當時と異つて産業の盛衰は一國の消長に關係する最も重要なものであるから、生産殖利の業に携はる者を蔑視するのは間違ひであるのみならず、寧ろ國民教育に就いては義利合一主義の下に最も此の教育に力を注がなければならぬ。

と云ふのが私の信念で、老人の冷水の嫌ひがないでもないが、私は老齡を顧みず第一線に立つて大學昇格を主張し、且つ其の實現に努力したのであつた。然るに此の大學昇格問題の熾烈となつた當時の文部大臣小松原英太郎氏は、商科大學必要論に對して寧ろ反對の意見を抱かれて居り、帝國大學の方に法科の一部として商科大學を置き、一橋の方は高等商業學校の儘で置かうしたので、學生が之れに對し反對運動を起し、同校卒業生も擧つて此の運動を支持したので、遂に此の明治四十二年の大騒動となつた。私は丁度其年米國に行く事になつたのであるが、約半年ばかりは其の善

後策に就いて大いに奔走したものである。實際は遺憾ながら大學に昇格するに到らず、折衷案を以て一段落を告げたのであつたが、其後數年にして多年の希望が實現せられ、東京高等商業學校は商科大學に昇格して今日に及んだ。私は商法講習所創立の當初より其の相談に與り、或ひは相談役として微力を盡し、或時は經營管理者となり、更に同校の商議委員となつて、數十年來直接間接に同校に關係して來た。自分で申すのも可笑しいことであるが、實業教育の振興を切望する處から多年丹精した功空しからず、五十年後の今日現在の如き盛大を來たして、同校卒業生が實業界の各方面に於いて盛んに活躍し、我國實業界の爲めに貢献しつゝあるのは眞に私の歡喜に堪へない次第である。私は決して其功を誇る意味で之れを話すのではないが、我國實業教育の歴史を一通り申述べる爲めに、思ひ出の儘をありの儘にお話したのである。

——東京商科大學創立五十周年祝典の當日は病後の事とて演説が出来ぬから、祝辭を草し敬三(令孫)に代讀させた。それから成瀬隆藏氏が卒業生總代として祝辭を述べられたが、其時、此の大學に關する議論のあつた事を思ひ出し、感慨無量であつたから演壇に立ち出で、「老人では私、卒業生側では成瀬君が大に協力して大學説を主張しました。今日の盛大な祝典に、大學となつた此

の學校の講堂に斯うして會するのは實に何とも云へず嬉しい。此の喜ばしさをこめて、此處で兩人が握手をします』と云つて二人で握手した。當日參列して居つた人々は、病人の私が押して出席したと云ふので非常に喜んで呉れたが、講堂を出ると學生が全部校庭に集つて、如何にも嬉しさうに私の自動車を中心にして、拍手したり、敬禮したりした。(龍門雜誌)

二二、社會事業に就て

一、窮民と授産事業

東京市養育院は現在に於いては、日本屈指の一大慈善事業として知られて居るが、抑々養育院の創立されたのは明治五年の十月であつて、私は其の創立後間もなく此の事業に關係し、今日に至るまで引續き院長の職を汚して居る。固より私は至つて微力ではあるけれども、自ら手鹽に掛けて育てただけに、今日の盛大なる状態を見るにつけても、其間に於ける曲折波瀾が徐ろに思ひ出だされるのである。

此の養育院の濫觴は遠く徳川幕府時代に其の源を發して居る。即ち寛政時代の老中松平定信に依つて設けられた寄場と、深川鶴歩町に設けられた救護所と、名奉行大岡越前守の在職中に創立された小石川御樂園の養生所とがそれである。江戸時代に於ける石川島の寄場は免囚及び浮浪者の保護場で、救育所と養生所は鰥寡孤獨にして他に頼る途の無い可憐の窮民を收容救済する機關であつたのである。處が明治維新の際に兵亂の影響を受けたのと、舊制度破壊の犠牲となつて、是等の慈

善救済の機關も破滅の悲運に遭運した。即ち明治初年に東京遷都が實行せらるゝや、幕府瓦解の餘波は江戸市中を非常の混亂状態に陥れ、働くに職なく、食ふに糧なき窮民が一時に激増し、飢えて途に横はる者が數知れぬといふ有様であつて、其の慘状は實に名狀す可からざるものがあつた。茲に於いて當局者も之れを放任して置く事が出来ないもので、町會所に命じて其の救済策を構ぜしめた。三田の薩摩屋敷及び麹町紀尾井町に設けられた教育所は、即ち之れに依つて起つたものである。町會所の由來は先きに述べたから此處に繰返して申さぬが、町會所には俗に七分金と稱する江戸市民の共有金があつたので、之れを窮民救助の資に當てた譯である。今一つの原因は明治三年に露國の皇族が日本に來遊されるに就いて、東京市中に乞食が多くて困るから、之等の乞食を處分しなればいけないと云ふので、路傍や門戸に出没する乞食を狩集めて、當時淺草に住居して居つた非人頭の車善七に取締を命じたが、大勢の乞食を任せて捨て置くわけにも行かぬから、矢張り町會所の共有金から費用を出して一時を糊塗したのであつた。明治五年に町會所を廢して新たに營繕會議所を設け、町會所時代の共有金を以て市民の諸修繕費や救恤の基金とする事になり、同年九月に當時の東京府知事大久保一翁氏は營繕會議所に命じて、市内に於ける窮民救助の方法を計畫せしめた。そこで種々協議の結果窮民を救ふには第一に仕事を與へなければならぬから、新たに工場を起し窮

民を雇ひ入れる事、此の工場に一時に全部を働かせる事は困難であるから、別に日雇ひ會社を起し人夫供給の道を構する事、不具癡疾、老幼等の全然働く事の出來ぬ者の爲めに收容所を設くる事の三ヶ條を決議して府知事に答申したのである。此の三ヶ條は孰れも採用せらるゝ事となり、取敢ず舊加州邸に收容所を設け、市内に彷徨する百四十餘名の老若男女及び不具癡疾者を收容したが、次いで上野の護國院の建物を購入して、之れに修繕を加へ全部を此處に移した。而して東京府養育院と命名し、經營は營繕會議所の資金を以て支辨する事となつたのであるが、之れが即ち今日の養育院の出來上つた初めなのである。

然るに東京會議所は明治八年に其の事務を府廳へ移して新たに公選民會を起す事とし、其の結果翌九年五月に會議所の諸事務を府廳の方に返還したので、養育院は府廳の直轄となつたけれども、明治十二年迄は依然として其の經費を共有金から支出して居つた。明治十二年に到つて地方議會が開設せられ、それ以來は地方税の支辨に移す事となり、其後二三年は何事もなかつたが、明治十六年に到つて圖らずも養育院廢止問題が起り、危く葬り去らるゝところであつた。

二、育兒上の一發見

私が民間に下つた翌年即ち明治七年の秋頃に共有金の取締を命ぜられた。次いで營繕會議所の委員を命ぜられ、之れが東京會議所と改稱されるに到つて其の會頭に推されたが、斯う云ふ關係から私は養育院の監督を囑託されたのである。養育院の事業に對しては勿論經驗などのあらう筈は無いが、社會政策として斯くの如き事業は是非とも發達せしめなければならぬとの考へは有つて居つたので、忙しい私の身體として養育院の事業に關與する事は、單に一身上から見れば不利ではあるけれども、社會の爲めと思つて進んで院長をお引受けした譯である。それで實地視察の爲めに初めて上野の收容所に行つて見たが、其の實狀を見て全く情なく感じた。創業の際ではあり、經費も十分無いから萬事が不完全であるのは止むを得ないが、上野の養育院には風癩、白痴、發狂者等孰れも混同して居り、頗る亂雜を極めて居る。如何に無料で收容して居るにしても、之れでは餘り心無き仕方であると考へたので、先づ第一に救養方法を區別する事とし、收容者の中、子供、老衰者、一時病氣で生活の道を失つた者の三類に區別し、働ける者には職業を與へるやうに骨を折り、子供に對しては相當の教育を施す事にした。殊に其中でも子供の事に就いては種々なる研究を遂げた。何

故かと云ふに養育院に入院する子供の多くは癩兒であるからである。兎角癩兒の發育が十分で無く好結果を得るに困難である事は、事物の進歩せぬ其の當時にあつては寧ろ當然とされてゐたのであるが、それは主として食物と住居の惡影響が原因となつてゐた。其頃養育院に收容した子供は、私の眼から見れば特に悪い様に思はれた。細民窟の子供に比較しても發育が悪いし、舉動が活潑でないし、何となく氣の重い所がある。榮養不良の爲めではないかと思つて、此點も研究して見たがさうでもない。どうも不審であると思つて更に研究を進めた結果、漸く其の原因を發見した。一般世間の温かい家庭に育つ子供を見ると、拗る、跳る、甘えるといふ自由さがある。笑ふのも泣くのも自分の欲望を父母に訴へて之れを満たし、或ひは満たさんとする一つの樂みから出てゐる。併し養育院の子供には夫等の愉快がなく、樂みがなく、又自由さもない。それに誰を頼らうといふ對象者も無いので、自然に行動が不活潑となり、幼いながらも孤獨の寂さを感じる様になる。それが延いては子供の發育に大關係がある事を知つた。それで是等の子供を順調に發育させ、伸びくとした氣持で世の中に出るやうにさせなければならぬと考へ、それには家族的の親みと樂みを享けさせるのが最も肝腎であると思つた。そこで書記の一人に云は、親父の役をする様に注意させ、毎日煎餅や薩摩餅等を其の書記の手から與へて、次第に子供等と接近させる様にし、時には是等の子供の

遊び相手となつて親みを増させる様にしたのである。此の方法を實行して見ると仲々成績が良く、今迄沈みがちであつた氣持も直り、發育の方も以前よりは餘程良くなつて來た。そして遂には子供等も親の様に其係の者を尊敬し、喜ばしい時も悲しい時も又何や彼の不平なども、總て遠慮無く訴へる様になつた。其の成績が良いので其後引續き此の制度を採用して居るが、此點は私が幼童者を取扱ふ點に就いての一發見である云うても差支へないと思つて居る。

——東京市養育院は實に一大慈善事業にして、幾多の窮民をして聖世の恩澤に浴するを得せしめたるものなり。而して青淵先生は殆ど創立以來今日に至る迄此の事業を統督し、養育院の組織を完全にし、其基礎を鞏固ならしめたるものは全く先生の力なり。明治十四年東京府會に於て養育院の廢止説起るや、先生は府會議員を歴訪して其の不可を論せり。府會は調査委員を設け調査せしめたる上にて廢止の議は否決となりしが、明治十五年に至り又廢止説起り終に可決せり。此に於て先生は百方苦慮し、東京府知事芳川顯正と謀り賦金を院の原資金に加へ維持の方法を立て、府會も此に同意したり。明治廿三年市制實施に際し先生は養育院を一人の事業と爲すか、將又市の事業と爲すかに就いて得失を考究し、到底一人の事業には盛衰多きを以て之を市の公共事

業となすの永遠の計たるを察し獨立經營の基礎を立て之を市の事業に移したり。(青淵先生六十年史)

三、無情な府會と養育院の獨立

養育院の事業は其の創立當時は規模も小さく、經費も左迄多額を要しなかつたが、其後次第に收容者が増加したので、従つて經費も多く要するやうになり、明治七八年頃からは年々一萬七八千圓から二萬圓近くの經費を要する様になつた。又上野の收容所は手狭を感ずるやうになつたので、明治十四年に外神田泉町の舊藤堂邸の東部に移つたが、明治十五年の東京府會に於いては、養育院の經營を廢止した方が可いといふ議が起り、此説が頗る有力となつた。當時の廢止論者は府會議長沼間守一、議員益田克徳其他であつたが、廢止の理由は斯くの如き慈善事業は自然に懈怠の民を作る様になるから、寧ろ害有つて益無きものである。斯かる事業に多額の經費を投ずる事は甚だ宜しくない、須らく廢止して其の經費を他の有用なる方面に利用す可きであるといふにあつた。議員の人数は三十人計りであつたが、府會に於いても大分此の廢止説に傾き、遂に調査委員を設けて實地に踏査視察を爲す事となつた。私は各調査委員を歴訪して、社會政策の上から其の廢止す可からざる理由を力説し、大いに意を翻さ、うと努めたが、調査委員等も泉橋の養育院を實地見分し其の感

然たる状態に同情したと見え、其年だけは漸く養育院の経費を認める事となり幸ひに廢止を免れたけれども、翌十六年の府會に於いては調査委員等を設けもせずに疾風迅雷的に廢止の決議をなし、一時に收容者を放逐して閉鎖する事も出来ないから、爾後は絶対に新收容を停止し、既に收容して居る者に對しては出来るだけ出院を促して経費を減額すると同時に、一二年の後には全く閉鎖する事となつた。其の當時の府知事は芳川顯正氏であつたが、私は早速芳川知事を訪問して、

『東京府會は實に無情である。先には商法講習所の廢校を決議し、今復引續いて養育院を廢止すると云ふのは、餘りに慘酷な處置ではなからうか？府會がそれ程迄に無情であるならば、萬止むを得ないから今後は養育院を獨立せしめて經營するの策を取らなければならぬ。』

と論じたが、それにしても全然府廳の手を離れて經營するに就いては、基金の準備が先決問題であるから、此點に就いては私共も大いに苦心した。而して其の計畫に就いて種々畫策したのであるが、一方養育院の實際の事業に就いては府會の決議を無視する事が出来ないで、新たに收容する事を見合せ、且つ入院者も漸次外に出す様にし、大いに規模を縮小する事に努めたので、明治十八年の初め頃には收容者の数が約百五十人位に減じた。併し此の連中は殆んど悉くが不具廢疾者、若くは老衰者、幼弱者、病者等であつて、愈々養育院を閉鎖する曉に於いては、是等の寄邊ない

衰れたる人々は、道路に其の屍を横へるの悲惨なる結果に陥る外はない。それで私共同志は屢々會合して協議した結果、此年の二月に府知事に建議して、府會が泉橋の養育院の地所を賣却することの議があるから、其の代金を養育院の基本金として交付せられ度いと申出たのである。此時東京府知事に提出した建議書は左の通りである。

濟民恤窮ハ治民必要ノ事務ニシテ全國ノ主府タル本府ノ如キ若シ此ノ施設ヲ缺ケハ、即チ貧困者依ル所ナク、凍餒目下ニ迫リ餓莩街頭ニ横ハルノ慘狀ナキ能ハス。此ノ如クナレハ其ノ布政豈宜ヲ得ルモノト云フヘケンヤ。故ニ明治ノ初ニ當リテ今ノ養育院ヲ上野山内ニ設置セラレ、後之ヲ泉橋ニ移シ以テ今日ニ至ル。其間數々沿革アリト雖モ要スルニ府下窮乏困厄ノ者ヲシテ頼テ以テ道路ニ斃ル、ノ結果ヲ免レシメタルハ本院與テ力アリトス。明治十五年府會ノ議決ヲ以テ此ノ濟恤ノ事ヲ漸次廢棄スヘキモノトセラレ、爾來在院ノ無告者ヲ將テ務テ之カ出院ヲ促シ、僅ニ殘留スルモノハ病羸ニシテ一身起臥ニ勝ヘ難キモノニ過キサノミ。今ヤ既往ニ回顧シテ將來ヲ推考スレハ此ノ濟恤ノ事タル到底今日ニ廢棄ス可ラサルモノナリ。然ルニ本院ノ如キ僅ニ病羸ヲ殘留シテ其他ノ無告者ヲ願ハルノ觀アルハ、蓋シ府會ノ議決ニ因リ地方費ノ支辨ニ係ルヲ以テ然ラシ

ムル所ニシテ、是ヲ本院設置ノ旨意ニ背カサルモノト謂フヘケンヤ。今從來ノ經驗ヲ以テ假ニ本院收養ノ窮民ヲ百五十人トシテ一歳ノ費途ヲ概算スレハ、其ノ金額總計四千五百圓ニ滿タス。本院又従前ヨリ行旅患者及棄兒ノ爲ニ其費用ヲ收メテ之ヲ撫育スルノ例アリ。此ノ費用ノ内幾分ノ剩餘ヲ生スヘキヲ以テ今其豫算ヲ設ケテ、前ノ四千五百圓ノ内ヨリ之ヲ除クトキハ、其費額實ニ三千八百圓未滿ニシテ足レリトス。因テ以爲ラク此ノ濟恤ニ供用スヘキ原資金若干ナルモノハ曾テ府廳ニ存在スルヲ以テ今又本院現在ノ地所家屋ヲ賣却シテ其代金ヲ以テ此原資ニ加フルコトヲ得ハ、其原資ヨリ生スル所ノ利子ヲ以テ必ス前項ノ費額ニ支フルヲ得ヘシ。果シテ此ノ如クナレハ本院ハ全ク地方經費ニ依ラスシテ永ク府下ニ存立シテ治民必要ノ具ニ任シ、庶幾クハ布政ノ萬一ヲ裨益スルヲ得ヘシ。因テ別紙概算書ヲ添ヘ謹テ此ニ建議ス。誠惶頓首

東京府養育院長 澁澤榮一

東京府知事芳川顯正殿

元來此の養育院は市民の共有財産で始めたものであつて、明治十二年以後は地方費から支辨したけれども、本來の性質から云へば共有金は一般市民のものであつて、地方費に繰入るべき性質のも

のではないから、其の賣却金は當然養育院の方に交付せらるべきものであると云ふのが吾々の意見であつた。府知事も幸ひに此の建議を容れて府會に諮つた結果、府會に於いては調査委員を設けて實況を調査する事となつたが、遂に吾々の建議は府會を通過し、明治十八年七月以後全く府廳の手を離れて獨立する事となつた。かくて泉橋の土地を賣拂ひ、本所長岡町に手頃の建物があつたのを買入れて、之れに増築して引移り、東京府廳からは約三萬五千圓計りの基金を交付されたので、之れを基礎として更に一般から寄付金を募集し、其の資金の利息を以て經費に充て、引續き私が院長として經營の衝に當つた。寄付金募集に就いては勸化帳と稱する帳面を作り、此の奉加帳を以て毎年寄付金募集に努力したものであるが、養育院に對する同情者が意外に多く、明治二十年頃には基金が拾萬圓を超えるに到つた。又貴婦人有志に依つて養育院婦人慈善會が設けられ、鹿鳴館、華族會館、或ひは歌舞伎座等に於いて毎年慈善市を催し、其の益金全部を養育院に寄付され、又婦人慈善會に倣つて養育院慈善會が組織され、養育院の事業を大いに援助された。

四、養育院の基礎確立す

明治二十二年東京市に初めて自治制を施く事となつた。其の當時迄は養育院も有志の團體で維持

して来たのであるが、内務省の布令に依れば、市の營造物として其の管理に属するものも既に定つた基本のあるものは、市が其の基本を勝手に流用する事は出来ないといふ制度であつた。従つて養育院も吾々が共同事業として經營するよりも、之れを東京市の事業として經營した方が將來の爲めに萬全の策であるを考へて、他の關係者とも種々協議した結果、孰れも其方が宜しからうといふ事になつたので、此旨を當局に交渉した處、郡部及び市會の協議に依り滿場一致を以て之れを市に於いて引受ける事となつた。即ち東京市養育院は明治五年の創立以來明治十一年迄は共有金を以て支辨したが、明治十二年から十八年迄は府の事業として地方費を以て經營し、十八年七月以後は全然官廳の手を離れて民間の獨立經營に移つて此年に到つたのであるが、更に明治二十三年になつて東京市の管理するところとなり、市の別途の事業として從來増殖せる基本金の利息を以て特別會計法に依り經營する事となつたのである。即ち之れで養育院の基礎も全く安定するに到つた譯である。養育院に於いては明治十六年以後行路病者の治療を擔當する事となり、更に十八年以後棄兒、遺兒、迷兒等の保護も引受ける事となつたのであるが、追々と事業が擴張されるに従つて、本所長岡町の本院は漸次狹隘を告ぐるに到り、明治二十四五年頃に到つては、殆んど其の始末に窮する有様となつた。元來長岡町の本院は豫定人員百五十人を收容する見込みで設計したものであるが、基本金

の増殖に伸び收容者が増加するに到つたので、其の收容人員は常に二百三四十名を算する状態にあつた。此外に行路病者及び棄兒等を加へると常に六百名を收容するの有様だつたので、建増しや何かをして一時を彌縫したけれども到底やりきれなくなつてしまつた。それで市會の決議を経て、明治二十六年に大塚辻町に一萬坪餘の土地を購入し、此處に本院を建築する事となつたが、皇后陛下に於かせられては特別の思召を以て、移轉新築費に二千圓を御下賜になり、更に一般有志の寄付を募つた處幸ひに寄付金も集まり、明治二十九年の春に此の新しい養育院に移轉した。其後明治三十一年一月、英照皇太后崩御に就き、帝室より各府縣に對し慈善救濟金の御下賜があつて、養育院に對しては約一萬七千圓計り下付されたので、私は此の御下賜金を最も有効に活用したいと考へて種々協議した結果、養育院内に感化部を起し不良少年の感化に當る事となつた。而して本院に附屬する保育所は、明治三十三年七月に千葉縣安房郡勝山に設けたが、明治四十二年三月同郡舟方町に新築し收容兒童を此處に移轉せしめた、養育院の安房分院が即ち之れである。更に明治四十一年十二月、東京府下巢鴨村にあつた眞宗中學の土地校舍を購入して兒童全部を此處に移した。巢鴨分院が即ち之れである。又別に四十一年三月に購入した巢鴨分室があつて、收容者の一部を此處に收容する事となつた。又井ノ頭の御料地を拜借し感化部の學校を新築したが、井ノ頭學校が即ち之れであ

る。其後都市の發展其他の關係から本院を府下の適當なる地に移轉する議が起り、現在の板橋に土地を選定して之れに引移り今日に到つたのであるが、私は今日でも毎月本院並びに分院に顔を出し及ばず乍ら微力を盡して居る。

東京市養育院に感化部設置に就いて、當時の東京日々新聞に論ずるところ、頗る肯綮に當たるものあるを以て、左に之れを摘録する。(編者)

——文明の社會を益するや甚大なるものあり、彼れや人類の智識を進歩せしめ、人類の富資を増殖せしめ、凡そ事の有形に屬すること、無形に屬することを問はず、未開時代に於ては人類の享有する能はざるのみならず、夢想だも及ばざりし利益幸福を感受せしむ、社會の彼れに謝すべき恩澤や決して淺からざるなり、然りと雖も利の存する所は弊の伏する所なり、福の在る所禍亦之に伴ふを免れざるなり、是れ自然の理勢にして彼の文明なるもの亦獨り此の理勢の軌道を逸する能はざるなり。彼れは人類の智識を進歩せしめ、其の富資を増殖せしむるを得ると同時に、自他の競争を盛ならしめ、其餘勢の趨る所、智は益々智、愚は益々愚、富は益々富、貧は益々貧、智愚貧富の懸隔漸く生じて漸く大、是に於て乎同盟罷工生じ浮浪乞丐生じ、兇兒惡漢生じ、社會の一部は

光明の天地たるに反し、其一部は暗黒の世界たらんとす、是れ洋の東西に通ずる古今の趨勢にして、社會問題之が爲めに起り、慈善事業之が爲めに起り、感化事業亦之が爲めに起る。抑々本邦の社會たる文明の程度未だ歐米の社會に比肩する能はざるものあり、隨て其利福に浴する彼れが如く渥からざるものと共に、其弊害に侵さるゝ亦彼れが如く深からざるものあり、而も其の利害の影響は齊しく免るゝ能はずして、近時漸く社會問題又は慈善感化事業等の聲高きを加ふるは、蓋し其反響たらずんばあらざるなり。されば此等の問題相踵いで起るは決して悦ぶべき現象にあらずと雖も、然も是れ又社會進歩の一微證なりとせば、必ずしも不祥の事にあらざるなり、苟も志を救世済民に抱くもの、唯々當に之が解釋を施し、以て進歩文明に伴ふの弊害を防制滅殺せんことを力むべきのみ、是時に當つて我東京市民は濫澤榮一氏等の率先に依り、從來の養育院の事業を擴張して新に感化部なるものを設けんとす、吾曹焉ぞ其志を善みし其舉を賛せざるを得んや。

願ふに我東京養育院は、其起源博愛慈善の意に出でたるにあらざるが如し、而も其沿革及び事蹟は博愛慈善の旨に合して、且つ其効果を收めたるもの亦少しと謂ふべからず、但し其事業の範圍は孤弱を救恤するに専らにして、不良の年少を感化するに及ばざりしは、吾曹の夙に遺憾とする

所なり、抑々不良の徒の害を我等に及ぼすは、今更に言ふを待たざる所にして、社會民人之が爲めに損失を蒙るのみならず、警察を煩はし、監獄を煩はし延て以て累を國家に及ぼすに至る故に、慈善感化の事たる、人道を外にしても國家社會の利害上亦之を施さざるべからざるなり、而して不良の徒の年少者たるに於て特に其害の甚だしきを見る、蓋し年少よりして惡に陥りたるものは之を救済すること頗る難きを以てなり、乃ち社會の害惡を除かんと欲する、須らく先づ年少者の感化を先きにするを要す、曩に前大審院長三好退藏氏の其職を抛て感化學校の設立を計るに際し、吾曹の之を賛したる亦實に此の意に出でたるに外ならざるなり、故に我東京市の今や斯事業を企つるを聞くに及びて、吾曹は先づ其意を得たるを稱すると同時に、全國各地亦此の舉あらん事を望むものなり、嗚呼人生誰か好で惡に赴くものあらんや、貧の爲めにあらずんば則ち愚の故のみ、之を感化し誘導して以て善に遷らしめ、以て聖代の良民たらしめ又人生の利福を享けしむる、豈社會公共の義務にあらずとせんや、況や由て以て國家の損害を除き、其品位を高うするを得べきに於ておや。(明治三十一年三月十二日、東京日々新聞)

五、「慈善」に對する意見

澁澤子爵の公共事業に貢献された事は今更暇々する迄もないが、曾て雑誌『太陽』記者に對して慈善事業に關する談話をされた事があり、子爵の慈善事業に對する眞意が之れによく現れて居るから、左に之れを抄録する事にする。(編者)

皆さんのやうな操觚者の方に近頃私が研究して貰ひたいと思ふ一事がある。それは外でもない、慈善といふ事である。近來、社會問題といふ事が外國で頻りに研究せられ、日本でも此事に身を注ぐ者が大分多くなつて來た様であるが、此の慈善といふ事は社會問題として重要な事柄である事は皆さんも御承知の事である。そこで私は明治二十四年來、殆んど三十年近い間養育院の事に就て色々心配致し、東京市の養育院であるか、澁澤の養育院であるかと云はるゝ位に頻りに諸方の有志に寄付を願うて、今日では何うやら其の基礎も定まるといふ場合に向ひましたが、又一面に於いて此の事業を改良し、整頓する爲めには將來の希望が甚だ多いのである。それに就いて私は他人が掛物とか屏風とか其他の書畫骨董に金を出すと同様に、慈善事業に金を費す事を以て一種の道樂と思

うて居る位である。併し之れは自分一人でいくら心配しても出来るものではなく、是非とも世間一般の有志に向つて助力を乞はなければなりません。それに就いて研究しなければならぬのは、今申す慈善といふ事の性質に就いてある。

全體此の慈善といふ事は、孔孟の訓で申せば廣く衆を愛するといふ事で、博愛謂之仁とか、惻隱之心仁之端也とか又は汎愛衆而親仁とか、樊遲問仁、子曰愛人とか云ふと同じく、詰り仁といふ事であり、又佛法の方から云ふと、慈悲、慈愛、衆生濟度、一切衆生を化して皆佛道に依らしむとか、又は草木國土、一切成佛等と云うて、恰かも耶蘇で云ふ平等主義、一視同仁主義と同じく、人間の幸福を成可く同一にしたい、それには幸福に富んで居る者が不幸の者を救ふと云ふ事である。そこで力を公共の爲めに盡し、不幸な者に對して慈善と云ふ事が起つて來るので、儒教でも佛教でも耶蘇教でも皆んな其軌を一にして、究極の目的は此處にあるものゝ様に思はれる。斯う考へて來ると慈善といふ事は結構な事であつて、決して悪い事では無いと私は信ずる。併し乍ら私の今研究を願ひたいと云ふのは、宗教上の見地からでなく、社會上から見ての事である。從來、社會上から慈善と云ふ事には大分反對の議論が行はれてゐる。それは不幸の者に對して恵み與へるといふ事は、博愛濟衆の趣旨には適ふかも知れぬが、兎角人間を慚念に導き易い。何故かと言へば、世間の所謂不

幸な者の中には、避く可らざる不慮の災厄にかゝつて此處に至つた者もあるが、又自暴自棄の結果自ら求めて不幸の地位に陥る者も決して少くない。然るに之れを社會が救ふと云ふ事になると益々自暴自棄の弊風を助長して、自分は懶けてそれが爲めに貧乏となつても、其時は社會が救うて呉れるから別に心配は要らぬといふ様になり、各人の勤勉心を沮喪せしめ、社會の發達進歩を妨害する事となる。富者が貧者を賑はして、貧富の懸隔を甚だしくせぬといふのは立派な論であるけれども、其の論旨を廣めると社會主義となり、世の中は懶け得ると云ふ事になる。他人よりも多く働く者は詰り他人の爲めに働くといふ様な結果となり、子孫の爲めに美田を買うても皆他人に取られてしまふ様な事になる。慈善の意義を極端に擴げると斯うなるのであるから、慈善と云ふ事は宜しくないといふのが反對論の大體である。

成程此論も無理で無い様にも思はれる。併し徳義の上から云ふと、小兒が井戸に陥つたのを見てゐながら救はぬでも可いものだらうか。人間は本來平等の者である、然るに一方は飽食暖衣して猶餘りあるのに、一方は饑餓に瀕して苦惱を訴へて居る、此の場合にも他人は他人で、吾は吾であると云うて、少しも惻隱の心を起さなくとも可いものであらうか。私は矢張り社會政策の上から云うても、貧窮の爲めに漸く不良の心を助長して社會に害悪を及ぼす様な人々を、慈善事業に依つて之

れを未然に防止する時は、他日斧を用るなければならぬ者も嫩葉のうちに摘み取つてしまふ事が出来ると思ふ。犯罪者の統計に就いて其の原因を調べて見ると、其の大部分は貧窮から來て居る。論より證據、世の中が不景氣で米の値段が高い時は屹度罪人が殖える。さうすると此の罪人は自働的といふよりは、實は他働的に生ずるもので、社會の油斷から罪人を多く作るものであると云うても失當ではあるまい。加ふるに一旦罪人となれば、其人の遷善改過が容易でないのみならず、社會は警察費や監獄費の負擔を増し、良民が減つて不良民といふ厄介者が増す事となり、國家といふ見地から見ても不經濟な事此上もない。然るに慈善事業を起して罪人を未發に救済し、不良民を多く出ださぬやうに努めたならば、常に道德上から見ても當然であるばかりでなく、社會政策の上からも効果がある事であるから、私は此の意味に於いて慈善事業の盛んに起る事を希望して居る一人である。外國の實際を見るに、先進各國は孰れも驚く可き程多くの力を此の方面に用ひて居り、中には死後の財産を残らず慈善事業に寄付するなど遺言をする者もある位で、貴婦人達は慈善會の爲めに力を盡す事が其唯一の仕事の様になつて居る。丁度私が維新の前に徳川民部公子に隨行してフランスに留學して居つた當時の事であるが、或日パリ市街の陸軍將官の夫人の名で書面が參り、「今年の冬は餘程寒い様であるから、パリ市街の貧民を暖かにしてやりたいと思ふ。就いては來る何日

に某所へ來て是非何か買つて下さい」といふ依頼が書いてあつた。私等は其の時分にはまだ慈善市といふものを知りませぬから、不思議に思うて他の人に聞いて見ますと、それは特殊の紳士方に依頼して義捐金を出して貰ひ、それを貧民院等に寄付するので、何か品物を買ひに來て呉れといふのは、そこに何か品物を販賣して居るから、慈善の爲めに高く買ひ上げて呉れといふのである。必ずしも行かなくとも可いから、何程か義捐金を出してやれば可いと云ふ事であつた。そこで民部公子などの體面としては何程位出せば可からうと聞いて見ると、普通一般の義捐額は多いので四五百フランから少いのは五十フラン位であるといふ話であつたから、其時は確か百フラン計り寄付してあつたと記憶する。處が其後何か品物を送つて寄越して、禮狀に添へて此の品物を買ひ取つて下さつた事にしたと通知して來た。それで初めて慈善市といふ事の性質が解り、成程之れは博愛濟衆の趣旨に適うて良い事であると感じた様な次第であつた。其後も彼地では度々寄付を勧誘して來たので、其の度毎に民部公子は之れに應ぜられたが、私は其の當時日本に歸つたならば、是非とも斯う云ふ様な習慣を作りたいものと思つたのである。

明治元年にフランスから歸朝してからは、私の身の上には色々な變遷があつたが、明治六年役人を廢めて民間に下ると間もなく、養育院の事を世話する事となつた。其頃は最初は舊幕時代の江戸

市民の積立金で經營したのであるが、其後東京府の經營に移つたが、明治十五六年頃に至つて府會が金を出さぬ事になつて、養育院は廢止される運命になつた。其時私は大いに之れを憂へて各方面に奔走し、有志者から義捐を求め、年々其の規模を擴張したが、近來になつて東京市の事業となり、又先年英照皇太后陛下の崩御に際し、東京市へ御下賜になつた慈善の資本の一部も養育院へ申請ける事になつたので、之れを基本にして感化部を置きたいといふのが現今の希望なのである。斯う云ふ様な譯で、養育院も今では土地建物を時價に換算して約十萬圓程、公債證書で二十萬圓程、兩方合せて約三十萬圓計りの基本財産が出来て居るのであるから、今日の規模に止めれば獨立せられぬ事もないが、養育院を完全な物にするには、何うしても之れを三部に分けなければならぬと考へる。即ち其の一は老衰の貧民、其の二は行路病者、其の三は棄兒及び窮兒を容れる感化部である。其中で最も大切なのは窮兒及び棄兒を收容する感化部であると思ふ。之れは前途に多くの望みのある小兒で、將來は立派な國民となるものであるから、氣息奄々たる引取人の無い行路病者や、老衰者等と同一の所に養ふのは甚だ宜しくない。それから之迄養うて居るのは殆んど棄兒であるが、感化部に於いては市中を徘徊して居る不良少年を收容して、之れを教養したいと思ふのである。今日東京市中に於いて宿無しと稱せられる不良少年で、搔つばらひとか、靴拾ひとか、もつと幼稚な所で

物貰ひの看板に使はれて居る者等は、何れも將來社會に害毒を流す卵である。是等が大いに惡化して進む順序を調べて見ると實に恐るべきものがある。馬鹿な奴は泥棒の手先となつて火を付ける。多少目先の利く奴は拘摸となり、他人の大勢集る所へ行つて懷中物を取り取る。猶ほそれが段々増長して窃盜となり強盜となる。斯様な恐る可き社會に害毒を流す不良少年を嫩葉のうちに摘み取つて、良民に養成するのが感化部の目的であるが、養育院に於いては現在其の設備がないのである。之れが従來私の最も遺憾に思つて居つた點であつて、是非とも此の設備を整へて養育院本來の使命を完うしたいと心掛けて居る次第である。

詰り養育院は博愛濟衆の主義から出來たものではあるが、其の本來の使命は管にそれ計りでは無く、社會の害惡を未發又は未然に防止するもので、社會の上から云ふと他を愛するのみならず、自らを愛する爲めに是非ともやらねばならぬものである。即ち感化事業は慈善事業の中でも最も重要なものと私は思ふのである。慈善といふ事は敢て養育院に限つた譯ではないが、養育院は慈善の爲めに作つたのであつて、然かも非常に重大な社會政策を意味して居るものである。近頃、社會問題の研究が頗る盛んになつて來たのは喜ばしい傾向であるが、それに付けても此の慈善といふ事に就いて、眞先に社會上且つは經濟上の問題として研究して貰ひたいと思ふ。特に皆さんの様な操觚者

の方には此點に就いて、一般世人の注意を喚起される様に切望する次第である。

——先生多忙中に在つて、常に養育院救濟事業の改良の攻究を怠らず、苟くも多年慈善の業に従事したる人あれば、之れを延いて其説を聴き、又養育院の實況を見せしめ、其意見を聞けり。其他苟くも養育院の事業改良に裨益するものあれば、自ら奔走頗る力む。三好退藏、田口卯吉、高瀬眞卿(感化院長)、原韶胤(罪人放免となりたるもの、保護者)、石井十次(岡山孤兒院主)の諸氏の如き、先生屢々其意見を聞けり、又東京神田青年會館牧師某の海外旅行費を補助し之れに歐米諸國慈善事業の研究報告を囑託せり。其他此の類頗る多し。而して先生の是等研究の爲め費す所頗る多きも、毫も意こせず、苟くも發明する所あれば自ら喜び、自ら樂みに堪へざるもの、如し。先生の事業に熱心なる其天性に出づると雖も、抑も亦慈善心に富むの厚きに非ざるよりは、焉ぞ克く斯の如くならんや、嗚呼先生の慈善事業に於ける力めたりと云ふべし。(青淵先生六十年史)

一二一、私と株式取引所

一、在官時代より可否の大議論

株式取引所條例の制定せられたのは明治七年頃であるが、私は其の時分既に民間に下つて居つたので、法文の起草には直接携はらなかつたけれども、在官時代には職務上關係を有して居つたし、又取引所許可の可否に就いては大いに議論を闘はしたものである。年月は確に記憶して居らないが、明治四五年頃と思ふ、新政府の内部に於いて取引所を公然許可したものであるか、それとも禁止するのが適當であるかといふ議論が起り、可否兩論に分れて却々其の決する處を知らなかつた。勿論其の當時には株式の取引は無かつたので、實際問題として米相場に就いて論じたのである。問題の中心とする處は實際米を買ふのでもないのに買ふ契約をしたり、又賣る米を有つて居りもせぬ癖に賣る契約を結んだりするのは、延取引とは云ふものゝ實際に於いては空米相場である。此の空米相場を政府が果して許して可いものであるか、或ひは禁止しなければならぬものであるかと云ふのが議論の分岐點であつた。此の問題は今日から見れば雜作も無く解決のつく問題であるが、當時に在

つては一般に取引所本來の使命や經濟界の實狀等が熟知されて居らなかつたから、之れに對して適當の解決を下す事は却々容易でなかつた。當時大藏省に居つた玉乃世履氏は、斯くの如き空米相場は國民の賭博心を助長し、不健全なる思想を蔓延せしめ、國家に害毒を流すに到る虞れがあるから、斷然之れを禁止してしまはねばならぬと強硬に主張された。私は多少でも西洋の空氣を知つて居り、又此の問題に就いては豫て研究もして置いたから、玉乃氏とは全然反對の意見を有し、之れは先物約定取引であつて、外國の實例に照すも經濟界必要の一機關となつて居るから、之れを公許するのが當然であると主張した。私は學問的に秩序立つて取引所の必要な理由を述べる事は出来なかつたけれども、大體の意見としては人には現物の取引をする外に景氣を賣買したがる性分があるものであり、如何に賭博に類似して居るからと云つても、賣買する空米相場迄嚴禁して終つては却つて人心に悪影響を及ぼし、其の結果法網を潜つて盛んに賭博を行ふ様になる虞れがあるから、空米相場は之れを禁止せず許可する方が適當であると云ふ論旨であつた。此の意見の相違から玉乃氏と私は至つて懇親な間柄であつたにも拘らず、絶えず取引所問題に就いて議論を闘はし、互ひに相譲らなかつた。而して此の問題が解決しない前に私は民間に下つたのであるが、其後大隈重信侯の大藏卿時代に、政府の法律顧問であつた佛國人ポアンナード氏の意見を參酌し、遂に私共の主張した説

が採用せられて株式取引所條例が公布せらるゝに到つたのである。

之れに就いて一つの面白い挿話がある。株式取引所條例が制定せられてから間も無くの事であるが、退官後暫く會はなかつた玉乃氏が突然兜町の私の宅に訪ねて來られた。そして私に向つて言ふには、『實は本日お伺ひしたのは自分の不明を陳謝する爲めに參つたのである』と云ふ事だったので、『私には少しも心當りは無いが、一體如何云ふ事であるか委細承らう』と申した處、玉乃氏は『取引所の問題に關しお互ひに盛んに議論を闘はしたが、今日に到つては澁澤君の意見が正しかつた事を覺り、私も取引所を許可する方が可いといふ意見に變つたから、是迄盛んに貴君の意見に反對した不明を陳謝する次第である』といふ意味であつた。それで種々玉乃氏が自説を一變するに到つた経路を聞いて見ると、其頃フランスからポアンナード氏が法律顧問として招聘せられ、同氏に説破された結果、翻然として覺る處あつた爲めである事が判つた。ポアンナード氏が玉乃氏に説明した所は、空米相場即ち延取引の類は單純に考へると賭博に類似して居る様であるが、實際は如何に現在米を買ひ集めて賣る資力の無い者がした賣米の契約に於いても、將又現在は引取るだけの資力を有せない者がした契約に於いても、何日何時其の契約者が之れを實行し得らるゝ實力ある者とならぬとも限らぬ、而も現在は手許に持つて居らないとしても、兎に角世の中に在る物を契約物件とし

て取引するのであるから、決して禁止すべき性質のものではない。従つて賽コロを轉がして勝負を決する賭博とは、全然其の根本の性質を異にする立派な契約であつて、空相場とは云ふものゝ所謂延取引なのであるから、當然許可して然るべきものであるといふのであつたさうだ。玉乃氏も初めの中は此の意見に服する事が出来ず、何でも二三回議論を闘はしたこの事であるが、結局法律上の議論でボアンナード氏に説伏せられ、其の意見に服するに到つたのださうである。取引所の必要を覺つて見ると、今更ながら私の正しい議論に反對した不明が省みられ、わざ／＼私を訪問して從來の不明を陳謝せられた次第であつた。世の中には是が非でも自分の意見を徹さうといふ人があり、又自分の過ちを覺つても人に頭を下げるのは估券を下げる様に考へて居る人も少くないが、玉乃氏の如きは此點に於いて實に感ず可き人と云はなければならぬ。玉乃氏は元玉乃東平と云つた人で私よりも十歳ばかりの年長者であり、私が初めて明治政府へ仕官した頃には私よりも官等が上であつたが、私が意外に重用されたので退官する頃は却つて私の方が官等が進んで居つた。併し二人の間の交際は頗る親密で莫逆の友として相許した仲である。其後司法官に轉じて大審院長にまでなつて歿せられたが、資性謹直、頭腦頗る明晰であつたから名判官の譽高く、私とは其棺を蓋ふまで依然として親交を續けたのであつた。

二、取引所の變遷と私の立場

さて、取引所條例が公布されるに到つたけれども、仔細に之れを研究して見ると不備の點が少くない。それで私は同志の人々とも種々協議研究の上、取引所條例改正意見を政府に提出し、賣買證據金、仲買人身許保證金の低減を初め、其他種々の改正増補の實施を計るやう政府當局に向つて注意を促し、實際の經濟、取引に於ける運用状態を具陳して其の諒解採用を求めた。又一方に於いては益田、三野村、小松、小室、澁澤(喜作)の諸氏と共に相謀つて東京株式取引所の設立を企て、明治十年其の許可を得て事業を開始したが、當時の資本金は貳拾萬圓であつて、小松彰氏が頭取となり、五名の肝煎を置いた。當初市場に上つたのは新舊公債及び秩祿公債であつて、次いで金祿、起業公債及び二三の株式を加へたけれども、固より其の賣買高は極めて微々たるものであつた。私以前にも述べた如く、株式取引所の制度は重要な經濟機關の一として其の必要を認めて居つたので、自ら率先して其の設立を主張し、其の創立に盡力したのであるが、私は主義として投機事業を好まず、絶対に投機並びに之れに類似するものには一切手を染めぬ決心なので、設立後には全然關係を絶ち株主たる事さへも之れを避けたのである。其後株式取引所は大阪及び横濱等にも設立せられ、

それに其の創立に盡力した關係から、一時東京の米穀取引所及び大阪株式取引所の株主になつた事もあるが、何れも暫時にして株主たる事を辭めたのである。

其後株式及び米穀取引所は全国各地に設立せられ、漸次此の事業は盛大に赴いたが、之れに伴つて弊害も亦少くなかつた。之れが爲め政府も屢々取引所條例に改正を加へ、私も取引所には直接關係は無かつたけれども、其の圓滿なる發達を期せんが爲めに屢々政府に建築する處があつた。處が明治二十年頃になつて、俗に云ふブルス條例が發布され、之れが當時の非常な問題となつた。此のブルス條例と云ふのは、從來の取引所は株式組織であつて仲買人といふ中間の一階級があり、従つて二重の手續と冗費とを免れず甚だ不利益であるから、之れを外國に行はるゝが如く會員組織に改め、一國の公共的經濟機關として眞の機能を發揮せしめよう云ふのである。私等も此論には賛成であつたけれども、賛否がなか／＼盛んであつて、殊に舊制度に據る取引所の反對が頗る猛烈であつたから、直ちにブルス條例を實行する事は頗る困難であつた。そこで歐米取引所の實際の狀態を改めて視察研究し、其の調査に基いて善後策を講ずる事となり、政府から役人を海外に派遣する事となつたので、私も亦民間の同志と相談し、民間からも數名の有力者を海外に派遣し、歐米の實際取引を視察研究せしむる事とした。其の結果各々調査の結果を齎して歸朝したのであるが、

外國と我國とは多少其の經濟的事情を異にする點もあり、且つ舊取引所側の反對論が頗る盛んで、政府部内にも之れに耳を傾ける者があり、結局從來の制度と會員組織とを折衷した様な改正案が編み出され、明治二十六年に議會を通過し公布を見、ブルス條例問題はそれで一段落を告げた。併し其後取引所問題に就いては幾多の變遷があり、時には大分喧しい問題をも惹起し、收賄事件や瀆職問題等を惹起した事もあるが、兎も角も年と共に發展を來たして遂に今日あるに到つたのである。斯くの如く私は取引所の必要を認め、其の發達の爲めには及ばずながら微力を盡したのであるが、私自身は其の事業には携らなかつたのみならず、投機に類似した事にも一切手を出さなかつた。それに就いて斯う云ふ一例がある。日露戦争後の明治三十九年の事であるが、我國は鐵道國有を斷行する事となり、其の買収代金は鐵道債券を以て交付した。而して其の債券は追つて鐵道公債と取替へる事になつて居つたのであるが、其の鐵道債券が公債にならない以前、即ち三十九年の暮から四十年に掛けて鐵道債券の市價は著しく下落した。私は銀行業者として當時に於ける金融狀態をよく承知して居つたから、一時鐵道債券の市價は下落しても、之れを鐵道公債に引替へらるゝと共に必ず騰貴するであらう事を察知する事が出來た。それで私は第一銀行や愛國婦人會、慈善會等に勸めて、下落した最中に鐵道債券を買ふ事を慫慂したのであるが、其後鐵道公債に引替へらるゝや、

果して私の豫想した通り市價は著しく騰貴し、鐵道債券を買ひ込んで置いた人は、何れも三四割の利益を占めた。此様に鐵道債券を買ひさへすれば將來は必ず大いに儲かる事が分つて居り、又實際に於いて買つた人は之れに依つて大いに儲けたのであるから、私自身も鐵道債券を買ひ込んで置けば大いに儲けることが出来たのであるけれども、私自身では只一枚の鐵道債券も買はなかつた。申さば理論の上から見ても、實際の事情から考へても騰貴するに定つたもので、少しも危険な分子が無く、非常に確實で見込みのある事は分り切つてゐるのであるから、他人に勸めて之れを買はせ乍ら自分が之れを買はないのは、みす／＼大きな儲けを逃がした様なものであるが、私の信條からすれば、如何に確實な債券であるにしても、將來騰貴するのを豫想して之れを買ひ込み、其の騰貴に依つて儲けたのでは結局投機に依つて金儲けをした事になり、絶対に投機には手を染めぬと云ふ私の信念を傷けるに到るからである。殊に私は他人の金錢を預つて居る銀行事業に關係し頗る重大な責任を擔つてゐる身を以て、投機に關係するが如き事あつては、自然世間の信任に背き又自分の職責を完うする事が出来ない。此の信念と此の理由から、私は確實に利益ある事を知つて居り乍ら、低落した鐵道債券一枚も買はなかつたのである。私は明治六年實業界に身を投じて以來、終始此の主義を以て一貫して來た積りである。此點は自ら顧みて些か誇りとするに足ると思ふ。

抑々此の日本橋附近が江戸時代から明治に掛け、日本のビジネス・センターだつた所以は、徳川家康が江戸城を改築し、所謂タウン・プランニングを樹立するに際し、本町附近を商業の中心地たらしめんとし、駿河から町人と呼んで此處に店を張らせ様としたに始まる。後ち是等の駿河町人は道の向側に一廓を形造つて今日の駿河町を築いたのであるが、延寶年間、三井中興の祖と崇めらるゝ高利なる人が青雲の志と松坂木綿とを兩天秤に掛けて江戸に上り、日本橋に店を構へ、其後之れも駿河町に移つて今の三越呉服店の起源をなしたのであるが、三井は當時から既に日本橋の附近の土地に着目し、明治三年頃、勤王の功に依つて茅場町邊りの土地を政府から下賜された。之れ財閥三井が天下御免の投機場たる取引所に關係を着けた抑々の始めである。三井が兜町附近の土地を手に入れた當時には、何も此處に天下御免の投機場たり、株式相場の公定機關たる取引所を設立する考へは無かつた。三井は此處で當時の財閥小野組と共同して大きな爲替座を立てる積りでゐた。但し此の爲替座の理想は今の第一銀行の前身たる第一國立銀行に依つて實現され、更に三井は駿河町附近の繁昌につれて其處に三井銀行を設けたので、差當り兜町附近の土地が不用になつた。茲に於いてか難新當時に三井の大番頭として傑物の譽高かつた三野村利左

衛門君は、將來證券取引の發達と之れが取引機關たる取引所の設立を痛感し、三井守之助同じく養之助等の三井一族や、澁澤榮一、澁澤喜作、小松彰、小林猶右衛門、益田孝等を糾合して取引所設置を出願し、明治十一年五月十一日、東京府第一大區第五小區兜町六番地に、資本金貳拾萬圓の東京株式取引所設置が認可された。之れが日本の株式取引所の元祖であつて、當時の株主は百十三名、小松彰君が頭取となり、小室信夫、福池源一郎、澁澤喜作、小林猶右衛門の四名が肝煎として選定されたのである。(東京日日新聞)

二三、岩崎彌太郎と西南の役

一、我海運事業の今昔

海運事業が國家の富強に何う云ふ關係を有するかといふ事は、今更事新しく申す迄もなく分り切つた事である。而して我國の海運事業は、日清戦争後異狀の發達を來たして今や世界有数の海運國となり、我國の汽船會社の旗の翻らざる海洋無しといふ盛況を呈してゐる。翻つて明治初年頃の我が海運事業を見るに、頗る微々たるものであつて全く隔世の感がある。御承知の通り舊幕時代には日本人の外國へ渡航する事を禁じてあつた爲めに、大船を建造する事を禁止され、従つて海運事業といふものは僅に沿海を航行して用を辨じた程度で殆んど云ふに足らぬ有様であつた。愈々明治維新となり、諸制の刷新を圖るに際して政府に於いても大いに見る所があり、爲替會社をして回漕事業を起さしむる事とし、通商司の保護の下に回漕會社を經營せしめて事業の振興を期したけれども、少しも成績擧がらず缺損を重ねるのみであつた。

處が丁度私が大藏省出仕當時、明治四年に廢藩置縣が斷行され、諸藩の汽船も政府に於いて引上

ける事となつたので、是等の汽船と回漕會社の事業とを合併して、郵便蒸汽船會社を創立する事となり、當時驛頭であつた前島密氏が其の事務を管掌する事となつた。名前は會社であるけれども實質に於いては官營事業であつて、海運業を盛んにしようといふのも勿論主なる目的ではあつたが、其外に當時は未だ米納の制度であつたから、其の貢米輸送の便宜を計らうとするのも目的の一つであつて、而も主として私が此點に着目し郵便蒸汽船會社が出来上るに到つたのである。此點に於いて私は日本の海運事業とは大分古くから縁故が深い譯である。郵便蒸汽船會社の出来た明治四年頃には、アメリカやイギリスの船が盛んにやつて来て、海運の事は殆んど之等の外國船が占有して居る形で、日本人は極端に云へばお隣に行くにも外國の蒸氣船の御厄介になるといふ始末であつた。これではならぬと云ふので會社を起したのであるが、何分にも政府の直營會社であり、十分に保護が行届いて居る譯ではあるが、事業はなかくうまく行かない。其の一方に於いて確かに明治四五年頃と思ふが、今の三菱の先代岩崎彌太郎氏が土佐藩の汽船を手に入れて海運業を始めたが、此方は大分成績が良く郵便蒸汽船會社よりも寧ろ有力であつた。明治七年の台湾の役には郵便蒸汽船會社と三菱會社とが軍事に従ひ、政府軍の輸送や糧食の運送に従事したのであるが、此時にも寧ろ三菱會社の方が餘程行届いたやり方で成績が甚だ良かつたから、政府に於いても大いに考へ

て缺損ばかりして居る郵便蒸汽船會社の面倒を見るよりも、民間の三菱會社が却つて成績を擧げて居るから、之れを保護して發達せしむる方が得策であるといふ議が纏り、台湾の役の直後に郵便蒸汽船會社を解散し、其の所有船を買ひ潰して三菱に下げ渡してしまつた。それから先づ日本の海運と云へば三菱の獨占といふ形であつたが、明治十年の西南の役には此の會社が軍兵糧食等の輸送を一手に引受けたから、三菱の基礎も大いに定まり之れより驥足を伸ばすに到つた。

——岩崎彌太郎が、土佐に九十九商會を起したのは明治三年の事で、其の名も優しい土佐藩の拂下げ船夕顔、紅葉の賀、鶴丸の三隻で土佐から大阪、東京へと回漕を始めたのが海運の端緒、其の翌年廢藩置縣となつて、彌太郎は改めて土佐藩から汽船六隻、其の他傳馬、ハシケの類を譲り受け、三菱商會本店を大阪に、東京に支店の看板を掲げた。折りしも廢藩置縣で諸國の大名連は賣物拂物をしてすつかり財政整理をやる中に、汽船の始末で大困りをなし、結局中央政府が引取つて、之れで沿海の運輸を盛にすべく、日本帝國郵便蒸汽船會社を作る事になり、之れに經營資金六十萬圓を下付する事を發表した。航路は東京大阪間、函館石巻間の二つで、別に沖繩航海の爲め六千圓下付と決し、猶ほ會社は向ふ七年間全國の貢米を運送せねばならぬ定とした。所が此

のお上の息の掛つた郵便蒸汽船會社は、回漕會社の前例に洩れず成績頗る不良、然るに一方三菱商會の彌太郎は鯨吠ゆる土佐の海を渡つて來た男だ。身上は小さいけれども野育ちだけに手荒い事も平氣でやる。されば當時對立せる郵便蒸汽船會社と三菱商會との勝敗は既に明かであつた。果せるかな、政府部内では蒸汽船會社の不成績振りに厭氣が差し、持て餘し氣味の模様が見えて來たので、彌太郎は暮夜密かに政府大官の門を叩いて、一流の辣腕を揮つた。政府大官とは誰であらう、當時の大藏卿大隈重信其の人で、遂に大隈を全く自家薬籠中の者とし、征台の役の直後即ち明治七年、三菱商會は政府が當時百五十七萬六千八百餘弗を投じて購入せる汽船十三隻をめぐり其の儘頂戴に及ぶといふ有難い仕合せ、更に翌八年七月には蒸汽船會社の所屬船十八隻を政府は三十二萬五千圓で引上げ、之れを三菱商會へ下付した。其の結果從來個人經營であつた三菱商會の回漕業を郵便汽船三菱會社と改め、彌太郎が其の社長に納つたが、更に同年九月十五日附を以て、大久保内務卿から驛遞頭を通じて命令書が三菱へ出て、會社は郵便運送を引受ける代りに向ふ十五年間年額二十五萬圓の補助金を貰ふ事となつた。茲に立派な補助會社が出来上つた譯である。斯うなれば彌太郎君、補助金は手に唾液して取る可しとあつてBMの上海船買収に付き政府の詮議を以つて洋銀八十一萬弗を支出せしめ、更に翌明治九年九月から第二命令書に依つて、

毎年二十五萬圓の補助を賜る喜び、そこへ持つて來て明治十年になると西南戦争が始まり、之れも亦三菱の儲けの種となつて、二月から九月に至る戦争中、船が不足するといふので、政府から七十萬弗を頂戴し、之れに八萬弗を加へて十隻の汽船を購入したが、此の騒ぎで一千萬圓の巨利を得たさうな。(東京日日新聞)

二、白熱的の兩汽船會社の競争

明治七八年頃から十四五年頃迄は、日本の海運業は殆んど三菱の獨占の姿であつたので、宛も旭日の昇るが如き勢ひで事業が發展し、其の業績大いに見る可きものあつたが、一面に於いて獨占事業に伴ふ弊害も無いではなかつた。大阪を中心にして小さな回漕業者が澤山あつたけれども、固より三菱に比しては月とスッポン程の相違である。それで之れに對抗するといふ譯ではないが、日本の工業界も追々進歩し、従つて運輸の需要も大いに増加するに到つたので、他に今一つ有力な會社が出現しても十分經營が出来たらうといふ見込みで、民間の有力者發起の下に明治十五年頃資本金六百萬圓の共同運輸會社といふものが出來た。此の會社の設立に就いて私も其の發起人の一人として奔走したが、政府に於いても此の事業に助力を吝まらず進んで株式の一部を引受け、又株主の募

集に就いても多大の便宜を與へたのである。

斯くて社長に海軍少將伊藤雋吉氏を推薦し、伊藤社長は汽船購入の爲め英國に渡航し翌十六年より營業を開始したのであるが、圖らずも兩會社間に非常に激烈な競争を惹起するに到つた。最初の考へでは我が海運界の改良發達を期するには、三菱汽船會社の獨占よりも他に有力な同業者があつて互ひに競争した方が、獨占の弊害を矯めると同時に進歩を促す所以であると云ふ意見で、共同運輸會社を起したのであるが、さて實際問題となつて見ると、兩會社共に十露盤を度外視して意地づくで競争する有様となり、之れが永續すれば結局は共倒れに終らねばならぬ状態に陥つたのであつた。斯う云ふ結果となつては政府が折角力瘤を入れて新たに汽船會社を創立せしめた趣旨に反する事となり、政府に於いては三菱會社に對しても補助金を與へて居り、共同運輸會社に對しても保護を加へて居るが、之れは畢竟日本の海運業を發達せしめようといふのが其の目的だからであるのに、兩會社が激烈な競争をして雙方共に潰れる様な事があつては、政府補助の趣旨に反するばかりでなく、延いては折角發達しかけた日本の海運業が全く挫折してしまふ外はないのである。そこで私なども大いに心配し、政府に於いても亦此點を深く考へ、明治十八年政府の強要に依つて遂に共同運輸及び三菱の兩社が合併し、新たに會社を創立する運びとなつた。斯くて共同、三菱兩社の協定に

依り、共同運輸六百萬圓、三菱會社五百萬圓合計一千一百万圓の資本金を以て新會社が設立せらるる事となつたが、之れが即ち今日の日本郵船株式會社なのである。斯くて此の兩社の合併に依つて日本の海運界に一轉期を劃したが、一方大阪を中心とする多數の船主も競争激烈の爲め、互ひに荷客の爭奪に腐心し、其の積弊少からざるものがあつた。そこで之れでは結局數十名の船主は共倒れになるより外はないと云ふので、大阪の有志者が相談して百方奔走し、日本郵船株式會社の生まれる前年、即ち明治十七年の五六月頃には是等の船主が共同して一汽船會社を創立する事となつた。之れが今日の大阪商船株式會社なのである。此の兩會社の出現に依つて稍々日本海運業發達の土臺が出来たと見る可きであらう。

——三菱が我が海運業を獨占してからは、商賣敵を倒すに手段を選ばず、之れが爲め全國の沿海には三菱を恐れて起つ者なく、同業者は全く影を潜める有様。其の横暴振りを見かねて、澁澤榮一子や益田孝男等もとうとう彌太郎君の金城鐵壁に鎗矢を打ち込む事になつたから面白い。澁澤は當時年少氣鋭、生意氣盛りの頃には横濱を焼き拂つて毛唐を追つ拂ふ計畫さへ立てた男だ。三菱の縦横無盡振りには流石に腹の虫が堪りかねてか、三井の益田孝を誘つて三菱退治を謀むだ

のである。即ち澁澤は明治十二年二月益田孝を引張り出して、三井を以つて三菱に當らしむ可く、更に伊勢の諸戸清六、越後新潟の鍵富三作、越中の藤井能三等地方の富豪を我が黨に入れて風帆船會社設立を企てた。彌太郎何條之れを黙視すべき、片端からぶち壊す計畫を樹てた。即ち先づ御用新聞に會社設立反對を書かせると共に、大阪、神戸、函館等全國主要地へ多數の社員や用達を放ち、應募株主の切崩しに掛つた。殊に越中越後を敵黨に渡してはならぬと、就中伏木の有力者藤井の許へは前田侯の家扶寺西某(三菱社員)を送つて舊藩以來の縁故を説き、或は三菱が伏木港に盡す事を約し、種々口説いた末藤井以下伏木地方の者には澁澤、益田等に關係せぬ事を誓はせ、別に越中風帆船會社を設くる事にさせてしまつた。又新潟へは彌太郎が手兵の勇士小野、川田を向はせ、同地商人に對し風帆船會社に加はるより新潟物産會社を新設しては何うだ、三菱から二十萬圓程低利で貸してやらう、又政府筋の御用米買入れの際には悉く新潟米を引受けさしてやらうと、まるで箸の先に水飴を附けて子供に見せる様な塩梅で見せかけたので、新潟の連中も到頭參つて三井黨から三菱黨へ變節してしまつた。斯くて新潟物産會社なるものが約束通り作られて社長は三菱側から送る、金も出る、又魔訶不思議や、越後米の政府納入も三菱が豫言した通り御沙汰が下る事となつた。彌太郎は此の交渉に成功して、越後に於ける澁澤派の勸説を根本

より覆したのみならず、越後米操縦の權能を我が手に納め、東京へ回漕する物は一切三菱で引受ける事になつた。詰り轉んでも只では起きない巧みな藝當を打つたのである。商賣のコツも實に堂に入つたものと云はざるを得ない。斯くて折角の風帆船會社も到頭難産して開業は出来なかつたのである。

三菱が船會社として天下無敵の名を恣にしたのは明治十四年前後の事であつた。十五年七月には遂に共同運輸會社が出来て、翌年の四月からは猛烈な競争が兩社の間で敢行された。三菱では此の強敵の出現を未然に妨げんとして、副社長彌之助の名を以つて政府に建言し、切に別會社設立の非を訴へたのである。所が當時肝腎の大隈は三菱庇護の實權を失ひ、品川農商務大輔なんかはわざ／＼地方へ出馬して新會社の株式募集に努めたものである。お上の御聲掛りであるから何でも應募して置くに限ると云ふので、此の新會社の募集は其の頃としての好成績を示した。神戸大阪あたりに巢食つてゐた支那の商人連も、新會社の株を欲しがり、自分の名義では株主になれないので日本の女を妾となし、其の間に出来た混血兒の籍を妾の名にして子供の名義で株を買ふといふ騒ぎ、お上の方でも社長に伊藤雋吉、副社長に遠武秀行といふ退職の海軍軍人を官選し、伊藤は英國造船を買ひに渡る有様。民間創立委員には先に風帆船會社設立で散々彌太郎から叩き

付けられた益田や澁澤の一黨、其の他小室、堀、原田の面々が駆せ參じて汽船一隻、風帆船十五隻程寄せ集め、政府は汽船四隻、風帆船七隻を貸し與へる外、百萬圓を投じて軍艦にも充つべき極めて堅牢なる大船二隻すら造り上げる事になつた。此の間西郷農商務卿は大いに斡旋した。共同運輸會社は資本金三百萬圓で内、政府は百三十萬圓、民間は百七十萬圓を分擔し（後に六百萬圓に増額、政府二百六十萬圓、民間三百四十萬圓分擔）上社長に海軍舊提督あり、下株主に日支混血兒あり、雄心勃勃たる共同運輸と三菱との間には早くも管ならぬ風雲漲り、此處一番の勝負如何にと、天下切つての大角力はヤンヤの大人氣を呼んだものだ。

果然火蓋は切られて、運輸界は未曾有の大混亂を呈し、別けても神戸横濱間の兩社共通航路は血の出る様な騒ぎとなつた。船客運賃は七十五錢となつて居るもの、兩方で引張り風の末はロハで手拭一本迄添へるといふ勉強の仕方。神戸を兩社の船が一時に出帆すると、ごちらが先に駆け着くかでお客さんも船長さんも向ふ鉢巻、十露盤勘定なんかそつちのけにして、石炭は罐の中に焼け糞に叩き込まれる。双方負けず劣らず、海上でマラソン競争を續くる事數時間、早や紀州灘まで來ると汽罐の火力で煙突が眞赤に焼け、船客はストロヴ代りなどと喜んで居られず、船内は灼熱の暑さ。之れを遙か陸上より望見するに火龍先を争うて走るに似たり、いや恐しい事にな

つたものだ。共同運輸も三菱も瞬く間に數十萬圓の損をする。喜んだのは荷主や船客で、運輸機關を只同様で利用出來たのである。此の兩者の競争は明治十六年四月から三年越し、大童となつた龍攘虎搏の白兵戦は天下絶大の黄金力の止むに止まれぬ拮抗である。蓋世の豪商三菱に配するに、相手は憤懣押へ難き三井と澁澤、其の後援に政府が附いてゐる。何しろこんな喧嘩は日本開關以來またとあるまい。双方共相手取るには不足の無い恰好の大角力、全國は動搖き渡る騒ぎだ。お互ひに力限りの根比べで競争は到底終りさうにもない。政府の方が到頭腰を折つて、明治十八年九月二十九日兩會社を合併し郵船會社を設立させる事になつた。詰り郵船會社は散々つかみ合つた夫婦の間に出來た子供だ。後半生長してお家騒動の本来本元になつたのも血統上致し方御座んすまい。兩社合併に依つて生まれた郵船會社は翌々十月一日から資本金一千百萬圓（三菱五百萬圓、共同運輸六百萬圓）で更生の營みを初めた。社長には兵庫縣知事の森岡正純君が任命されたが、二代の吉川社長を経て、三世の近藤廉平君の經營で郵船は世界的の大會社にのし上げたのである。（東京日日新聞）

三、外國航路開始の事情とターター問題

明治十七年に大阪商船が出来、翌十八年に郵船會社が生まれ、我國に於ける海運業の基礎は稍々定つたけれども、其の航路といふものは日本の沿海に止まつてゐる有様で、明治初年から比べると大いに進んだとは云へるものゝ、謂はゞ井の中の蛙で外國航路などは一つも無かつた。私は郵船會社の事業にも大阪商船の仕事にも直接關係して居らなかつたが、海運業の發達に就いては始終研究を怠らず、且つ又他の事業の關係から間接ではあるが海運界の事情を知る機會も多かつたので、機會ある毎に私の海運界に對する意見を申述べ、時には政府に對しても建言したが、日本郵船に於いては日清戦争の前年即ち明治二十六年にボンベイ航路を開くに到つた。之れは我國に於ける遠洋航海の嚆矢であつて、我が海運界の歴史を叙するに當つて逸す可からざる事柄であるが、此の航路を開くに就いては偶然乍ら私は餘程深い關係を有して居るのである。

話は些か前後する嫌ひはあるが、明治二十二年頃、印度に於ける紡績事業や棉花の産出の様等を調査する爲めに、外務省から佐野常樹といふ人が派遣せられた。之れは表面上外務省から印度視察を命ぜられたのであるが、内實は其頃日本の紡績事業が漸次發達し、從來は原料たる棉花を内地

産及び支那から輸入した物を以て間に合せて居つたが、寧ろ印度から原料を買入れた方が得策ではないかと云ふ意見が出て、之れが調査の爲め紡績聯合會から外務省に願出で佐野常樹氏の派遣となつたものであつて、旅費其他も紡績聯合會が負擔し、隨行といふ譯ではないが紡績業者二名を同伴して彼の地の状況を視察調査せしめたのである。佐野氏の一行が歸朝して非常に有益な報告を齎したので、其後間もなく印度と棉花の直取引をする事となつたが、印度に於ける取引先は主としてターター商會であつた。處が明治二十五年頃ターター商會の幹部の一人が日本に來朝し、商賣上の打合せやら更に進んでは印度から綿糸並びに棉花を日本へ輸送した歸り船に、何かしら日本の貨物を積み込んで行きたいと云ふ様な計畫を有つて居た。其人が私を訪問して私の意見を求めたので、私は彼の地の事情は詳しく知つて居らぬから、適確な意見は有つて居らぬけれども、日本の石炭は現在シンガポール迄位は行つて居るから、一步進めて棉花の戻り船を利用して之れを印度迄持つて行かれては如何であるかと申述べた。すると其男は運賃の點はよく判らぬけれども、私も石炭が最も見込みがあると思つて居るし、其外に煉瓦と雜貨も多少望みがあると思ふが、自分の店でもさう種々な物に手を出す譯にも行かぬから、石炭の取引だけは是非やつて見たいと考へる。就いては日本の石炭業者に紹介して呉れといふ話であつたから、私は此道の人々十一二人を招いで小宴を催し、其

席でターター商會の幹部を紹介したのである。其の結果として三井と相談が纏り、三池の石炭を三百噸だけ試験的に引受けて行かうと云ふ相談が纏つたが、石炭の原價は一噸三圓ばかりであつたけれども、其の運送を當時印度日本間の航路を獨占して居つた彼阿會社に交渉すると、一噸當り四弗五十仙とかいふ運賃で、結局ボンベイ迄持つて行けば十露盤が取れない結果となるので遂に沙汰止みとなつてしまつた。

其の翌年ターター商會の代表者であるターター氏が來朝し、此時も亦私を訪問して意見の交換をした。其時ターター氏の言ふには

『現在印度を中心とする汽船會社は英國人の經營する彼阿會社の外に、オーストリアのロイド會社とイタリーの會社と三つあるが、彼阿會社が殆んど其の全權を有つて居る状態で、運賃の如きも協定してやつて居るから非常に高くつくのである。それで之れに對抗して新航路を開くのであれば到底運賃の低減は期せられないが、自分は獨力でやる程の資産を有して居らぬけれども、日本の有力者で共同して新航路を開く事になれば非常に都合だと思ふ。彼阿會社を向ふに廻して競争するとして、現在の運賃より二割以上を引下げて立派に十露盤が取れる。』
といふ話であつた。私も此の企てには頗る賛成であつたが、私は汽船會社に直接關係して居る譯

でも無いし、又個人で經營す可き性質のもので無いと考へたから、私は郵船會社の當局者とも相談し、一方に於いては積荷の事に關して紡績聯合會の人々とも懇談し、ターター氏とも更に協議を重ねた結果、非常に面倒な經緯を経て漸く相談が纏り、二十六年には日本ボンベイ間の新航路を開く事となり、ターター商會は汽船一隻を郵船會社に提供し、郵船會社は又此の航路に一隻を當て、二十六年十一月七日廣島丸が神戸を解纜して處女航海の途に就いたのである。此迄漕ぎつけるには郵船會社でも大分躊躇し、一面に於いては紡績聯合會とも積荷の契約がなかく纏らず、私は其間にあつて出来るだけの奔走盡力を試みて、曲りなりにも郵船と紡績聯合會側との協定が出来て、新航路開始の運びに迄漕ぎ着けたのである。

處で郵船が新たに印度航路を開くと云ふ情報に彼阿會社の方に分つたので、東洋方面を總て支配して居る彼阿會社ホンコン支店長が日本へやつて来て、神戸及び横濱の支店長と共に盛んに其の妨害運動を試みたものである。彼阿會社側の郵船會社に對する故障を簡單に申すと、『他人の畑へ鍬を入れる様な處置を取るのには甚だ面白くない。それにターター商會などは頗る信用が無い者であるなものを相手にして居つては後日迷惑を蒙るに定つて居る。況んやお互ひに競争すると云ふ事になれば、損失を蒙る事は判り切つて居る。詰らぬ事に大金を捨てるのは馬鹿々々しい話であるから、新

航路の計畫はお見合せになつたら可からう』といふ話であつた。併し郵船會社では此の航路は自發的に計畫したものでなく、主として濫澤が仲に立ち紡績聯合會側との契約に依つて始める事となつたのであるから、紡績聯合會が契約を解除しない限り、今更見合せる事などは出来ないといふ返答をした。そこで此の連中は濫澤を口説き落せば聯合會の方は如何でもなると考へたものか、郵船重役の紹介で私に面會を申込んで來たのである。

彼阿會社の連中は、郵船會社の印度航路開始の不得策なる事を説き、私から紡績聯合會の人に話をして、之れを見合せる様にさせた方が得策であると忠告した。其の第一の理由は、『郵船會社が新たに印度航路を開く事となれば、彼阿會社は勢ひ之れに對抗しなければならぬから、運賃競争が起る。處で印度から日本へ來るもので一番多い物は綿糸であるが、彼阿會社が綿糸の運賃を非常に安くする事とすれば、結局は高い運賃を出す棉花の方が綿糸よりも高くつく様な事になり、日本の紡績會社は結局十露盤が取れず、事業を繼續する事が出来なくなるだらう』と云ふのであつた。私は大いに腹が立つた、『此の野郎！』と頭から怒鳴り付けてやりたい様な氣持がしたので、直ちに反駁してやつた。

『紡績聯合會が郵船會社と契約して新航路を開く様な段取となつたのは、勿論安い原料を仕入れ

て安い製品を國民に供給しようといふ目的であるが、新航路が出来た爲めに綿糸が大いに安くなつて、日本の紡績業者が行き立たなくなるなどといふ事は頗る不可解な話である。互ひに商賣上の道德を守つて經濟の許す範圍で競争するならば、現在の運賃より三四割も下げるといふ事は出来得る筈が無い。従つて運賃關係に依つて原棉よりも綿糸の方が安く付くなどといふ事はありやう道理がない、若し又彼阿會社が巨大な資本を以て無理な競争をして、綿糸の運賃だけを無賃同様に引下げる事となつたなら、成程日本の紡績會社は難儀する事となるかも知れぬけれども、紡績業者は指を屈する程であつて、日本總體の需要者は無数であるから此の大勢が利益を蒙る事となるではないか？日本の紡績業者は國家的の考へが強いから、若し競争の爲めに自身が損をする様な事があつても、總體の日本人が幸福を得る事だつたなら、寧ろ喜んで其の困難を忍ぶ決心を有つて居る筈である。私も亦其の固い信念を有つて居る。如何に彼阿會社の資力が大きくても、多大の缺損を忍んで五年も十年も繼續する事は困難だらう。吾々日本人は其の爲めに綿糸が安くなつて餘慶を蒙る事となれば此上もない結構なことである。一體日本人を子供扱ひにされるのは甚だ宜しくない。英國は先進國であり日本は漸く近年開けかゝつた計りで、殊に航海業に至つては師匠と弟子といふ様な關係にある。其の師匠が弟子の擡頭するのを憎む様なやり方をされるのは甚

だ其意を得ない。』

と云ふ意味の事を大いに論じた。すると彼等は論鋒を變へて、英國と日本の兩會社が競争するのは徒に支那人をして漁夫の利を占めさせるのみで甚だ愚かな事であるとか、ターターは頗る狡猾な男で、自分の都合の可い様に嘘ばかり言つて居るから信用が出来ないとか、色々側面から私を口説き落しに掛つたが、私はそれに對して一々強硬に反駁を加へ、遂に此の會見は物別れとなつてしまつたのである。

果して郵船が印度航路を開始すると、彼阿會社は激烈な競争を開始した。彼の連中は郵船會社が太刀打の出来ない様な競争をしたら、直ぐ押へ付ける事が出来るだらうと高を括つたものらしく、從來ボンベイより神戸まで一噸七ルービーであつた運賃を半價以下の八ルービーに値下げし、更に一ルービー半迄引下げた。郵船會社では當初彼阿會社の噸當り七ルービーに對し、精細な十露盤をとつた結果十三ルービーの運賃としたのであるが、其後十二ルービーに引下げた。併し一方は一ルービー半まで引下げたのであるから、運賃の点では殆んど競争が出来ない始末であつた。幸ひ日本の荷物は太抵郵船會社と約束してあるので、差當つては大した打撃も無かつたが、紡績聯合會との契約は滿一ケ年であつたから、其後引續いて契約をしなければ此の航路は結局廢止の運命に陥

るより仕方がない。私は最初の關係者である責任上から且つ國家的見地より如何しても此の航路を永續せしむるやうにしなければならぬと考へて、益田孝、中上川彦次郎其他の有志と協議し、極力紡績聯合會の幹部を説いて更に聯合會對郵船の積荷契約期間を延長し、一面に於いては政府にも保護を建議した。而して更に此の航路の存廢は一郵船會社の問題で無くして、日本海運の盛衰に關する重要問題であると云ふ意味で國民に訴へたのである。當時此の競争はターター問題として頗る世間に喧しく論ぜられたものであつたが、日本側は此様な次第でなか／＼屁古垂れず、又彼阿會社の方でも最初は一撃の下に潰す事が出来るだらうと思つたらしいが、郵船會社側が泰然として居るのでも永く競争する事が出来ず、遂に先方でも無益な競争の不得策であるのに氣付き、漸次運賃の引上げをなし、結局此の問題は運賃協定に依つて解決を告げた。あの場合若し彼阿會社の壓迫に恐れて新航路を差控へるとか、若しくは激烈な競争に敗れて印度航路を廢止したならば、恐らくや我が海運業の發達はもつと／＼遅れてゐたらうと思ふ。

四、海運界に一新紀元を劃す

丁度ターター問題で激甚な競争をしてゐた頃、私は日本郵船會社の重役に推されて、海運事業に

直接に關係する事となつたのであるが、日清戦争の頃には日本の汽船の總噸數は僅か十八萬噸内外であつた。處が戦争の爲めに大いに刺戟されて海運業が急速な勢ひを以て發達し來り、二十八年の末頃には二十萬噸を超えるに到つた。勿論世界の海運國の一つに數へらるゝに到つた今日の現狀から見れば甚だ微々たるものであるが、當時の日本としては實に異常な發達であつたのである。而も日清戦争は海運事業の國家の盛衰に至大の關係ある事を痛感せしむるに到り、戦後東京商業會議所會頭として海員の養成、造船の保護、航海業の獎勵等に就いて政府に建議したが、當時私の熱心に主張する處は先づ第一に造船業の獎勵と海員の養成で、之れと同時に將來に於いては是非とも天津の航路、上海の航路、浦 壆の航路、支那海の航路、米國航路、歐洲航路、濠太利航路の定期航路を開かなければならぬといふにあつた。それで機會ある毎に公開の席上で講演もし、意見を求めらるれば言を盡して之れを述べたのであるが、當時の實狀よりすれば此の七航路を拓くといふ事は、理想といふよりも寧ろ空想に近いものとして一笑に付する者もないではなかつた。尤も造船業が幼稚で凡て汽船は外國の造船所に注文しなければならなかつた時代の事であるから、多數國民中には私が夢物語りでもして居る様に思つてゐた者のあつたのも強ち無理とは言へぬ。併しながら政府當局に於いても此點に關しては大いに力を注ぎ、明治二十九年伊藤(博文)内閣時代に、航海獎勵法を

發布して巨額の國庫金を支出し、海運業の發達を促進する事に方針を樹立した。之れは實に大英斷であつて、之れに依つて我が海運界に一新紀元を劃するに到つたのである。此の意味に於いて伊藤博文公は我が海運業の大恩人と言ふ可きであらう。後年かの日露戦争に際して、幸ひに軍隊及び兵糧彈藥其他の軍需品輸送に事缺かず、遂に戦勝の榮を贏ち得たのは、航海獎勵法の發布によつて我が海運業が非常な勢ひで發達したお蔭である云ふも過言ではあるまい。最近日本郵船と合併したが、一時は郵船、大阪商船と鼎立して我が海運界一方の雄であつた東洋汽船會社は、明治二十九年に航海獎勵法の發布と同時に創立されたものであつて、貨物回漕を營業とせる淺野總一郎氏經營の淺野回漕店の事業を繼承し、海外航路の開拓に力を盡したのである。一方日本郵船會社に於いても明治三十年に新たに優秀なる汽船十數艘を造り、歐、米、濠の三大航路を開くに到り、歐洲航路は同年三月、米國航路は同八月、濠洲航路は同十月より開航の運びとなつたが、茲に到つて昔日一片の理想視され、空想視された私の主張が漸次具體化するゝに到つた譯である。

日露戦争に際して我國の汽船は大部分軍用に供せられ、海外航路は一時振はなかつたけれども、而も國家に貢獻する處頗る大なるものがあつた事は、今更事新らしく申すまでもあるまい。而して戦後航運舊に復するや、郵船、商船、東洋汽船は共に遠洋航路に力を注いで海運の擴張、發展に努

め、又一面に於いては造船事業の如きも大いに進歩し、且つ遠洋航路の船長の如き高級船員は殆んど外國人に占められて居つたが、日本海員が之れに代はる様になつたので名實共に世界の大海運國の仲間入りをするに到つた。殊に先年の世界大戰亂に當りては我が海運界は大々的の飛躍をなし、今や英米と共に世界に於ける三大海運國を以て稱せらるゝに到り、大西洋を除く外は世界到る處に航路を有せざるはない現狀を呈してゐるのは、邦家の爲め眞に慶賀に堪へぬ次第である。

——青淵先生は我邦海運業の發達に就て頗る盡力する處あり、蓋し商工業の發達進歩は海陸運送の便否に關する處最も多し。先生茲に見る所あり、明治の初年先生大藏省在職中に於て既に郵便蒸汽船會社の設立に盡力し、次で東京風帆船會社、共同運輸會社、日本郵船會社等の事業に關係し、又航海獎勵法、造船獎勵法の制定に付ては東京商業會議所會頭として其の建議實行に付て最も盡力し、其他歐米定期航路補助の問題に付ても亦頗る奔走する所あり。(青淵先生六十年史)

二四、化學工業の創始

一、高峯博士と私

私の生家は元來が農業を營んで居つたから、従つて私も青少年時代には百姓仕事もやつたものである。其後一身上に種々の變遷があつて、實業界に身を投ずる様になつたけれども、我國は元來農業を主として居る國であり、農業の盛衰は延いて一國の盛衰にも重大な關係を有つて居るので、實業界に身を投じてから農業方面に對しては相當の注意を怠らなかつた。處で明治二十年頃の事であるが、或日帝國大學を卒業して農商務技師をして居つた高峯讓吉氏が私を訪問して、頻りに人造肥料の効能を説いた。其説は非常に長いものであつたが、其の要領を申す。

『從來日本に行はれて居る人糞とか堆肥とか云ふやうな肥料は云はゞ漢方藥の草根木皮の如きものであつて、假令効果があるにしても滓が多いから何うしても利目が薄い。であるから漢方藥をらんびぎにかけたところの西洋藥を用ゐるやうに、肥料の方でも本當の必要な精分だけをらんびぎにして調合した人造肥料を用ゐるやうにしなければならぬ。殊に日本の如く國土が狭く、集約

農法に依らなければならぬ國では、今後は是非とも人造肥料の使用を奨励して生産率を高めるの必要がある。』

と云ふのであつた。此の人造肥料の發明は其の二三十年前の事であつて、我國には未だ一向に知られて居らなかつたが、私は其説を聞いて如何にも尤も至極の説であると思つた。私は其頃米國の如き廣い面積を有する國では、大農法に依つて大雜把な經營をするのが適當であるかも知れぬが、日本の様な限り有る國土では、僅かな面積でも之れを忽せにすることなく、所謂集約農法に依つて收穫の増加を計らなければならぬと考へて居つた際であつたから、高峯氏の説は丁度私の考へて居つた事に對して一點の光明を興へた譯である。殊に高峯氏から先進諸外國では近年盛んに人造肥料を使用して、優秀なる成績を擧げて居る事を聞いたので、愈々人造肥料の必要を痛感し、或ひは時期尚早であるかも知れぬが、人造肥料會社を起して斯業の發達を圖るのは、國家の爲めに實に有益なる事業であるのみでなく、營利事業としても亦將來有望であらうと信するに到つた。それで高峯氏と二人で一通りの計畫を立て、平素親しく交つて居る益田孝氏や大倉喜八郎氏、淺野總一郎氏、安田善次郎氏其他の人々に此の企てを相談して見た。すると諸君の云はれるには、『農業の事に關しては一向知識が無いが、話を聞いて見ると如何にも必要な事業であり且つ有望な企ての様に思はれるから、日本としては突飛な様であるけれども率先して肥料の製造を始めるのも面白いだらう。殊に澁澤は元百姓であり、高峯は科學者であるから、此の二人が大丈夫であると思ふ事なら、事業もきつとうまく行くだらう。』といふやうな譯で孰れも賛成され、明治二十年二月東京人造肥料會社を設立する事となつたのである。

其の當時日本には科學的の人造肥料と云ふ物は全然無かつた。従つて人造肥料と云ふものは一般世間には之れを知る者も殆んど無かつた。同社の創立趣意書を一見すれば、當時の空氣を十分に知る事が出来るから、左に之れを摘録することゝした。(編者)

我邦農業の改良を要すべきもの開墾、牧畜、農具、肥料等枚舉に遑あらず、中に就て最も緊要措く能はざるものは肥料の改良なり。開墾、牧畜等固より忽諸に附すべからずと雖も、我邦自ら一種の慣習に動すべからざるものあり、且つ姑らく之を從來の法に委するも未だ以て晚となさず。肥料に至りては然らず、其改良一日進めば一日の益あり、一日怠れば一日の損あり。之を人身に譬へば肥料は猶ほ食物の如し。家屋、衣服の粗なるは猶ほ忍ぶべしと雖も、苟も食物にして滋養足らざれば其生育充分なる能はざるべし。肥料改良の急なる以て知るべし。

凡そ植物體を組織する所の主成分は磷酸、窒素及ポッタース等なり。植物生育の遅速長短あるは風雨寒暖に依ること勿論なりと雖も、其主成分を得るの多少に關すること亦甚大なりとす。故に肥料は其主成分を含むこと最も多きものを撰ぶを以て重要とす。我邦従前施用の肥料即ち人糞、鱒粕、油粕の如き元來磷酸に乏しきを以て植物の之を獲る僅少に過ぎず。故に充分の肥料を與ふるも其實効を奏する七分に至らず、是れ予輩が肥料の改良を熱望する所以なり。歐米各國に於ては夙に此に觀る所ありて、専ら植物主成分に適應すべき肥料を製造し、以て其生育をして充分ならしむ、所謂人造肥料是なり。

人造肥料なるものは磷酸石灰を粉末にして之に硫酸を加へて可溶性となし、更にアンモニア及びポッタース、鹽類等の物質を和して之を製す。故に悉く植物主成分を含有するを以て、凡そ肥料中此の右に出づるものなきは論を俟たず。米國南カロライナ州には夥しく磷酸石灰を産出し、肥料製造所凡そ數十箇所ありて、該地より年々歐洲諸國へ輸送する磷酸石灰及肥料の類極めて盛大なり。然るに同州には硫酸の原質たる硫黄に乏しきを以て之を伊太利に覓むと云ふ。我邦北海道は硫黄及アンモニア含有物即ち鱒粕兩品に富む。依て惟ふに我國の兩品を以て之を南カロライナ州に輸送し而して彼の特産たる磷酸石灰を積て歸らば、彼我共に便益を得るは勿論、殊に買

易上一新路を開くものにして、蓋し一舉兩得の策なるべし。凡そ肥料改良の要點は其價格を廉にし其結果を同うするか、若くは價格同うして其結果の優れるに在り。然るに若し前法にして能く其目的を達し、齋す所の磷酸石灰を以て好肥料を製造するに至らば、其價格低廉にして且つ効顯の優れること鏡に照して視る如し。南カロライナ州の磷酸石灰は、本年農商務省に於て之を肥料に製造し阿波の藍作に試用せしが、其好結果を報する續々斷へすと云ふ。是れ其効驗の一斑なりと雖も、由て他日全豹を觀るに至るや期して俟つべきなり。果して然らば此の肥料たる、獨り阿波の藍作に於て之を施用するも決して少額にあらず。况んや全國の田畝悉く之を用ゐるの日に於ておや。其需用の巨大なるべきは推して知るべし。是を以て今一の肥料製造會社を創立し、諸君と俱に世の鴻益を圖らんとす。云々

二、創業苦の悩みと高峰氏の渡米

最初の試みである東京人造肥料會社も小規模ながら設立の運びとなつた。高峰讓吉氏は、農商務省技師を辭して會社の技術長となる事に決し、私が委員長に推されて計畫を進める事となり、府下大島町通稱深川の釜屋堀に工場敷地を買収して此處に工場を建築する事となつた。恰も其年の三月

に益田孝氏が歐米を視察する事となつて居つたので、高峯氏も同行する事となり、肥料製造機械及び製造に必要な材料の買込みなどをなし、且つ歐米諸國に於ける肥料工場の状態なども視察して歸朝したが、翌二十一年の春に諸機械が到着して其の据ゑ附けに着手し、其年の秋頃から營業を開始したのであつた。處で此の會社に取つて第一の痛傷は、明治二十一年の暮工場から火を發して其の一部を烏有に歸した事である。併し直ちに復舊工事を施して事業の遂行に努めたが、最も困難を感じたのは人造肥料の販賣先であつた。何しろ農村の大部分は人糞とか堆肥とか云ふ様な俗に云ふ駄肥を用ゐて居つたし、鯨粕とか油粕とか云ふ様な金を出して買はなければならぬ金肥は極く一小部分に限られて居つたのである。人糞や堆肥ならば別に現金を出して買はなくとも、單に勞力に依つて得られるのであるから、金肥を使ふと云ふ事は農村に取つては經濟的に餘程考へねばならぬ事であつた。従つて高く賣れるやうな農作物を産出する地方でなければ、油粕とか鯨粕とかの様な金肥は使はなかつたのである。さう云ふ時代に科學肥料を賣出さうと云ふのであつたから、先づ以て肥料の効能から宣傳して掛らなければならぬ。而も農民が其の得策な事を悟つたにしても、從來駄肥で間に合つて居つた土地に金肥を使用させる事は、殆んど不可能に近い程困難な仕事であつた。それで人造肥料を賣出すには經營上から云つても普及の圖る上から云つても、先づ從來金肥を使ふ



高峯謙吉博士

事に馴れた地方から賣捌く様にしなければならぬと考へて、第一着手として藍の産地である私の郷里と房州方面へ送り、又越後方面へも送つて試験的に其の使用を勧めて見たが、其の成績は甚だ不良であつた。即ち房州の方からは少しも効能が無いと云つて來るし、越後の方からは從來使用して居つた鯨肥料は耕地に挿し込んで置けるから雨が降つても流失する心配はないが、今度の人造肥料は強い雨が降ると流れてしまふから、同じく金肥でも少しも効能が無いと云つて來る有様で、其他四方八方から非難攻撃の聲が起り、設立當初に於いては散々な不結果に終つてしまつた。

此の失敗は後から高峯氏の説明を聞いて見ると寧ろ當然の事であつた。私は肥料に對する知識が無いものだから、どんな作物に對しても過磷酸肥料を施さへすれば効果があるものと思ひ込み、私の郷里だとか房州だとかの藍の産地へも、過磷酸肥料を送つたのであつたが、少しも効果が無いと云ふ苦情がドク／＼來るので、之れを高峯氏に話したところ高峯氏の言ふには、

『人造肥料にも種々種類があつて、作物の種類に應じて肥料の種類を變へて行かなければならぬ

ものである。藍に施す肥料は磷酸肥料では駄目であつて、窒素肥料でなければ効能がない。若し初めから藍の肥料にするのだと云ふ事を私が知つて居れば、過磷酸肥料とは製造法を異にする窒素肥料を製造して送るのであつたのに、豫めお話が無かつたものだから少しも其事を知らずに居つた次第で、今更言つても追ひつかぬ事ではあるが、事業の最初に詰らぬ事から失敗したのは遺憾千萬である。』

と残念がつて居つた。此様な有様で開業第一年はマンマと大失敗に終つてしまつたのである。之れではならぬと云ふので、色々に研究もし、製造方法にも改良を加へると共に生産費の低下を圖り、大いに陣容の建直しをして事業の發展を期したけれども、なかく思はしい成績が擧がらなかつた。一般の需要だけは一年毎に増加して行くけれども、收支相償ふ迄に到らない。さうかうして居る中に、會社に取つては死活問題にも値する重大な問題が起つて來た。それは肥料會社が杖と柱とも頼んで居る高峯氏が米國へ行かなければならぬこととなつたからである。何しろ創立以來三四年になるけれども事業は少しも順調に向ふ模様も見えず相變らず、苦心慘澹して居る有様で、何事も今後にあると云ふ意氣込みで經營に没頭して居る矢先、人肥製造の建言者であり而も創立以來全責任を負つて其の製造を監督指導して居つた高峯技術長に逃げられてしまつては、會社の前途

は全く暗黒になつてしまふ譯であつて、素人の私には殆んど考へに餘る始末であつた。さればと云つて國家の爲めに必要であると信じて折角興した此の會社を潰す事は、自分一個としては兎も角、今後農村振興上に少なからぬ悪影響を及ぼす結果になりはしまいかと、杞憂かは知らぬが此點を大いに心配した。今此の會社が倒れてしまふと、今後暫くの間は到底肥料會社は起るまい。さすれば今迄吾々も苦心し、政府當局も亦大いに奨勵して、漸く人造肥料を使ふ様になつた土地に對して供給の道が止つてしまふし、そればかりでなく一般農民に人造肥料等は駄目な物だと云ふ様な觀念を植ゑ付ける虞れがある。私はそれを恐れたのである。斯う云ふ様な理由で私は高峯氏に向つては随分無遠慮に私の意見を陳べ、果ては責任論まで持ち出して、極力其の渡米を引き止めようとしたが、高峯氏は米國との約束があるから、何うしても渡米しなければならぬと云つて留任を承知しなかつた。高峯氏が最初人造肥料會社の技術長を引受けた際には、二三年もしたら一通りの形が付くものと思つて承諾したのであつて、今日事業を半途で未だ基礎も確立せぬのを棄て、行くのは不徳義の様ではあるが、既に氏は米國に渡航する事を約束してあつたから、今更之れを破棄する事は出來ないと思ふ事であつた。其の言ふ所を聞いて見れば、それも一理はある。私にして見れば多少の不平等も不満もあつたので、折角着手した事業を半途に棄て、渡米しなければならぬ位ならば、何故

初めにこんな事業を起す様に私に勧めたかなど高峯氏の態度を難詰した事もあつた。併し一步退いて考へて見れば、高峯氏一身の爲めばかりでなく、國家といふ見地から見ても此際高峯氏を快く渡米せしめて、専心研究の出来るやう取計らふ様にするのが真に取るべき道であるを考へて、私も非常な決心を以て同氏の希望を容れ、其代り高峯氏が去つてしまへば技師が居なくなり早速仕事に差支へるから、適當の技師を推薦する様に相談した處、西ヶ原の試験所に勤めてゐる森氏が可からうと云ふ事だつたので、森氏と會見した結果、同氏を高峯氏の後任とし、兎も角も事業を繼續して經營する事になつた。それにしても最も力にしてゐた高峯氏に渡米されるといふ事は、人造肥料會社に取つては尠からぬ痛傷であつた事は申すまでもない。

——澁澤榮一、益田孝、淺野總一郎、安田善次郎等の御歴々が肝煎で、兎も角東京人造肥料會社なるものが漸く誕生の運びとなつた。資本金は金貳拾五萬圓(拂込拾貳萬五千圓)。そこで東京府下大島村釜屋堀に工場を建て、原料の燐礦石は米國から輸入し、硫酸は製造場がないから印刷局の王子工場から分けて貰つて、愈々明治二十一年秋から華々しく本邦人造肥料會社の先驅として操業を開始した。茲迄は曲りなりにも景氣が可かつたが、何がさて人造肥料業輸入の本尊高峯デ

アスターゼ氏も製造の理論こそ知つて居れ、お百姓の事は殆んど不案内、地方へ出張して宣傳之れ努め様にも農業の本體が皆自分らす仕方なしに當時の駒場の農學校に相談に出掛ける始末。そこには今の帝大總長古在博士も助手並であつたし、教授連には獨逸人の教授もゐて、駒場の畑で試用して見た上で何とかしよう云ふ段取に運んだ。何しろ此處で折紙が附けられぬ様では、宣傳も何もあつたものでないと、何れも固唾を飲んで試験報告を待つてゐると、其の効目の素晴しさは豫期以上といふ話。それが今ならば、帝大農學部御證明位の有りふれた宣傳文句以上には使へなからうが、當時は未だ世の中がのんびりしてゐたと見え、政府は其の試験成績なるものを木版刷の繪まで挿入して、堂々と官報に發表したものだ。たかゞ一工業會社の仕事に官報を以て告示するなんて、今ならば差詰め綱紀肅正物だらう。そればかりか當時の農商務次官前田正名氏等は御丁寧にも試験成績を小冊子に印刷して、何萬部といふものを各地方に送つて大宣傳、御役所の御達しには一にも二にも平突、張つて承つた當時のお百姓連の事であるから、其の効目たるや肥料其の物以上であつた。御上の宣傳は此の様に行届き、會社からも人を出して大いに其の効目の程を宣傳したので、人造肥料と云ふ事が世人の耳に入つた事は事實であつたが、肝腎の製造會社の方では能書澤山に何にでも効くことばかり、萬能膏の様な事を觸れ廻したお蔭で、各地方の名物

例へば四國の藍、信州の桑等に盛に賣出されたが、生憎何處でも効目が無くて散々なお叱言を喰つたものだ。詰り過磷酸其の物だけでは効果が擧らず、窒素肥料と配合して使用する事に氣附かなかつた爲めの大失敗である。そこで智利硝石等を配合して信州方面に送り出す事となる。折柄の梅雨に逢つて硝石は水分を吸収する性質がある爲め、受渡しの時に馬の背にボタ／＼水が漏り、馬が動かなくなつたといふ挿話があつた程、研究が行届いてゐなかつたと云ふ事である。此の様に宣傳の効目は大いにあつたが、会社はちつとも儲からない。それも其の筈、原料も藥品も高い金を出して買つて製造するだけの事だから、配當どころの騒ぎではなかつたのである。弱目に祟り目で二十五年には工場から出火し、一時は存續を疑はるゝ程の愁嘆場さへ演じた。人造肥料の創業時代には此の様に苦勞をしたので、益田、淺野、安田等の連中も厭氣が差し手を引くの何うのとゴタ付いたものであつたが、澁澤老だけは皆がやらなければ俺一人でもやると頑張つたお蔭で、東京人造肥料会社は存續する事となり、更に拂込を徴收して貳拾五萬圓拂込済の会社となつて經營を持續した。それから幾變遷をして、他会社の買收、或は合併をなして年と共に發展をし、到頭資本金貳千貳百四拾萬圓の大日本人造肥料会社の現在に迄漕ぎ付けた。澁澤老のお蔭を蒙る會社、其の數多しと雖も大日本人造ほど庇護を蒙つてゐるものはない。(財界ローマンス)

三、難關を突破して遂に成功

高峯氏の渡米に依つて一時は力を落したけれども、幸ひに製造の方は繼續する事が出来た。併し會社の事業は依然として不振で缺損に次ぐに缺損を以てし、其の經營の苦心は實に容易ならぬものがあつた。而も弱り目に祟り目と云はうか、二十五年五月に再び工場が火災に罹り、殆んど全部を烏有に歸してしまつたのである。事業の不振な所へ持つて來て工場が焼けてしまつたのであるから會社は將に瀕死の状態に陥つたのである。事業が斯う云ふ状態なので、初め私と共同して人造肥料の事業を始めた友人達も、遂に會社を廢めてしまはうと言ひ出した。損ばかりして何時目鼻が附くか分らない様な仕事に、何年も係り合つてゐる事は到底それ等の人々には堪へ得られなかつたのである。事業家若しくは資本家の立場になつて考へて見ると、それも尤も千萬な事であつて無理からぬ譯である。併し乍ら私は此の事業を始めるには、決して利益のみを目的として始めたのではない。其の主眼は國家の爲めになる事業であり、農村振興上必要なものであると考へ、而も將來は必ず有望な事業となると信じて計畫した仕事であるから、如何なる災厄に遭うても必ず此の事業を成就させなければならぬと豫てから決心してゐたのであるから、共同者が皆な廢めてしまはうと云ふ意見

なら之れも止むを得ないから、私一人でも此の會社を引受けて借金してでも必ず成し遂げる積りである。自分の意見を率直に陳べた。共同者の諸君も澁澤がそれ程の決心ならば、一切お任せするから一つ建直してやつて見らるゝが可からうと云ふ事になつたので、結局此の會社は私が一人で引受ける事となつた。

世間では或ひは澁澤が肥料のボロ會社を脊負ひ込んで困り切つて居ると冷笑して居た者もあるかも知れぬが、私は投出す氣さへあれば何も此の貧乏會社を引受ける必要はない。併し私の目的は別にあるのであるから、斯かる經營困難に陥つた會社を自ら進んで引受けたのである。それで種々研究調査の上建直しの計畫を立て、翌明治二十六年七月の總會に於いて資本金を半減して拾貳萬五千圓とし、創業以來の損失償却、殘金及び工場焼失損金等を補填し、更に定款の改正も行ひ、而して經營方針は從來の消極的方法を捨て、積極的方針に出たのである。即ち人造肥料の製造には硫酸を多く使用するのであるが從來會社に於いては硫酸を他から購入して使用して居つたので、原料が非常に高價につき、従つて生産費も高く付くやうな始末であつたから、私が會社を引受けるやうになつてからは、硫酸を自分の會社の工場で製造する計畫を立て、着々として其の計畫をすゝめたのであつた。然かるに丁度幸ひなことには、明治二十七、八年ごろから人造肥料の需要が激増

し、會社も亦決算毎に相當の利益を擧ぐる事が出来る様になつたので、明治二十八年に資本金を以前の如く貳拾五萬圓に増資し、更に翌明治二十九年には資本金を倍加して五拾萬圓とし、諸機械及び工場の増築をなして業務の擴張を圖つたが、硫酸を自分の工場で製造して他より購入せぬ事として以來、會社の利益を少なからず増進するに到り、幸ひ其後は會社の經營をして順調ならしむるに到つた。此の事業が愈々基礎確立し、事業が大いに隆盛に赴くや、各地に續々人造肥料會社の設立を見るに到つたが、是れは云はゞ私の經營した肥料會社が中途で挫折せず、一時は瀕死の状態に陥りながらも其の難局を切り抜けて、押しも押されぬ營利會社にまで育てた爲めであると言つても過言ではなからう。又明治二十一年創業當時は人造肥料の需要と云ふものは頗る力なきもので、僅に五萬貫に近い數量に過ぎなかつたが、二十五年頃には之れに十倍して約五十萬貫の需要が起り、明治三十年頃には一躍して約三百萬貫に上り、工場の増築設備が完成して能率を増進するに到つた。明治三十一年には、更に需要を増加して約四百四十萬貫に上つて居る。而も猶ほ到底需要には應じ切れぬと云ふ有様であつたのである。

其後事業は經濟界の動搖に伴うて一張一緩を免れなかつたけれども、幸ひに蹉跌を來たす事なく年毎に發展を加へ、増資に次ぐに増資を以てし盛んに工場を増設し、又明治四十一年帝國肥料株式會

社、北海道人造肥料株式會社を合併したのを初めとして、攝津製油株式會社、大阪硫曹株式會社等を合併して社名を大日本人造肥料株式會社と改稱し、大正二年には資本金一千二百五十萬圓の大會社たるに到り、更に近年肥料會社の大合同に依つて今日の盛大を來たすに到つたのである。自分で申すのは自畫自讚の譏りを免れまいが、此様な譯で我國に於ける人造肥料の製造は、高峯讓吉博士の提唱によつて私が此の事業を起したのであつて、我國の人造肥料製造事業が今日の如き隆盛を見るに到つたのも、私が困難を忍び難局を突破して、會社を盛り立てた事が餘程刺戟になつてゐることを考へられる。兎も角人造肥料が盛んに行はれる様になつたのは大いに喜ばしい事と思ふ。

——我國の人造肥料工業の種を蒔いた點に於いて、高峯讓吉博士は忘れられない人には違ひない。併し實際と理論とは兎角食ひ違ふもので會社は一尙儲からぬのみか、毎期少しづつの食ひ込み一方なので、後年のタカチアスターゼ氏も之れには餘程考へた。第一會社から貰ふものは、氏の生活を保證するに足らぬ。米國婦人を細君に有つ氏の事だから、物價の安かつた當時でもせんじめて勅任官位の俸給が無くては食へなかつたに相違ない。そこで會社創立後五年位經つてアメリカへ逃げ出してしまつたのである。それから氏はあちらで研究を重ねた結果、有名なタカチアスター

ーゼなるものを創製して大いに儲け、更に明治三十四年に血止藥のアドレナリンを發明し、之れで其の聲名を立派に裏書した。人に云はせると高峯博士を著名ならしめたものはチアスターゼではなくて、此のアドレナリンの血止藥のお蔭だと云つてゐる。それは兎も角高峯博士も人造肥料が初めから儲かつて一生會社の顧問か何かに納つてしまふ運命だつたら、世界の消化不良患者はまだく澤山出来ることだらう。此の意味に於いて、人造肥料會社が創業時代に儲からなかつた事を人類の爲めに祝福する。(東京日日新聞)

四、高峯博士と理化學研究所

高峯讓吉氏は肥料會社を辭して渡米してから、四五年の間は随分彼の地で苦んださうである。而も渡米の目的であつたアルコホルの研究に就いては、豫期の様な成績が擧がらずして本人も随分苦心したらしいが、其の研究に従事して居る中に偶然にも彼の有名なチアスターゼと血止藥のアドレナリンを發見し、其他にも何か新藥を發見したので、米國デトロイトの製劑家パーク・デビス氏が之れを聞き込んで製劑して賣出した處が、賣行が頗る良好で何れも世界的の新藥になつた爲め、高峯氏は一躍して世界的に有名な人となり、又一面に於いては大いに産をも造る事が出來たのである。

高峯博士の今日あるは全く其の多年苦心研究の結果であつて、博士になつたのも之れが爲めであり、世界的の成功者と目せらるゝに到つたのも之れが爲めに外ならぬ。肥料會社以來縁故が深いので、私が渡米した際には何時でも面會し、又高峯博士が歸朝した際には常に私を訪問されて舊交を温めるを常としてゐた。人物は至つて温厚な人で、元來は學者であるけれども一面に於いては又事業を處理して行く才能をも有つて居り、世間で俗に云ふ學者肌とは些か違つた趣きのある人物で、人に接して肌觸りが好く、又極端に走つて他人と争ふ様な事は決してない人である。

日本に最初の肥料會社を起したのは、前に述べた如く高峯博士の意見に基いたものであるが、理化學研究所の設立も亦其の動機は高峯氏の意見に基くものである。確か大正四五年頃と記憶するが、高峯博士が歸朝して私を訪問された際に色々回舊談や意見の交換をしたが、其際高峯博士は理化學研究所の設立は目下の日本に取つて最も急務とする處であると云ふ様な話をされた。博士の言ふ處に依れば、今日迄の世界は機械工業の時代であつたが、今後の世界は機械工業より理化學工業の時代に移る可く、現に其の兆候が歐米の工業界に顯然と現はれて來てゐる。ドイツの如きは夙に此點に留意し、一大科學研究所を設立して系統的の研究に没頭し、米國に於いてはロツク・フェラー研究所やカーネギー研究所があり、英國に於いても亦大規模な理化學研究所を設立した。此の世界の

大勢に順應して理化學工業に依つて國産を起さうとするには、どうしても之れが基礎となるべき純粹の理化學研究所を設立しなければならぬと云ふのであつた。殊に日本人は模倣性には富んでゐるが、獨創性に乏しいといふ弊がある。之れには種々の理由もあるが、研究者が後顧の憂ひ無く其の志す研究に没頭する事が出来ないこと云ふ事も、重要な原因の一つであるし、且つ模倣性に富んだ國民の傾向を一轉して獨創力を涵養するには、純粹の理化學研究を奨励するより外に道が無い故、是非とも日本に理化學研究所を起すやうにしたいものであるとの希望を述べられた。

私は理化學方面に就いては何等の知識をも有たぬものであり、固より之れに對する確固たる意見も有つて居らぬが、理化學研究の必要である事だけは常に信じて居り、又門外漢ながらも其の必要を説いて居つた者である。殊に我國には系統的の研究機關が無い、勿論各大學や陸海軍の工廠等には相當設備の充實した研究機關があるけれども、それらは何れも孤立の形で聯絡に乏しく、之れが爲め無駄な費用と時間と勞力とを費す事が少なくないし、殊に民間の發明家に對して之れぞと云ふ研究機關が一つも無い。之れは誠に遺憾千萬であると感じて居つたところへ、高峯博士から理化學研究所設立の必要であることを述べられたのであるから、丁度私の理論と一致した譯で衷心より賛意を禁じ得なかつたのである。それで猶進んで高峯博士とも種々協議した上一つの成案を得て、之れ

を當時の東京商業會議所會頭中野武營氏とも相談した結果世間に發表する事とし、一夕實業界の名望家百二十三名を築地精養軒に招待して理化學研究所設立の趣旨を公表し、先づ高峯博士より理化學研究所設立の急務である所以を述べ、更に私は其の設立に關する具體的方法を説明して來會者一同に諮つた處が、幸ひにも來會者一同の賛成を得且つ私は一同から創立委員指名の事を託せられた。之れで理化學研究所設立の緒だけは見出したので、其後私は熟慮の末適任者を創立委員に推薦し、私が主となつて各富豪其他に勸説して寄付金募集に奔走した。斯くて多數の賛同を得たので設立事務も大いに進捗して、大正七年に到つて財團法人理化學研究所の設立を見たのである。今日の理化學研究所は決して十分な物とは云ひ得ないが、而も創立以來種々なる研究を爲し、世人に貢獻する處も少くない。私は今後一層其の充實を希望して止まない次第である。

二五、誤解から兇漢に襲はる

一、拔刀せる二名の兇漢

回顧すれば明治二十五年十一月十一日の出來事である。大藏卿時代から御交際を願つて居つた伊達宗城侯が病氣であられたが、此日非常に重體に陥られたといふ事を聞いたので、今戸の邸宅に御見舞に行かうと思つて午後三時頃兜町の自宅を出で、馬車を驅つて兜橋を渡り、江戸橋の通りと四日市町の通りとの交叉點の所に差掛ると、突然二人の兇漢が左右から拔刀で現はれ、二頭立の馬車の中の一頭の方の馬脚に斬り付け、馬の驚く隙に乗じて窓硝子を突破り、私を害さうとしたのである。私は丁度新聞を見て居つたが、突然馬車が止つたので何氣なく頭を上げると此の始末であつたが、馭者は氣の利いた男で其儘馬に鞭を當て、馬車を駆けさせたので、幸ひ私は硝子の破片で左の手の甲を怪我したのみで事無きを得た。馬車は其儘日本橋西河岸に出て橋を渡り、駿河町に出て越後屋(今の三越呉服店)の前で止つたので、兎も角馬車から下りて越後屋で休憩したが、私は途中で起つた事柄に就いては少しも語らず、唯伊達侯の病氣見舞に出掛ける途中であるが、一寸仔細があ

るから休息さして貰ひたいと言つただけであつた。併し越後屋では突然私が休息さして貰ひたいと云つて這入つて行つたものだから、何事が起つたのかと驚いてゐた様子であつたが、其中何處からともなく途次の椿事が傳はつて、續々見舞人が越後屋に押し掛けて來たので、同店でも初めて事の仔細を知つて驚いた様な次第であつた。

此の事件の起る数日前の事であるが、私の馭者が、『どうも近頃は附に落ちない事がある。何者か貴下の身邊を狙つてゐる者があるらしいから御要心なさるが宜しい』と私に注意し、又警視廳でも濫澤の身邊が近頃危険の様に思はるゝから、護衛巡查を附ける様にしたが可からうと注意して呉れた程であつたが、私は別に心に疾しい事がないから護衛巡查の事は一應厚意を謝して御断りしたのであるが、親戚の者の勧めで其の二三日前から巡查が護衛に附いて居つた。當日も平服の護衛巡查が人力車で私の馬車の後から護衛して居つたから、暴漢が私の馬車を襲うた際には直ちに人力車から飛び下りて、車夫其他と共に難なく二名の暴漢を捕縛してしまつた。私は越後屋に居る中兇漢が捕縛されたといふ報告を聞いたが、不吉な事があつた後であるから伊達侯への御見舞を見合せて屋敷に戻らうとすると、周囲の人々が歸途も頗る危険であるから、萬々ぬかりの無いやうに護衛を附しなければならぬと注意されたが、併し私は左様は考へなかつた。先刻の刺客が本當に私を

斬り殺さうといふ心なら、馬の脚に斬り附けるなどいふ廻りくどい手段を取らず、直ちに私に斬り掛る可き筈のものである。而も二人共抜刀して居り乍ら殆んど抵抗せずに一人の護衛巡查に捕縛されてしまふなどと云ふ事は、寧ろ常識で考へても有り得べからざる事である。察するところ彼の壯士等は濫澤は怪しからぬ奴だから斬つてしまへとか何とか煽動されて、幾干かの金を與へられたので、其金の手前全然手出しをせぬ譯にも行かぬから、申譯的に馬車馬の脚に斬り附けたに過ぎないだらうと説明し、親切に注意して呉れる人々の厚意を謝して護衛など附けずに歸途に就いたが、果して私の考へた通り途中何事も無く無事に宅まで歸つた。私は自ら省みて些かも疾しい所が無かつたから、心中少しも恐るゝ處が無かつたのである。併し此事があつてから世間が八釜しいので、お恥しい次第ではあるが、それから一年位は護衛付きであつた。

——初め家人の護衛を附せんとするや、先生豪膽風聞を意とせず之れを否めり。偶々穂積陳重、先生を訪ふ。家人陳重に語る。陳重曰く、『今日の壯士は狂犬の如く又コレラ病の如し、狂犬コレラ人皆之れを豫防するの法を求めて怪まざるにあらずや。抑々先生の一身の重き、一人一家の爲めにあらず、實に國家の爲めなり。假令風聞無きの日に於いても護衛を附する、過分に非ず。所謂

千金の子は盜賊に死せずとは此の事に非ずや」と。而して其の翌日凶變あり、陳重の一言無くんば實に危かりしなり。(青淵先生六十年史)

遭難の當時、京濱銀行業者が子爵を帝國ホテルに招待し、危難を免れた意味の祝宴を催した際、園田正金銀行頭取の述べた祝辭及び子爵の述べられた答辭は次ぎの如くである。(編者)

園田孝吉男の祝辭

今夕の賓客澁澤榮一君が曩日不慮の變に遭遇せられしも、幸に難を免れて身命の全きを得られたるは誠に欣喜の至りに耐へざるなり。我輩同志相計り、君の貴臨を請うて茲に祝盃を舉げんとす。是れ本會を催したる所以なり。

抑も澁澤君が本邦經濟上に大功績あるは世の夙に知る所敢て贅するを要せざるなり。就中銀行の事に至りては蓋し君が畢生の精神を注がる、所にして、率先我同業者を誘導し、裨益を興へられたるもの甚だ大なりとす。願れば君嘗て大藏の要職に居らるゝの日より、主として心を本邦商業の振興に傾け、經綸せらるゝ所尠ならずして、國立銀行條例制定の如き、第一國立銀行創立の如き皆君の方に依らざるはなし。既にして君は官を辭して専ら民業に従事せらるゝや、當時本

邦の形勢は百事更革、舊慣既に破れて新習未だ成らず、我經濟の組織隨て紛擾混亂す。加ふるに巨家の破産相踵ぎ、人心恟々として南海の風浪殊に險惡を極めたり。此際若し一步を過つれば、我銀行事業は尙ほ幼稚なるを以て忽ち挫折せられ、恐らくは廢絶に歸せんも亦未だ測るべからざりしなり。然るに君此の難衝に當り拮据鞅掌能く千錯を理し、萬難を排して其監督する所の第一國立銀行を保護し、其基礎信用をして年々愈々鞏固ならしめ、終に今日の隆盛を漸致して規範を天下に示されたるは、實に我銀行史上に大書せざるべからざる所なり。第一國立銀行は本邦國立銀行の嚆矢なり。君已に創立の初より之れが爲めに周旋せられ、明治八年以來は現に其の頭取の椅子を占めて十有七年の久しき一日の如し。此の間祿制の改革あり、西南の變亂あり、不換紙幣の増發あり、日本銀行の創立あり、紙幣兌換の實施あり、公債の整理あり、財政上商業上著大の變動を呈せしこと前後幾回なるを知らず。而して斯かる大事に會しては、君常に國家の爲めに奔走し又能く其事宜に處して籌畫多くは當を失はず、且銀行同盟會の如き、銀行集會所の如き、凡そ銀行營業上必須の機關は其設立君の唱道に出でざるはなく、今日我輩同業者が協同和衷して一致の運動を爲すを得るもの、君の力與て多きに居ること、滿堂諸君の共に認めらるゝ所ならん。即ち君は本邦銀行事業に於ける其功勞頗る大にして、銀行社會の泰斗たる榮譽を荷はるゝもの決

して偶然に非らざるを見るべし。

以上は唯々君が銀行事業に於ける功勞の大略を擧げたるのみ。若し夫れ他の商工業に對する關係に至りては、其範圍廣く其種類多く殆ど枚舉に勝へざるなり。之を要するに百般文明的事業の新しいるもの君の與らざる鮮しと云ふも誣ひざるべし。而して東京市政に、東京商工會に其他公共の事務に任じ、又は慈善の業に勤むるもの亦少しとせず。是れ眞に多々益々辨するもの實業社會君の如きは復た得易からざるなり。

然るに測らざりき、君一朝暴漢の爲めに要撃せられ、其兇刃を受けられんとす、危機一髪嗚呼亦危かりしなり。幸に天君を救ふあり、慶何か之に如かんや。是れ實に澁澤君一家の爲めに之を祝すべきのみならず、我同業者の爲め又廣く實業社會の爲めに大に之を祝せざる可らず。冀くば君益々自愛せられ、我商工業の進運を助けられたるの熱心を減ぜず、將來倍々益されんことを。是れ國家の爲めに切に祈る所にして、君の宿志亦爰にあるを疑はざるなり。

澁澤子爵の答辭

今夕京濱同盟諸銀行及各地方より來京せられたる銀行の諸君が友愛の厚情を以て、過日小子が不

慮の凶變に遭遇して幸に其難を免かれたるを祝して、此の盛宴を開かれたるは誠に小子の光榮にして深く感謝する所なり。然れども小子が此凶變に遭遇せしは畢竟小子が不徳の致す處なるを以て、中心竊に慚愧に堪へざるなり。然るに諸君は此の不徳の小子を棄斥せられずして、却て之を祝して此の盛宴を張り、且諸君の總代として園田君が演説せられたる趣旨の如きは、實に過譽溢美にして小子は甚だ恐悚に堪へざるなり。蓋し小子が身を商業界に投せしは實に明治六年にして、爾來一念衆と共に公利を圖らむと欲し、苟くも一個の營利に従事せし事なし。而して其公共事業諸種の間に於て、或は其計を失ひ、或は其籌を誤りたる者無きを保せずと雖も、未だ曾て言を食み約を違へ、信義を失ひ、詭譎の行を爲したる事無きは、自ら神明に誓ひ、俯仰天地に愧ぢざる所なり。殊に銀行の事業に於ては挂冠の後直に之に従事せしより斯業の功用をして益々廣大ならしめんと欲し、孜孜として已む時なし。想ふに銀行の營業は經濟社會に於て至重至大の關係あるを以て、斯業の完全を求むるは實に國運振興の本を務むるものといふべきの理あればなり。凡そ商工各種の事業は皆國家の福祉を裨補すべしと雖も、殊に銀行業、運輸業の如きは殆んど經濟社會の共有物ともいふべきものにして、單に一個人又は一會社の利益のみを顧念して其業を營むべきものにあらず。故に今此の席に來會せらるゝ諸君は皆共有の業に従事するものにして、其

友情交誼に於けるも亦共有の意念なる可からず。果して然らば今諸君が小子を優待せられたるは、小子一個人に於てせらるゝにあらすして、經濟社會に至重至大の關係ある銀行者其人の凶變に遭ひて難を免かれたるを、公共の情義に據りて祝さるゝ者といふべし。茲に於て小子は喜で此の盛饗に當り恭しく諸君の盛意を領すべきなり。

今此の答辭を呈するに當たり、恰も憶起する所の一話あり、請ふ諸君の清聽を煩さむ。明治十四年に於て小子は獨逸人某氏と面晤せし事あり。蓋し某氏は先是抄紙事業の爲めに米國に赴きし時王子製紙會社より製紙法研究として派遣したる社員と相識るに因り、我邦を経て歸國の途次同社員の紹介を以て面會したる所なり。而して某氏は尋常の工業者にして、深く學識あるにもあらず又哲學家宗教家にもあざりしが、大に我邦の哲理上に感ずる所ありて、乃ち小子に質疑して曰く、日本皇政維新後の進歩は極めて長足痛快にして、之を歐米に考ふるに未だ其比を見ず、驚嘆敬畏に堪へざるなり。而して歐米諸國の如きは古今概して其開明進歩に應じて必ず奸惡害毒の風相伴うて生ずるを免れず。然るに日本の如きは利有りて害なく、未だ其弊風の生ずる處を見ず。果して何の理由ありや、願くば教へを聽かんと。小子之に對ふるに、我邦は開闢以來皇統一系連綿相承るを以て、皇室は神聖侵すべからざる者となし、之を崇敬すること神明に等し。故に戊辰の

際東北諸藩連衡の時の如きも、終に朝命を奉じて皇猷に従ふ。是れ外交以來制度文物豹變すると雖も、歐米諸國の如く弊害隨て生ぜざるなりとの言を以てす。然るに某氏は未だ此の言に了意せず、尙ほ問うて曰く、聞くが如きは是其政治上に關係する者なり、其社交上に於て一般國民の心意を維持する所の原素莫かる可らず、請ふ之を教へよと。小子又對へて曰く、我邦は古來士農工商の四民に別ち、而して士は皆儒道即孔孟の學を以て德義を養成し、農商に於ても稍々其高尚なる者は多く儒教を尊び、五倫五常の道を講じ、忠孝節義を以て生命よりも重しと爲す。又下流社會は一般佛教を奉じて因果應報の説に歸依し、是を以て稗史、小説、演劇、謠曲、歌唱の屬に至るまで、凡て忠臣孝子義士節婦の事蹟に非ざれば人皆之を尙ばざるの風を爲し、習慣性を成す者今尙存生ずるを以て、今や其政體變更し人文劇進すると雖も、未だ以て奸惡害毒の風を生ぜざるなりと。某氏之を聽き拍案悟る處ありて曰く、果して此の如くなるや、茲に至て疑團初めて廢滅せり、然れども其儒道佛法は今尙擴張して已まざるか、其固有の美風良俗は永遠存在して廢滅せざる者と爲すか、恐くは漸次衰却するを免れざるべし。若し今の時に當り舊時の教育に代り、別に新教法を養ひ、民心を羈束する者の興らざるよりは、弊害漸く生じ、惡俗隨て成り、早晚歐米諸國の開明進歩と均しく利害相半するに至らむとす。憂國者宜しく注意すべきなりと。當時小

子は此の言を聴き頗る玩味すべき説なりと思惟せしも、前に所謂其人たる尋常の工業者に過ぎざれば、唯々一種の説話として記存せしのみ。然るに今や某氏の豫言は既に實際に徴すべくして、美風良俗は年々消滅し去りて娼疾猜惡の弊日に長し。今回小子に對する兇行の如きも、是亦其一分子たるに外ならず。此の風漸々瀰漫するに至れば、生命財産を危険にして社會の公益を殘害し、其底止する處知るべからず。故に今小子は諸君と共に我同業者の德義を養成し、營業の進路を戒慎し、害毒の侵凌を防遏する事に怠らずして、以て我業の功用を益々盛大ならしめむと欲す。

二、遭難の原因と市水道鐵管問題の真相

私が何ういふ譯で斯ういふ危難に遭遇したかといふに、其の原因は當時やかましかつた東京市の水道鐵管事件に關し、或る誤解から私の反對の立場にある者が、當時の壯士を使喚して私を威嚇さうとしたものらしく、本當に私を殺してしまふといふ程の深い惡念は無かつたものらしく思はれる。其の水道鐵管事件の大略を申せば斯うである。

東京市の水道は明治二十二年から計畫せられ、同二十五年から工事に着手して總經費九百三十四萬圓を投じ、六ヶ年の歳月を費して明治三十一年漸く完成したものであるが、私は東京市の水道とは

以前から淺からぬ因縁があつたのである。東京市に市制が布かれてから私は市參事會員に推されたのであるが、公衆衛生を保護するには何うしても上水道の設備を完成しなければならぬと考へ、特に建議して水道調査會を組織し、萬遺憾なき調査研究を爲したのである。之れが爲めには多少の私費をも投じた程で、若し市當局に市營の意志が無い場合には會社組織にして水道經營をなし、公衆衛生の爲めに些かなりとも貢獻しようとも考へて居つたのである。幸ひにして水道は東京市が經營する事に決定したので私も大いに喜んだ次第であるが、愈々水道計畫を實施する事となつて當面の問題となつたのは、内地製の鐵管を使用するか若しくは外國製の鐵管を用ゐるかの二つの異つた意見が起つた事である。其の當時の日本の工業狀態では到底内國で鐵管を製造し得らるゝ見込みがなく、若し強ひて内國製を使用するとすれば、製品が不完全な計りでなく其の完成期も殆んど豫想し得られない位に延引するであらうと思ひ、殊に從來鐵道を敷設するにしても、瓦斯事業を起すにしても最初は外國製の材料を仰いだのみならず、外國人の技師を招聘して設計並びに工事の施行を圖り、之れに依つて啓發せられて今日の發達を見るに到つたのであるから、東京市水道敷設工事の如きも豫定年度内に完成する爲めには、之れに使用する鐵管の如きも外國製を用ゐ、之れに依つて漸次我國に於ける此の方面の知識を開發する様にするのが至當であると云ふ意見であつたのである。

處が内國製鐵管の使用を主張する論者の中には、『濫譯は外國人からコンミツションを取る目的で内國製品を蔑すのであつて之れは實に賣國奴的行爲である』などといふ流言を放つ者もあり、本當の事情を知らぬ市民の中には、此説に惑はされ私の態度を非難する者も少からずあつて大分苦しい立場に置かれた。而も其の私の説に反對する表面の理由以外に、實は裏の裏があつたのである。即ち内國製鐵管の使用を主張して居る者の中の有志者が、新たに鑄鐵會社を創立して水道鐵管の註文を引受け、之れに依つて一儲けしようとするの計畫があつたのである。外國製鐵管を用うべしといふ私の主張が通れば、此の計畫は晝餅に歸するのであるから、此の人々は頗る熱心に内地製鐵管の使用を主張すると同時に、私の態度を目して利益の爲めに外國人と結託して居るとか、日本で製造し得らるべき水道鐵管を強ひて外國から輸入し、内國製の物を使用させぬやうに主張して居るのが何よりの證據であるなどと云ひ觸らし、此説が又當時の人氣に投じてなかく優勢であつた。併し私は頑として自説を枉げなかつた。

或日鑄鐵會社を計畫して居る某有力者が私を訪問して、言を盡し是非會社設立に賛助して呉れるやうに頼んで來た。詰り濫譯さへ自分の方の味方に引き入れてしまへば、自分等の計畫は苦も無く遂行し得らるゝと考へたからである。併し私は到底成功の見込み無き事を説いて、其の計畫を斷念

するやうに勸告すると同時に、私自身が之れに關係する事は勿論きつぱり拒絶したのである。私の意見の大體を述べると

『我國に於いて經驗の乏しき水道鐵管製造の如きは、初めから完全な製品を得る事は困難であつて、先づ瓦斯管の様な比較的簡易な物から製造を始め、漸次技師や職工を養成して行かなければならぬ。其上で水道鐵管を製造するといふならば養成する事も出来るが、鑄鐵社の計畫を見るに此の順序を踏まずして新たに製造場を建築し、新たに技師や職工を集め、全然無經驗の水道鐵管を製造して、多年經驗ある外國の鑄鐵場と競争を試みんとするは無謀も甚だしい企てである。其の結果は國家に益が無い計りでなく、資本を徒費するばかりであつて、失敗を招く事は火を暗るよりも明かである。一體事業に經驗の乏しい人は、一本か二本の鐵管を試製し、それが完全に出來ると幾らでも亦同様に出来る様に即断するけれども、實際に製造を開始する段になるとなかなかさう行くものではない。數百本數千本の中には多數の鑄損を生ずる事は明かであつて、従つて工費が嵩み到底十露盤が取れるものではない。従つて損失を來たすのは言を俟たない事である。此様な譯合であるから、鑄鐵會社の計畫は斷念せられた方が宜しいと思ふ。若し假りに鑄鐵會社が目的通りの製品を納入する事が出来、大いに利益あるものとしても私は現に市參事會員の

職にあるから、市の鐵管を請負ふ會社に關係する事は其の職務を執る上に於いて甚だ穩當でない。私は此度の計畫を是非思ひ止まる様にお勧めするが、若し私の意見を採用されずに鑄鐵會社を起されるにしても、私の立場としては其の事業にお力添へする事は斷じて出来ませぬ。」

と云ふ意味であつた。私が此様に會社の設立には賛成せぬし、内地製鐵管の使用には極力反對するものであるから、鑄鐵會社計畫中の幹部連中は私の誠意ある意見を誤解して、私が會社の設立を妨害するものであると思ひ、見當違ひにも私を恨む者さへあつた始末である。

私が暴漢に襲はれた際は、丁度此の水道鐵管問題で世論が喧囂を極めて居つた際であつたから、色々の流言が行はれたが、殊に私の反對の立場にある鑄鐵會社の遠武秀行君が壯士を使嗽したものだらうといふ説が最も眞實らしく傳へられた。遠武といふ人は元海軍の大佐であつて、其後實業界に身を投じた人である。私は遠武君とは以前から面識があつて遭難の數日前にも面會したが、其時は鑄鐵會社の事に就いて激論を闘はし殆んど喧嘩分れの様な有様で別れたので、それが世間を洩れて遠武君が壯士を使嗽したのであるといふ流言が行はれたものであるらしい。私は遠武君とは反對の立場にあるけれども個人としては固より何等の恩怨も無いものであるから、若し此儘にして置いたは遠武君が信用を失墜し、再び實業界に立つ事が出来なくなるだらうと思つたので、甚だ氣の毒

に感じて何うかして遠武君を救つてやらなければならぬと考へ、直ちに人を介して遠武君を招き胸襟を開いて談笑した。此事があつてから遠武君に對する流言は漸次鎮靜し、遂に其跡を絶つに到つたのである。猶ほ私を襲うた暴漢に對しても私は心から之れを憎む氣持にはなれなかつた。聞く所に依れば、僅か三十圓かそこらが宛與へられて申譯的にやつた事で、眞に私を害さうとする心では無いのであるから、出来る事ならば其罪を赦してやりたいと思つたけれども、天下の法を曲げる事は出来ない。公判の際は私も證人に呼ばれたので、寛大の處置を取らるゝ様にお願ひしたけれども、二人は遂に獄に投せられ、其中の一人は氣の毒にも獄中で死亡し、他の一人は減刑に依つて明治三十二年に出獄したが、放免後誰も世間で相手にする者が無く頗る窮して居るといふ事を傳聞したので、何か商賣の資本にもと思つて若干金を贈つた。其際に其男は非常に恐縮して私に禮を述べ、「さて、あの時の事は……」と先年私を襲撃した時の事情を語り出さうとしたから、私は其言を遮り、「あの時の事は今更私が聞いた所で何の役にも立たぬし、且つ却つて不快を感じる計りである。貴君とても今になつて之れを話したとて利益になる譯でもあるまいし、徒らに他人へ迷惑を及ぼすに過ぎないから、其話は一切口にせぬやうにせられたい」と諭し、眞面目に仕事をするやうに注意を與へて歸したのであつた。

三、俄然息はしき疑獄事件起る

鐵管問題の話が出た序で、あるから、其後の模様を簡単に申上げようと思ふ。私が熱心に外國製鐵管の使用を主張したに拘らず、専門技術家も内地に於いて水道鐵管が製出出来るといふ意見であつたので、市會に於いても大分議論が戦はされたけれども、遂に私の意見は容れられず、結局私の意見は葬られて内國製の鐵管を使用する事となつた。従つて鑄鐵會社も創立され、急遽工場を新築して鐵管の製造を開始し、之れを東京市に納入したのであるが、不幸にして私の豫言が的中し愈々事業を開始して見ると鑄損が多い爲めに何うしても引合はない。而も生産能力が十分でないから約束の期限迄に製品を完納する事が出来ず屢々延期を乞ふ有様で、會社當局も頗る頭を悩ました模様であつた。處が單にそれのみに止まらず、不正納入問題といふ忌しい問題が起り、遂には聖代の不祥事たる一大疑獄事件を惹起して、世の視聽を敵たしめるに到つた。其上に従來納入した鐵管は不良品が多かつたので、一旦埋没した鐵管を掘り出して更に外國製鐵管と取換へなければならぬといふ始末で、之れが爲め水道工事の甚だしく遅延した事は勿論、其の蒙る損失も亦頗る莫大なるものであつた。實際問題として此の事實が世間に暴け出されたのであるから、曾つては私を賣國奴である

と罵つた人々も、初めて私の主張が公正無私の誠意から出たものであることが判り、從來の濡衣が漸くとれたやうな次第であつた。私は固より最初から後暗い事は毛頭なく、私が外國製鐵管の使用を主張した理由は正々堂々たるものであつたから、世間の悪評などは固より意に介しなかつたけれども、考へて見れば正しい意見を主張した爲めに暴漢に襲はれたり、世間から悪評されたりして全く馬鹿々々しい事であつた。

——鐵管問題の東京市會の議に上るや、市會亦容易に決すること能はず、終に水道改良工事長たる内務省土木局長工學博士古市公威の意見を聞きたるに、古市は内國にても製出し得べしとの意見なりしかば、内國製を使用するの説は勝を制したり。明治二十六年一月東京鑄鐵合資會社は成立し、遠武秀行は社長となれり。工學博士野呂景義顧問技師たり。後ち組織を變じ株式會社となり、兩宮敬次郎、濱野茂等社長となれり。會社の資本は三十萬圓にして工場は月島に新築せり。然るに青淵先生豫言の如く、鐵管に鑄損が多く工費不廉にして收支償はず、且出來上りの期限契約の如く履行すること能はず、屢々延期を乞ふの止むを得ざるに至れり。明治二十八年十一月驚くべき報告は傳へられたり。鑄鐵會社の役員は試験不合格の鐵管を夜中竊に合格の鐵管と取替へ

符號を附替たり。又水壓試験器械を故意に違はせ試験官を欺きたり。是等の不合格の鐵管は數多既に地中に埋没せられたり、若し水を通ずるに至れば諸方より破裂すべしと。此報の傳はるや世論囂然として會社を攻撃し、兩宮敬次郎、濱野茂、野呂景義其他數多の役員拘留となり、又市會議員等内にも此の事件に關係して拘留せられたるものあり。久き審問の後ち兩宮、濱野、野呂等は無罪として放免となりたるも、會社役員等の内には處刑となりたるものあり。又東京市と兩宮等の間に損害賠償九拾餘萬圓の訴訟起りたり。又辯護士増島六一郎及元田肇と東京市との間に辯護料の訴訟となり、バルトンと東京市との間には水道設計料の訴訟となり、一旦埋没したる鐵管は再び掘起し、新に外國に注文の上其到着品を試験して埋没することとなり、其費用、其手數、其時日の遷延、其一般の不經濟、其全市の混雜と損害實に名狀すべからず。此に於いて前に青淵先生を攻撃したる者異口同音に先生の識見を嘆稱し、先生の意見の用ゐられざりしを頗る後悔せり。(青淵先生六十年史)

——明治二十八年に東京市の水道鐵管事件と云ふものが起つた。此の疑獄に引つ掛つたのは市の議員の外に、濱野茂と兩宮敬次郎とである。又疑獄の人としては取扱はれなかつたが、此の問題

に關連して澁澤榮一も壯士に斬られやうとした。此の三人の關係から事件は殊に有名になつた。此の事件は濱野と兩宮が經營してゐた鐵工會社から、市へ納入した鐵管に不正品があつたと云ふのが問題の初めであつた。今でも市の水道鐵管が時々破裂して漏水の爲附近の人家に迷惑をかける事があるが、前年の疑獄を追回して其の時の鐵管ではないかと思ふ。鐵管事件の口火となつたのは、鐵工會社で使つてゐた職工の一人森田又七といふ男が、市へ納入してゐる鐵管に不正品のある事を其の筋へ密告したに始まる。鐵管に就いては其の前から種々の取り沙汰があつたが、此の密告があつてから事件は著しく發展して、先づ社長の濱野茂が拘引された。濱野は相場師として名あり、其の相場に對する一種の竦腕は幾度か相場に大波瀾を捲き起して、濱野は恐る可き人として取扱はれた男である。(中略)會社側に言はせると森田の密告は會社に求むる所があつて、その容れられざる結果であるとの事だが、そんな事はどつちにしても可いとして、森田の密告から鐵管に不正品のある事だけは確實となつた。そして濱野が拘引されて事件は茲に一大發展をなした。其の後拘引される者は追々増えて、遂に兩敬危しと傳へらるゝに至つた。果然、檢事局は兩敬の拘引を警視廳へ委嘱して來た。其の夜兩敬は芝の紅葉館で澤山のお客をしてゐたが、警視廳の伊藤祐能が自ら數十名の巡查を率ゐて紅葉館を包圍した。纏て兩敬は宴會を濟ませて出て

來たが、それを見ると伊藤は自ら進んで令狀の執行をした。兩敬は素直に拘引されたから數十名の巡査は手持無沙汰で引き揚げた。此の事件は濱野と兩敬が處罰されて、ケリは着いたが、一時は何處へ行つても此の話で持ち切りであつた。(明治裏面史)

二六、電燈及瓦斯事業の創設

一、官營より民營へ

東京府の共有金取締を命ぜられたのは、明治七年の暮頃であつたが、次いで營繕會議所の委員を命ぜられ、東京會議所と改稱する様になつてから、其の會頭を命ぜられた。其の當時東京會議所では東京府下に於ける種々な事業を經營管理して居つたが、瓦斯事業の如きも亦其の一であつた。元來、瓦斯機械を外國から輸入したのは明治四年頃の事で、時の東京府知事由利公正氏が新吉原に瓦斯を點するといふ計畫で輸入したものであるが、機械の到着した頃には前の計畫が既に變更されて居つたので、折角計畫した瓦斯事業も其儘中止の已む無きに到り、機械は深川の倉庫に投げ込まれた儘であつた。處が明治六年の暮頃に到つて、折角大金を投じて輸入した瓦斯機械を其儘死蔵するのは惜しいから、市中に瓦斯燈を點して、市街を明るくしようではないかといふ議が東京會議所内に起り、之れを具體化する爲めには府知事や各戸長等とも相談し、點火費の取立方其他に就いて種種協議する處があつた。處が其の當時に於いて礦油燈、現華燈等といふ便利なものがあるから、其

中一番優れた物を採用したら可からうと云ふ事になつて、兎も角今迄放置されてあつた瓦斯機械を試験的に動かす事となつた。其中礦油燈は松本金兵衛なる者に任せて試験することとなり、東西中通より通油町邊にかけて約四五百基を設けたが、現華燈の方は只機械を備へたゞけで遂に實施せすに止んだ。而して瓦斯燈に就いては、高島嘉右衛門に託して試験する事となり、明治七年の夏頃瓦斯局敷地として、東京府廳から芝の濱崎町の地を下付せられた。之れが抑々我國に瓦斯事業の興る濫觴である。

瓦斯事業に關しては我國に専門的知識を有する技術家が居らなかつたから、佛國人ベリグレンを招聘して總ての設計其他を依頼し、明治七年の暮から事業を開始したのであるが、其の當時の瓦斯製造能力は最大一日凡そ二萬五千立方呎であつて、規模が小さいだけに大分高價なものについた。最初街燈を建設したのは京橋通、萬世橋附近、淺草橋附近等で、次いで數寄屋橋通、淺草雷門附近等にも點火したが、之れが爲め夜の市街は見違へる様に明るくなつたけれども、瓦斯料金が比較的高いので一般に普及するに到らず、收支相償はぬばかりか、缺損又缺損を繰返すのみであつた。瓦斯事業創始以來、其の經營は東京會議所が之れに任じて居つた關係上、私は最初から此の事業に關係した譯であるが、明治九年に東京會議所が廢せられるに當り、瓦斯事業は東京府廳直轄の下に經

營する事となり、從來東京會議所内の瓦斯係が擔任して居つた瓦斯事業の一切を、東京瓦斯局に引繼ぐ事となつた。私は引續き東京瓦斯局長を囑託されて其の事務を統轄する事となつた。處で僅か二三年の經驗ではあるが、從來の如き小規模では到底收支償はぬのみならず、礦油、現華の二科を存置して居つては却つて事業の發展を期する事が出来ないを考へたので、府廳に建議して礦油、現華の二科を廢し、専ら瓦斯事業に力を注ぐ事とし、且つ瓦斯機械を増設して大いに規模を擴張し、一面に於いては公私の需要を奨励して、之れに依つて瓦斯料金の低廉を圖り、收支相償ふ様な經營方針を採る事となつた。斯う云ふ風にして瓦斯事業は漸次規模を擴張したが、一般に普及せられないので何うしても收支が相償はない。それに街燈の點火費は其の道路に居住して居る商人と、地主とから折半して徵收する制度であつたが、それが又頗る困難な事でなか／＼成績が擧がらない。それで已むを得ず一時府稅から點火の實費を補助し、事業の維持を圖ると同時に瓦斯料金を低減して需要の増加を奨励したものである。併しそれでも思ふ様に需要家が増加しない。之れに就いては私も大いに苦心し、或ひは種々の見本を作つて其の便利である事を説いたり、或時は懇話會を開いて御馳走政略を用ゐ、點燈者を勧誘するやうな事もやつた。此様にしてまで奨励したけれども、瓦斯事業は損失するのみで維持經營する事は殆んど見込みが立たない。瓦斯事業が此様な状態にある一

面に於いて、明治十四五年頃になつて、瓦斯局の事業は營利を目的とする可き性質のものであつて、府廳が直轄の下に斯くの如き事業を營む事は當を失する嫌ひがあるから、民間に下渡して私設事業とする方が適當であるといふ議論が起り、此の議論がなかく有力になつた。

瓦斯局拂下説に一層氣勢を添へたのは電燈事業の勃興である。尤も當時に於いては未だ日本には電燈事業が輸入せられてゐなかつたけれども、歐米諸國に於いては電氣事業が頗る盛んとなり、之れが爲め瓦斯事業は壓迫せられつゝあるから、若し我國にも電氣事業が興る様になつたならば、瓦斯事業は之れが爲めに滅亡してしまふであらう、斯かる前途に見込みの無い事業を東京府が經營するといふのは宜しくないから、之れ以上損害を大きくしないやうに速かに民間に拂下げてしまつた方が可いと云ふ説が起つた。此説には當時の府知事や府會の常置委員等も賛成で、府會内に此の空氣が漸次濃厚になつて來たが、民間に於いても亦殆んど拾値同様で瓦斯局の事業一切を拂受けようと云ふ希望者も出て來た。而も其の拂下げの條件と云ふのは、府當局や府會の空氣を察知して、僅かばかりの現金を上納した以外無利息で而も十箇年々賦で買收しようといふのである。府會の常置委員は五箇年々賦位ならば承諾する様な意嚮を有し、府知事も亦厄介な荷物を背負つてゐるより早く手離した方が可いと云ふ意嚮だつたと見えて、略々之れに同意する様な態度であつた。此の間

題に就いて私にも相談があつたが、私は之れと全然反對の意見を有つて居つた。瓦斯事業に對しては既に十年近くも苦心經營して來たが、未だに利益を擧げる事が出來ない。併し多年苦心の甲斐があつて、漸く需要家も増加して來たから、今後二三年も持續したならば必ずや相當の利益を擧げ得るとの自信を得る様になつた。謂はゞ漸く前途に曙光を認むるに到つたのである。而も此の事業に對しては既に二十數萬圓を投じて居り、今更電燈が恐い經營が困難だのと云うて捨賣する時は、此の事業に投じた資金を損失しなければならぬ事となる。民間に拂下げる事は可いとして、今日は其の時期でない。少くとも今後二三年持續して相當の利益を得る様になつた際に拂下げをしたならば、東京府で少しも損失を蒙らず之れを民業に移す事が出来る。私は斯う云ふ意見であつたので、早速府知事に面會して私の意見を申述べ

「今日捨賣するのは甚だ當を得ない處置と考へられる。今後二三年持續したならば必ず相當の利益を擧げる様にして御覽に入れます。民間に拂下げるのは其上での相談で可からうと信じます。今斯く需要家が増加して來て、先の見込みも立つた矢先に非常な安値で拂下げるといふのは、頗る残念至極に考へられます。殊に電燈が恐いから今の中に拂下げようなどと云ふ議論もある様であるが、それは以ての外の考へ違ひであつて、假令電燈事業が輸入されても、之れが爲めに瓦斯

事業が衰頹する様な事は断じて有る可き筈がありません。」と談し込んだのであつた。府知事の云ふには

「常置委員の意見が略々拂下げに一致して居るので、私も之れに賛意を表したのであるが、君がそれ程迄の自信を有つて云はれるならば、私としては決して即時拂下げを固執する者ではない。就いては常置委員に面會して君の意見をよく説いて呉れるやうに……。」

この辯解をした。そこで私は府會の常置委員の人々に面會して、瓦斯事業拂下げの時期尙早の理由を諄々として説き、眞に府民の利益を顧慮するならば拂下げを急がず、相当利益を擧ぐる様になつてから處分す可きであると、誠意を披瀝して辯論した處、常置委員の言ふには

「貴方がそれ程迄に自信があり、反對を主張せらるゝならば何も今急いで拂下げるには及ばぬ。實は拂下希望者と貴方とは非常に懸念であり、又既に貴方が其の希望者に向つて賣つても可いと云ふ意圖を洩らされたと云ふ風に聞いて居つたので、拂下説が進行したのであるから、經營者たる貴方の眞意が分つた以上は拂下げは見合せにしよう。」

と云ふ事に意見が纏り、一時殆んど決定しかつた瓦斯局拂下問題は中止される事となつた。

二、民間經營と其後の發達

府知事並びに府會常置委員の間に、略々拂下げに決定してゐた瓦斯局を引續き經營する事になつたのであるから、私の責任は一層重きを加へた譯である。私は瓦斯局長を囑託せられて居るからと云つて、別に東京府から給料を貰つて居る譯ではなく、事業發達に貢献する考へで之れまで銳意經營に苦心して來たのであつて、瓦斯局の存續を主張したのも亦東京府へ損失を掛けないと同時に基礎の確立を期せんと欲したからである。それで更に生産費の低下、需要家の増加、利用方法の普及、事務上の刷新等に就いて銳意苦心努力して經營に没頭した結果、漸次豫期の成績を擧げるに到り、明治十七年には僅かではあるが八千圓計りの利益を計上するに到つた。之れで漸く私が府知事並びに府會常置委員に對する言明を果たす事が出来る様になつた次第である。

此様に瓦斯事業も漸く目鼻がつき、民業に移すにしても以前の様に捨賣などする必要が無い様になつたので、今日こそ民業に移す最好適の時期であると思ひ、府知事に向つて其の意見を述べた。府知事並びに府會に於いても私の意見を容れて拂下げを實行する事となつたが、私としては云はゞ嫩葉の中から手摺に掛けた事業であり、折角經營の基礎が定つた此の事業が中途で挫折するやうな

事があつたならば、多年の苦心も水泡に歸すると思つた。そこで大倉喜八郎、淺野總一郎其他の人々と相談して、瓦斯事業を引受けて經營する事となり、私が委員總代となつて明治十八年九月、二十四萬圓を以て瓦斯局の拂下げを受け、同年十月朔日を以て東京瓦斯會社を創立し、從來の東京瓦斯局の事業一切を繼承して營業を開始することゝなつた。私は選まれて瓦斯會社の委員長となつたが、創立當時の資本金は二十七萬圓であつて、今日の龐大なる東京瓦斯會社と比較すれば、頗る微微たるものには相違ないが、兎も角民業としての初聲を擧げた譯である。

——明治四年二月、時の府權知事由利公正氏瓦斯燈を市内に建設せんとし、市の共有金を以て英國より器械を購入し、明治六年六月東京會議所は此器械を以て市内樞要の地に瓦斯街燈五百基の建設を決議し、佛國技師ベレグレン氏を雇入れ工を董せしめ、瓦斯焚爐を木挽町に設けた。十二月之を芝濱崎町に移し、七年一月京橋以南に街燈を建設し、十二月十五日試點火を行ひ同月十八日より始めて點火した。其數八十五基、是れ實に東京に於ける瓦斯事業の濫觴である。明治七年十月澁澤榮一氏の會議所總轄を囑託せられて以來、瓦斯燈の基數漸次増加され八年に至り三百五十となつた。翌九年一月東京會議所は其行務科の事業一切を擧げて府廳に引渡すことゝなつたが、

此時から瓦斯事務も亦新一局を府廳内に設けられ、澁澤氏は之が事務長に西村勝三氏其副となつた。是れ即ち今の東京瓦斯株式會社の前身である。當時瓦斯事業に支出した金額は、創立以來明治九年五月に至る四十六箇月間に十七萬五千五百五十六圓餘を費し、収入は點火料として僅に六千三百十餘圓に過ぎなかつた。斯くては到底維持の見込がないので府税を以て街燈費用を支辨する事に決した。明治十四年度瓦斯局收入豫算を議するに當つて遂に公告の上購買希望者を募り賣却の議を決した。其理由は該事業は營利を目的とするにあり、府廳で經營するは其の當を得ずといふのであつた。併し時の局長澁澤氏は大に反對し、趣意は可なるも未だ其機に非ずとて熱心に此議決を斥け漸く賣却を延期した。爾來澁澤局長は銳意事業の整備發達を圖り、明治十八年三月始めて瓦斯局公賣の案を具して之を知事芳川顯正氏に陳情した。芳川知事は直に府會に議して二十六萬九千圓にて賣却するに決し、同年九月、瓦斯局拂受人總代澁澤榮一、藤本精一の兩氏に命令條目を交付し、全く授受の手續を了したのは明治十八年十月一日であつた。之と同時に東京瓦斯株式會社は瓦斯局拂受人の盡力に因り資本金二十七萬圓を以て創立せられ、本社を芝濱崎町に置き、澁澤、藤本の兩氏及び淺野總一郎、須藤時一郎、大倉喜八郎諸氏委員に當選し、互選を以て澁澤氏は委員長となつた。(日本産業發達史)

東京瓦斯局の拂下げを受けて、東京瓦斯會社が瓦斯事業を經營する様になつてからも、幾變遷あるを免れなかつた。何しる當時の需要戸數は僅に三百五十戸内外で、燈數にしても街燈を合せて七千燈内外であつたから、其の不振加減は想像に餘りあるだらう。併し幸ひにも漸次瓦斯利用の途が一般に知らるゝ様になり、年と共に需要が増加するに到つたので、之れに伴うて會社に於いても數度に亘つて資本金の増加を行ひ、設備の擴張増設を爲し又副産物の精製所を設置してコーンタール蒸溜及び硫酸アンモニアの製造をしたり、器具類の製作販賣等をも始めるなど、事業の擴張を計ると同時に、生産費の低減に努めたので、瓦斯の需要は全市に普及するに到つた。其後瓦斯事業の有利なるを見て東京に同業會社が出来、一時激しい競争をした事もあるが、結局兩社の合併が成立して東京に於ける獨占權を得るに到つた。公益的事業の獨占の可否に就いては別に議論もあるが、兎も角瓦斯事業は此様な變遷を経て今日に到つたのである。私は其の最初から關係して、明治四十二年に社長の椅子を退くまでは直接經營の衝に當つたのであるが、此の事業經營に就いては詳しく申せば尙ほ幾多の経緯もあるけれども、餘り面白い話でもないから大體の沿革を申上げるに止めて置かうと思ふ。

三、一基の電燈が衆目を驚かす

日本に於ける瓦斯事業は、斯様な變遷を経て今日の發達を來したのであるが、電氣事業は其の發明が後だつただけに、瓦斯よりも遙かに遅れて日本に起つた。私は電氣事業に關しては瓦斯事業の様に密接な關係は有して居らぬが、併し日本最初の電氣會社である東京電燈會社の創立にも携はり、其後廣島電氣、東京水力電氣其他の電氣會社創立にも關係したのであるから、滿更縁故がない譯でもない。詳しい事は知らぬが、米國に於いて電燈の發明されたのは明治十年前後の事であつて、それが漸次世界の文明國に行はれる様になり、外國人によつて日本にも之れが傳へられた。それで私共も是非此の文明の新らしい利器を日本にも採用したいと考へ、大倉喜八郎氏や其他の人々とも相談したが、會社を組織して此の事業を營むにしても、第一に電氣燈といふものは何ういふものであるかを一般に知らしめなければ、株式の應募者もなからうし、又需要家を得る事も困難であるから、電燈の價値を知らしめるために、銀座通りの大倉組の前の街燈に千燭光であつたか、二千燭光であつたか、兎も角非常に明るい弧光燈を點して謂はゞ實物宣傳を試みたのである。それが丁度明治十六年頃の事である。電氣事業の計畫といつても、其頃は今日のやうに盛んに動力に利用する事など

は考へてゐなかつたので、専ら電氣燈としての需要を喚起せんとするにあつたことは言ふまでもない。處が何しろ洋燈でさへ全國的に行亘つて居らぬ時代であるし、瓦斯事業が漸く民業に移つたばかりの頃であるから、東京市民の其の明るいのに肝を潰し、之れが非常な評判となつて毎晩見物人が群集するといふ有様であつた。今から考へれば全然嘘の様に思はれるだらうが、之れが當時に於ける實狀であつたのである。一方に於いて斯様に實物宣傳を試みると同時に、電燈會社創立の計畫を進めて株式を募集した。幸ひ之れが賛成者も相當にあつたので、資本金二十萬圓で東京電燈株式會社が創立され、明治二十年頃から初めて電燈が東京市中に點される事となつた。其後の發達の模様には就いては多く言ふの必要はあるまい。今日では全國到る處に電氣會社の設立を見ざるなく、殊に我國は水利に恵まれて居る關係上、水力電氣の物興著しく、燈用は素よりのこと大小の動力は殆んど悉く電力による有様で、將に電氣の時代を現出したるの盛觀を呈して居る。電氣事業は今後益々發達すべく、將來は理想的の電化時代となるであらうが、明治二十年頃に遡れば一基の電燈が見世物の様に人氣を集めたのであるから、全く隔世の感があるではないか。

——西曆千八百七十年の頃、米國に於て電氣燈の發明あるや、漸次各國に行はれ、間もなく上海

に於ても點火せらるゝに至れり。青淵先生及び大倉喜八郎等相謀り、此の文明の新利器を東京市中に於ても採用せんと欲し、先以て功用を衆人に知らしむる爲め、銀座通り大倉組の店先に電氣燈一基を點火して大に衆目を驚かし、毎夜見物人の遠方より群集するに至れり。明治十九年七月先生等創立委員となり、東京電燈會社を創す。後に至り先生委員を辭す。東京電燈會社は明治二十年一月二十二日より初めて點火す。爾後全國の重なる場所に於ては電燈會社の創立を見るに至れり。(中略)

米國人エヂソンの電話を發明したるは、西曆千八百七十七年なり。青淵先生及大倉喜八郎等速に此の文明の新利器を我邦に採用せんと欲し、其私設を許可するや否やを政府當局者に諮る。當時電信は政府の専有なるも、電話に付ては未だ何等の規定なかりしを以て、政府に於て之を許可するの意あり。先生即ち理學士澤井廉を人選し、之に取調を託し明治二十年米國に留學せしむ。澤井米國に渡りエヂソンに従て大に研究する所あり。既にして政府の議、電話を官設とするに決し、先生に協議して前議を取消し、先生等より澤井を譲り受け、専ら電話の設置に任せしめたり。

(青淵先生六十年史)

——明治十二年三月、工科大学の晩餐會に林董氏(後年の伯)は二頭立の幌馬車で悠々と會場に乗り付けた。林さんは土藏の様な建物の入口にタゾヤ行燈が仄暗く蓄の櫻に照り映ゆるをチラリと見た。斷つて置くがタゾヤ行燈(軒燈)には昔、吉原西田屋の遊女誰也が揚屋の歸途小路の暗がりに刺されたので、それより揚屋の軒には丸提燈を點じたといふ凄艶な因縁話さへからまつてゐる。タゾヤ行燈に引換へ、會場には硝酸瓦斯の蒙々と立て籠めた中にエレキの電燈が紫に輝いてゐた。紅毛人イルトン氏の指揮の下に學生が電池でブラッシュユ弧光燈を點じたのである。驚いたのは林さんだ。電氣室に案内されると學生に巻煙草を一本づつ呉れて「眩しくて座に堪へない。エレキを消して呉れ」と、あの剛愎な小腰を屈めたど云ふ。尤も之れより先き十一年三月、中央電信局の開業祝の夜宴にロジボスタ式の弧光燈を點じた事もあり、實驗室では火花式カーバイト、水銀蒸氣等の弧光燈が試験され、英國から回送された當時の新鋭、扶桑、比叡、金剛の軍艦にも電燈の装置があつたが、之れは人心擾亂の虞れがあると云ふので滅多には點燈を許されなかつた。東京電燈會社(資本金貳拾萬圓)の成立は明治十六年二月であるが、前年の七月には發起人が電燈の威力を公衆に示す爲に、銀座の大倉組の街燈に二千燭光の弧光燈を點じ、さて設立趣意書に述べて云ふには「電燈三箇を點すれば、東京の夜は眞晝の如し」と、吹きも吹いたりである。電燈會

社は最初、本所亀島町の土間に三馬力の石油原動機を据ゑて、隣りの鰻屋大國屋に點し、二十年十一月南茅場町に第二發電局の新設される迄は、弧光燈、白熱燈の發電機を持ち歩いて點燈に應じたものである。此の年の十二月、江戸橋郵便局、今村銀行に燦爛と輝いたのが架空配電線に依る初めであつて、又一般の需要に應じた之れが皮切りでもあつた。そして翌二十一年末の點燈數は東京全市を通じて僅に百三十八箇、十燭光月圓の料金で、まだ實用と迄は行かず殆んど裝飾品の域を脱しなかつたのであるが、其の後電燈事業は急速な進歩を來たし、明治二十五年には全國に兩手に餘るほどの會社が出來、東京電燈の取付け總箇數、三萬五千燈に上つたと云はれてゐる。(財界ロマンス)

——ランプ亡國論……之れは西洋の文物が輸入されて、石油使用のランプが行はれ、瓦斯燈が灯されるに至つた明治十五年頃、佐田介石といふ男が盛んに唱へた國粹保存論である。丁度此の頃私が電燈事業を目論んだのサ。初めは大したものぢやなかつたんですよ。何でも百燭位だつたと思ふが、アメリカのブラッシュユといふ人の發明した電燈でネ、エヂソンよりは早いんだ。それを大倉組の二階から棒の先にぶらさげたのさ、處が大した評判だ。世界で一番明るいのはお太陽様

その次はお月様、三番目は此のアーケ燈だといふので引きも切らずの人ばかりだ。そこで京都でも見せてやらうと云ふので、ブラッシュの職工を連れて行つた。花盛り、都踊りも眞盛り、その踊りの演舞場へ持ち込んだ。ところが、ごういふ譯か電燈に照らされる顔色が蒼く見えるといふ噂が立つた。何でも顔を赤くして……といふので、祇園の美形悉くがいはゆる京都風の厚化粧といふやつで赤く塗り立てたからたまらない。まるで酔つ拂ひがフラ／＼してゐるやうな恰好さ……さて會社が出来たが、皆電氣の事は知らない。だから分らなくなると『藤岡(市輔博士)の處へ行つて』といった具合さアハ、ハ、ハ。(大倉喜八郎翁談)

二七、王子製紙の今昔

一、大體の骨組みを計畫

我國に於いて洋紙の製造を始めたのは、明治五六年の頃である。未だ私が大藏省の役人をして居つた頃の事であるが、其頃迄は西洋紙は總て海外から其の輸入を仰いで居つたのであるが、明治五年頃には大藏省紙幣寮に於いて公債證書、紙幣、諸印紙などの發行があり、其外に洋紙の需要が漸次盛んになる傾向が顯著なので、主として私が大體の骨組みを案じ出し、紙幣寮から三井組、小野組、島田組等に勸めて製紙業を始めるやうに盡力した。之れが動機となつて明治五年初めて抄紙會社を創立し、英國から製紙機械を購入し、且つ英國人の機械技師と米國人の抄紙技師とを招聘して事業を開始した。之れが後年の王子製紙會社の濫觴であり、且つ我國に於ける洋紙製造業の嚆矢である。而も創立當時の資本金は僅かに拾萬圓であつて、東京府下の王子町に工場を建築したが、到底最初の資本金では何事をも爲し得ぬので、明治八年の夏頃に愈々事業を開始する運びに到る迄には、資本金も漸次増加して貳拾五萬圓となつたが、而も發起人中には種々の故障の爲めに株金の拂込をな

さなないものが約半分位もある有様で、事業を開始せぬ前から資本の缺乏を告げ、其の前途は大いに悲觀されたものである。私は明治六年五月に官を退いたので、在官時代の縁故から抄紙會社の經營の任に當る事となり、明治三十年頃迄同會社の經營の衝に當つたが、其の基礎を築き上げる迄には一通りならぬ苦心を要したものである。

何分當時に於ける新聞雜誌の如きも頗る微々として振はず、従つて民間に於ける洋紙の需要は頗る少なかつたから、販路は主として官用に供する有様であつた。従つて需給の權衡が旨く取れず製品の販賣上に就いても非常に困難を來したのである。而も其の一面に於いては、製品が仲々見込通りに行かず、採算上から云つても餘程經營が困難であつた。私の考へる處では、維新の大業が成就した當時に於いて、第一に進むべきものは文運であると思ひ、且つ文運の發達には製紙事業を興して、廉價な洋紙を供給し、圖書及び新聞雜誌等の出版を盛んならしめる事も重要な要素の一つである。と信じ、在官中に民間有力者に勸めて此の抄紙會社を興したのであるが、何分にも精巧な機械の力を以て工業を興すといふことは、殆んど我國に取つては初めての事であつたから、萬事に於いて不便利が多く、加ふるに其の經營に従事する者も、又實際製造に携はる工場員も悉く經驗が無く、云はゞ素人揃ひで始めた仕事であるから、初めから旨く行く筈がない。それに私の心持では最

初百萬圓位の資本で會社を興したい希望であつたが、實際問題として見ると製品の成績も見定めが付かず、需要の方面も亦進歩して居らぬから、初めから大規模でやつては失敗の基である。と考へ、前に申述べた様な資本で仕事を始めたのであるが、素人の集りであるから、工場の建築や機械の設備に關しては英吉利の技師に一任し、製紙の方面に關しては米國人の技師に指導を仰ぐ事としたのである。

さて愈々事業を開始して、日本人を米國技師に従はせて製紙に取り掛つたが、紙の漉き出しを試みるに何うも旨く行かない。漸く少し出たと思ふと直ぐに切れてしまふし、今日は少し可いと思ふと翌日は又切れてしまふ。こんな風であるから私も初めの間は殆んど隔日位に工場に出張して見たが、どうも完全な製品が出来さうにもない。それで私は米國技師に、

「こんな有様ぢや駄目ではないか？機械は最新の優品であるし、原料も水も藥品も總て君の註文通りの物を取揃へてあるのに、愈々仕事を始めて見ると、此様な有様では結局君の技術が不完全である。と見なければならぬ。こんな事では君を信頼して事業を經營して行く事は出来ない。」

と詰問した處が、最初は職工が自分の吩咐を聞かぬとか何とか遁辭を構へて居つたが、私はそれを勿ねつけて、